

11.
建設

21
5
22

⑥

国立公文書館	
分類	内閣府 平成17年度
排架 番号	4E
	34
	317



裏面白紙

建

設

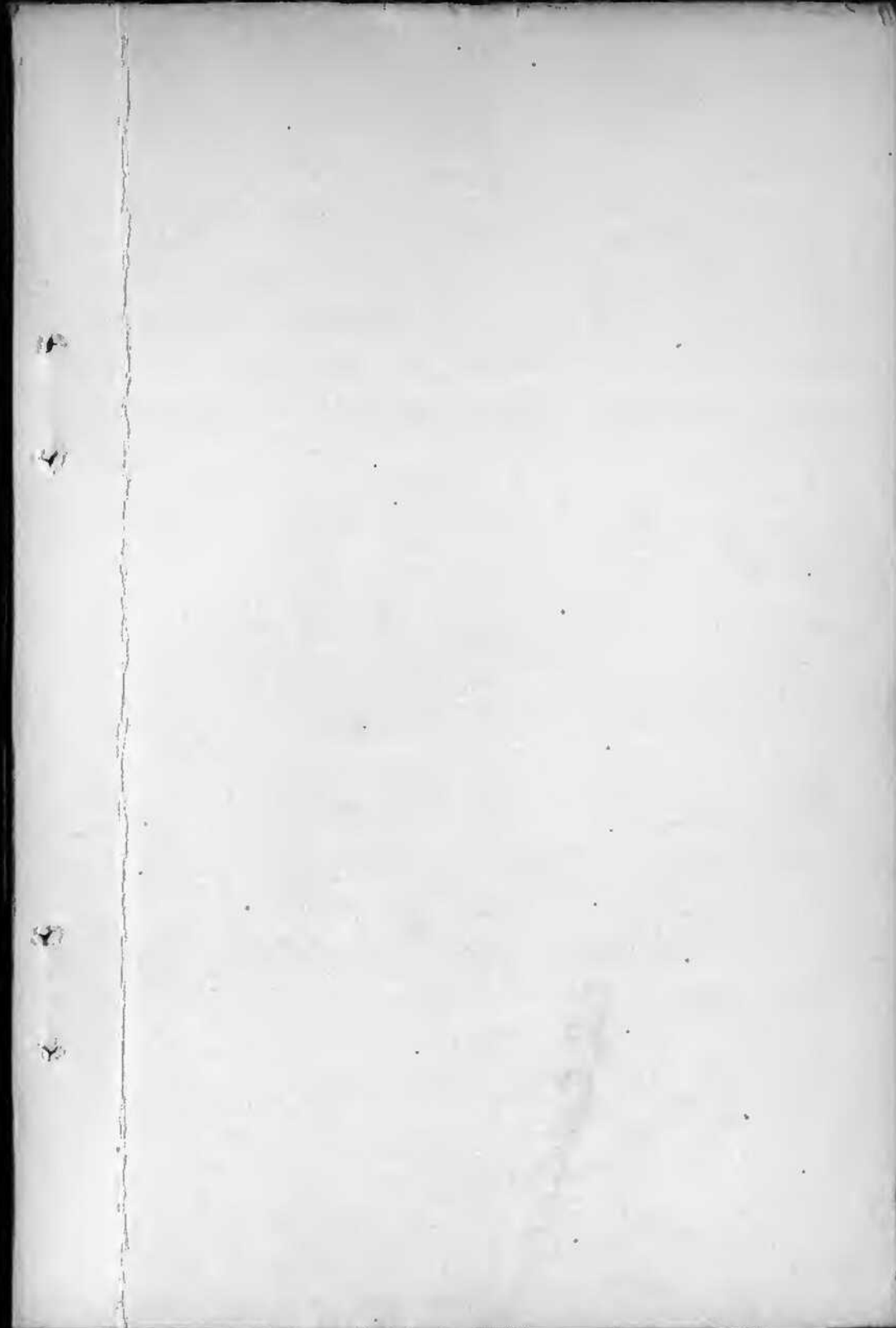
関

係

建

設

一般



建設
21
22
年

6. 建設一般

裏面白紙

住
宅
對
策

經濟企画庁

(1号・23行)

裏面白紙

8 炭鉱住宅建設推進員の設置

- (1) 各炭鉱を以て本社及現場に於て本計画完遂責任者及公代理者（事務担当者）を決定せしめ、右炭礦は震災復興院經由之れを経済安定本部へ通報、経済安定本部はその氏名等をG.H.Q.に届出せしむること。各地方行政事務員については、地方建設推進員若干名を選任し、震災復興院へ通報、震災復興院は之れを経済安定本部に更へて通告し、経済安定本部は、その氏名等をG.H.Q.に届出せしむること。炭鉱住宅建設地方建設推進員は、常へて工事の推進を図ることにも、被災地状況を監査し、之れを地方推進委員会及び震災復興院に報告、震災復興院は更へて経済安定本部に報告すること。
 - (2) 経済安定本部に四名程度の炭鉱住宅中央建設推進員を置き、隔週毎に現場を視察し、工事の推進を図ることにも、被災地状況を監査し、之れを中央推進委員会及びG.H.Q.に報告すること。
 - (3) 本計画実施に当たり協力を怠り若しは之れを拒む者は、最重なる処置をせしむること。
- 9) 其の他
- (1) 建設事務者の生産必需品の配給率に付ては炭鉱労働者と同様の取扱ひをなすこと。
 - (2) 建設用地確保の爲御料地の排下げ又は廉價に家買をせしむる上、の措置を講ずること。
 - (3) 資材の調達及びその輸送に際し関係法令の規定達成者に対し、被災地を以て之れを摘発し、処罰すること。
 - (4) 建設促進状況は建設促進状況報告を半月報を以て、毎月十五日後又は月末後、の日に、経済安定本部にたいし、定期的に報告すること。

商工省 復興院
課長

宮内省

内務省
局長

(1) 2/年度下期茨城労働者住宅新築計画山別資材割当表 (新築分)

地区名	戸数	坪	木材	釘	セメント	砂子	豊後	電線	電線	パイプ
池田	400	4,500	19,200	9,100	72,000	48,000	5910	800	12,000	12,000
三勝	80	960	3,540	1,920	14,400	9,600	1,113	160	2,400	2,400
志田	80	960	3,840	1,920	14,400	9,600	1,152	160	2,400	2,400
川島	100	1,200	4,800	2,400	18,000	12,000	1,440	200	3,600	3,600
高崎	80	960	3,840	1,920	14,400	9,600	1,152	160	2,400	2,400
港	70	840	3,360	1,680	12,600	8,400	1,065	140	2,100	2,100
大井	50	600	2,400	1,200	9,000	6,000	720	100	1,500	1,500
小計	910	10,820	42,180	21,840	83,800	54,000	7,104	1,820	29,300	29,300
川口	50	600	2,400	1,200	12,000	8,000	920	100	1,500	1,500
知根	25	300	1,200	600	6,000	4,000	360	50	750	750
三井	25	300	1,200	600	6,000	4,000	360	50	750	750
大井	50	600	2,400	1,200	12,000	8,000	920	100	1,500	1,500
新美	60	720	2,880	1,440	14,400	9,600	1,152	160	2,400	2,400
小計	250	3,000	12,000	6,000	30,000	20,000	2,500	500	7,500	7,500
盟	120	1,440	5,760	2,880	21,600	14,400	1,828	240	3,600	3,600
好	100	1,200	4,800	2,400	18,000	12,000	1,440	200	3,000	3,000
勿	30	360	1,440	720	5,400	3,600	432	60	900	900
小計	250	3,000	12,000	6,000	24,000	16,000	3,600	510	7,500	7,500
中	40	480	1,920	960	7,200	4,800	596	80	1,200	1,200
小計	40	480	1,920	960	7,200	4,800	596	80	1,200	1,200
沖	50	600	2,400	1,200	9,000	6,000	720	100	1,500	1,500
小計	50	600	2,400	1,200	9,000	6,000	720	100	1,500	1,500
總計	1,500	18,000	72,180	36,000	123,000	80,000	10,100	3,000	45,100	45,100

昭和二十一年度下半期茨城労働者住宅補修工別費掛割当表 (補修分)

棟名	坪数	延坪	木材	釘	セメント	珪子	畳	電球
三勝志飯上	500	1,000	15,000	2,000	42,000	6,000	7,200	1,000
田尻塚	111	1,200	3,600	1,800	8,400	12,000	1,440	200
山	300	3,600	10,800	5,400	25,200	36,000	4,320	600
二柳	100	1,000	3,000	1,500	6,000	12,000	1,440	200
大坪	50	100	1,500	700	4,200	6,000	720	100
橋川	150	1,800	5,400	2,700	12,600	18,000	2,160	300
峰	80	960	2,880	1,440	6,720	9,600	1,152	160
馬	200	2,400	7,200	3,600	16,800	24,000	2,880	400
北	100	1,200	3,600	1,800	8,400	12,000	1,440	200
立	70	840	2,520	1,260	5,880	8,400	1,008	140
大	50	600	1,800	900	4,200	6,000	720	100
忠	50	600	1,800	900	4,200	6,000	720	100
大	50	600	1,800	900	4,200	6,000	720	100
下	40	480	1,440	720	3,360	4,800	576	80
山	50	600	1,800	900	4,200	6,000	720	100
新	50	600	1,800	900	4,200	6,000	720	100
野	50	600	1,800	900	4,200	6,000	720	100
計	150	1,800	5,400	2,700	12,600	18,000	2,160	300
小	2310	29,920	83,160	41,580	194,040	27,720	33,264	4,620

裏面白紙

(10)

21年度下期炭坑労働者住宅新築並補修計画費材類別別当表

地名	戸数	延坪	木材	釘	セメント	硝子	畳	電球	電線	ワイヤ
長崎	新築 710 1960	32040	34080 71560	17040 35280	122800 114640	25200 25720	10224 20224	5340	21300	21300
佐賀	新築 130 230	3460 2140	8600 4180	4800 2340	32600 10920	24000 15600	2880 1772	660	6000	6000
北九州	新築 50 200	3000	2400 7200	1500 3600	9000 16800	6000 24000	220 2080	500	1500	1500
福岡	新築 250 300	6400	12000 10800	6000 5400	45000 25200	31000 36000	3600 4220	1100	7500	7500
茨城	新築 40 10	1800	1980 2160	960 1080	7200 5040	4800 7200	576 864	200	1200	1200
山口	新築 1250 1150	15600	12600 37800	6000 18900	60000 221000	30000 122000	3600 15020	2100	7500	7500
計	新築 1500 3920	15040	22000 141120	36000 70560	205000 367080	120000 470400	21600 57848	10840	45000	45000
総計	5420	15040	23220	106560	652080	650400	22048	10840	45000	45000
坪当り	新築		セ 木	釘 15	セ メ ン ト 7	硝 子 10	畳 1.2	電 球 1 セ ン チ		

内閣訓令第 号

經濟安定本部令第一條第二項の規定により、炭鉱労働者
住宅建設用資材確保要領を次のように定める。

昭和二十二年一月 日

内閣總理大臣 吉田 茂

炭鉱労働者住宅建設用資材確保要領

第一條 産業の回復及び振興の基礎物資である石炭の増産

11

12
9.4

してある資材又は製品と同一のもので、且つ前記證明書に
異なる註文の引渡をなすことにより、右の夫々の
の先約註文の引渡を妨げる場合、尚、この場合は、
いそは本割令によるものは、右先約註文の次値にお
くこととする。

運輸省は次の内容を規定する命令を發する事
本割令に基いて發行される證明書を呈示してその
資材の輸送（私設鉄道、船舶によるもの及び小運送等
を含む）の申込みを受け在場場合は、米麦等の主要資材
又は石炭並産物又は運合車により正式に發行せしむる
書類による資材の輸送と競合する場合を除き、最後先
次値を以てその輸送を引受けることを要する。

第二條 主務官廳は本命令に反する違反行為が発生した
場合は、直ちに所轄地方検事局に委細を報告し、その寫
を經濟安定本部に送附することを要する。違反者は右い
しては臨時物資需給調整法の規定する罰則を適用するよ
う直ちに所要の手續を講じなければならぬ。



炭礦労働者住宅建設について(案)

(昭和三二一七)

昭和二十一年度下期における炭礦労働者住宅建設計画並に
はその促進については、先きに昭和二十一年十二月二十日
の閣議において決定したところであるが、その後マ司令部
より炭礦労働者住宅建設資材確保について、政府において
強力な法的措置を講ずるよう指示を受けたので、これがた
り、別紙内閣訓令を施行し、所要資材の調達及びその輸送
については、最優先順位を有し、且つ公定価格をもつて引
取りせらるることとし、先般閣議において決定した事項につ
いても、マ司令部の意向を酌み、夫々別紙の通り改訂する。
尚ほ改訂した諸点は左の通りである。

一) 建設主務官廳は戦災復興院とする事。
二) 建設資材

建設用資材は公定價格をもつて調達し、その入手については、戦災復興院が強力に斡旋する事。

三) 建設資材の輸送

輸送は運輸省が、最優先順位をもつて実施するよう所要の命令を發し且つ二水を有効に実施されることと引受けする事。

四) 建設費を炭價に織込む事。

右の原則は認めらるが、償却年限(前回拾年)は、建設後

天際の建物を鑑定しその年限を決定する事。

五) 融資條件の内償還期限延長。

(四)の償却年限が延長され且場合は融資の償還期限も是れに應じて十年以上とする事。

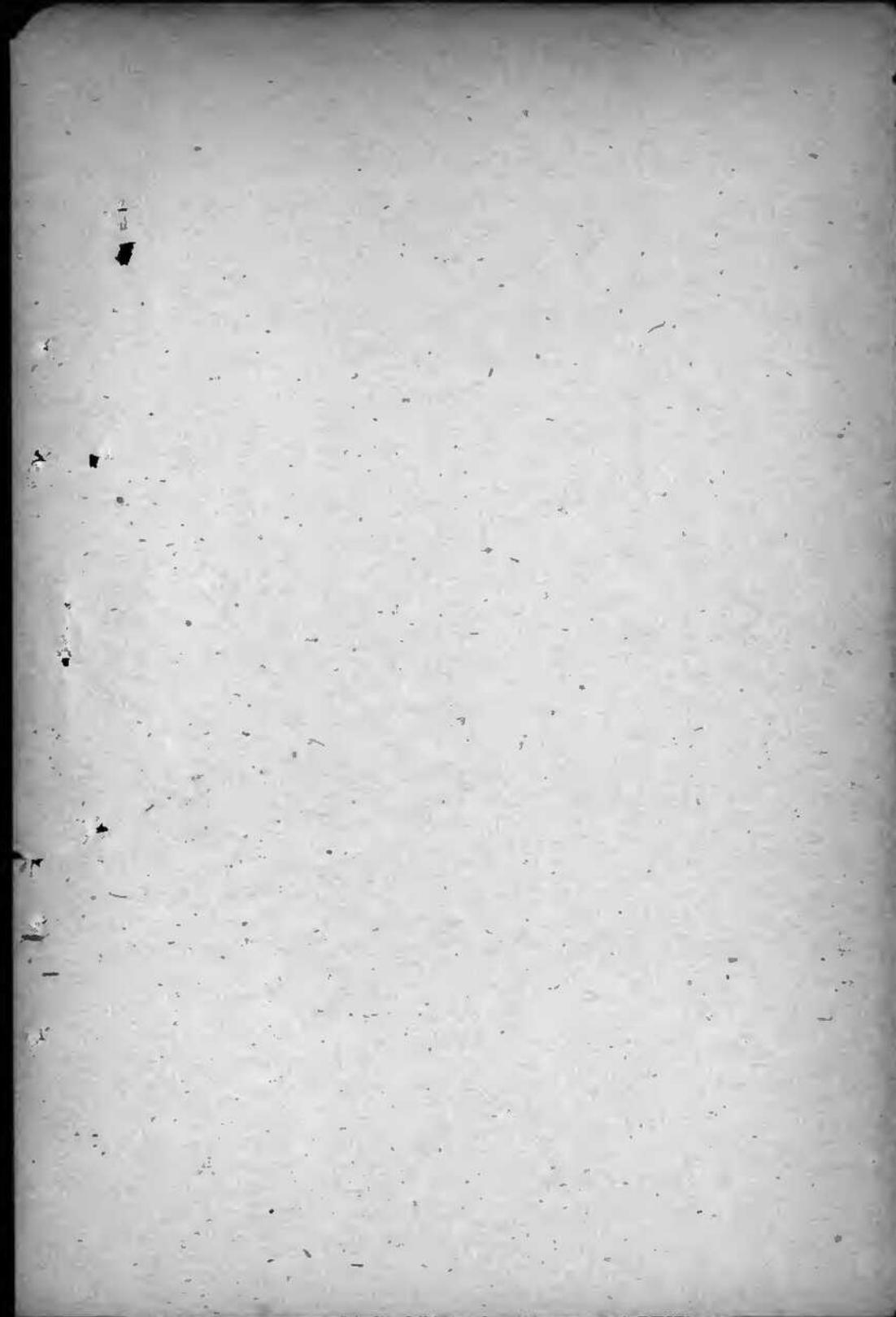
(六)北海道の新築分の建設完了時期を六月末迄に延伸する事。

右は、融雪期迄は基礎土木工事困難の旨六月末迄に延伸する事。

七) 炭礦労務者住宅建設地の推進委員会はこれを地方行政事務局におく事。

前回は地方商工局におく事、なつてゐるが、訓令施行に伴ひ右のように変更する事。

八) 其他建設主務官廳を戦災復興院に変更し右の示、所要の訂正を行つ事。



十二月二十八日

主査殿

白下部副部長

左の通り昭和二十二年度公共事業費の最後の総合調整を行ひますから御出席下さい

十二月二十九日

午前 通信

午後 鉄道

十二月三十日

都市計画
住宅学繕

厚生
河道
川路

十二月三十一日

港湾
水産

農業
山林

裏面白紙

22.3.25,

住宅対策要綱案

昭和廿二・三・廿五

まえがき

現在我が国の危機は国民経済の縮小再生産過程にあることであり、それは住宅を喰いつぶしつゝある、そして更に悪化して、ある住宅事情は一層産業復興の基盤的障害となつて全経済の悪循環を強めつゝあり、又民生安定のしるしもおぼやかしてゐる。この全経済の縮小再生産をどこで断ちきるか、又住宅経済の拡大再生産までの復興過程のどこに位置づけるかといふことの正しい解決は緊急かつ重大である。

これを解決するためには基本的産業を起点とする産業復興全般のすみやかな進行が不可欠な条件であり、一時の局部的要求を犠牲にして、全政策を徹底的に合理的に行う強力な討區的政策が必要であるが、この際国民経済の生産及再生産過程における住宅問題の直接的、間接的比重を正しく認めることは極めて重要である。

再興日本の正しい発展には働く人々の居住状態の正常な回復と、改善がもつことも必要なる基本的条件の一つであり、これがためには一刻も早く、基本的住宅対策の方向を定め、思い切つた手段を断行することが必要である、たとへば建設費、家賃、生計費をめぐる住宅経済の根本的整理、住宅供給に対する国家資本の全面的注入、目前のすみやかな投資的効果を犠牲とする不燃都市の建設、建築生産方法の飛躍的改善に対する基礎工作、市街地利有制度に対する重大な修正などの困難な問題を根本的に解決することなくしては、住宅問題は決して解決されない、これらは率に一部人士の机上の計算や、一復興院の努力によつて、或は土産業界の献身によつて解決されうるものではなく

1

対策要項

経営・管理

- 1 住宅は公営を原則として、経営は公共団体（都府県及市）及公営法人（新しい住宅経営団体）を主体とする
- 2 工業業、交通業などの公私企業主体の経営する給貸住宅の官舎、社宅、寄宿舎を増加させる
- 3 個人の自己資金を組織化し、政府の保証する住宅建設組合をつくり、これによる経営を増大させる
- 4 前記の公共団体、公営法人、公私の企業体、及住宅建設組合の経営を計画的経営として、これに對して国家が積極的の援助を要する
- 5 住宅建設事業は必ずしも経営主体の直営とせし、多くの部分を民間建設企業に委託する。しかし公共団体及公営法人の場合には直営の部分を増大させ、とくに新しい公営法人は直営事業を行うことを原則とする
- 6 住宅建設は一團地経営を原則として共同施設の経営を兼ねし、これに對して土地收用に關する権限、共同施設建設に對する資金補助、其他各種の特典をあたへる
- 7 住宅の維持・管理はできるだけ借家人組合の自主的運営にまかせ、方向にみすべく
- 8 働く人々のための住宅建設が営利企業として成りた、ゆゑに及戦災都市當局の負担能力が非常に衰へてゐることにかんがみ、住宅建設資金としての、国家の直接的負担を積極的に増大させる

9 住宅に關する資金を豊富にするため、住宅無償の範囲内においても、各種の資金蓄積方法を主

（イ）家賃規制令によつて釘づけされてゐる旧住宅の家賃を一定倍率だけ引上げ、その大部分を新旧家賃の平衡税として公收し、これを新築住宅の高家賃の低下のため、新築の補助金として活用する

但し、この際旧家賃の上昇に對しては、生活費中の住居費の割合を高めるやうに、賃金を改正することと前後とする

（ロ）一定水準以上の余裕住宅に對して高率累進的の余裕住宅税を課す

但し、一定水準の判定については居住密度、住宅の種類、地區の性質を考へて各年度毎に定める

（ハ）新築住宅に對してもその規模、建築費などが一定水準をこえるものについては、高率累進的の超過建築税を課す

但し、この一定水準はかなり高いものとし各年度毎に定める

（ニ）個人資金をできるだけ、住宅建設に集積させるため国又は公共団体による住宅公債の発行

10 国家の行う各種の補助金又は低利資金の貸付は、公営、企業体等、住宅建設組合等どの計画、経営に對して毎年適當な割合において計画的に配分する

審分は公營のものに對してとくに重層的にこれを要する

住宅に與する金融機關を整備統一するために住宅銀行を新設する

産・建設

11 鉄鋼、セメント、木材などの主要資材の生産に對してはその生産手段及用具の基本的部分も國營又は國家管理として、これを通じて計画生産を行ひ、その供給を計画化する

12 都市住宅の主幹は不燃構造を原則とし、不燃都市建設を可能ならしめるよう石炭、鉄鋼、セメントなどの資材の総合配分計画において住宅建設部内の割當量を一層増大させる

13 計画住宅に必要な材料種をできるだけ単純化すると同時に、その必要な基礎資材、半製品資材を一括して完全にそろはう比率において生産、供給を行う

14 國有林の徹底的使用をはかる

15 住宅建設企業と資材生産企業との連絡を緊密にして、要すればそれを一貫せしめ、直衛労働者による廢棄物の住宅建設企業を育成する

16 各種の資材工場、製材工場、住宅工場は原料の産地、製品の消費地の關係を考へて系統的に國土計画的に配置する。住宅工場は先づ原則として主要戦災都市におく

17 新しい各種の方法による住宅の工場生産化を重層的に育成させて、組織的、定業的を新しい建築労働者（技術者を含む）による建築生産を確立させる

18 かくにその中核として大規模な製作生産を計画的に組織して行う國營住宅生産工場を設ける

19 従来の請負制度による建設企業自体の近代の合理化をはかる。かくに施工の機械化、労働者の組織化、中南ブローカー營の撤廃に力を入れる

中小自由建設企業は育ちにつとめるが、かくに右の点を注意する

住宅水準
20 程度に悪化している居住水準を一應急態にある程度まで引上げて均衡化するため大邸宅、遊休建物の増上げ改造、中低住宅の自主的割込みの強化などの方法により、各地區の實際に應じてさらに民主的に徹底させるが、この際最低居住水準を適宜の線に確保する

21 新設住宅は應急的のものといへども、その規模、構造において健全な生活と密着したる水準を確保させ、いたづらに所要資材と建設戸数とから決定される低水準住宅におちいらぬようにする（低水準住宅をたたくん建てる、し所要資材や戸数の割合に、合理的収容力は必ずしも大でなし）

22 居住水準の決定に際しては、各戸の住戸住室と共同施設とを組合せた総合的の居住様式を考へる、又中央で各年毎の居住水準を決定するが、具体的規模形式はこれに地方別、都鄙別、都市内の地區別の特徴を考へた変化をもたせる

23 居住水準を向上させる方法としては、先づ家事労働を軽減させる共同施設の徹底的な普及、社会化を行うことより始め、これに肉着して各戸の施設の改善に向うものとする

24 居住水準の恢復は居住水準の最低位にある地區より着手する

土地
25 土地規模を抑制し都市發展による利益を公收するため、土地増産を設ける

26 罹災土地借地借家臨時処理法を廢し、都市建設地の土地借地借家を公收する都市建設地土地法を

法律、行政

計画の計画的利用を徹底せしめるため、土地收用法を改正強化する。とくに一團の計画的住宅建設地に対する時令を設ける

29 都市計画法、建築法に対し住宅法を設け、これに新しくつくられるべき住宅供給法、住宅地収用法、住宅組合法、住宅委員会法、住宅税法、住宅使用令等を一括してまとめる

30 住宅にはすべからず付し、地区毎に住宅台帳を作成して、その現状変動を登録する

31 地区(市、区、町村)毎に地区住宅委員会、中央に中央住宅委員会を設ける

(イ)住宅委員は構成員、家主(地主)、住宅事業者、官吏、学識技術経験者等、受給者、貸付者、中立的の三方面より一定数の代表者選挙により選出する

(ロ)住宅法に規定される住宅の区分、管理、紛争、租税その他の事項の實施については住宅委員会の決定にしたがう

32 各地区毎に住宅監督官を設ける
住宅監督官は住宅委員会の指揮に属し住宅に關する末端行政を行う(これを建築統制の監視官と兼ねる可)

33 新たに設けられるべき建設省には建築局、善後局のほか住宅建設局、住宅管理局を設ける
(イ)住宅建設局は住宅建設及團營住宅工場の管理等の行政を行う
(ロ)住宅管理局は住宅及居住の配分、維持管理等住宅經營に關する行政を行う

以上

建設

Estimates requirements for highest construction materials
for dependent moving construction

22.4.30.

72

1. Quantities listed are required as follows:

During Period Ending	15 July	1947	—	50%
During Period Ending	30 August	1947	+	25%
During Period Ending	30 September	1947	+	25%

2. The materials listed represent the additional requirements to L.D. 35 needed for the completion of projects totaling approximately 14,200 units for Japan and Korea.

3. In every case possible, material take-offs were made from working drawings of buildings that will be standards for dependent housing in this theater. The materials required for utility systems have, whenever possible, been based on projects for which plans have already been submitted.

4. In estimating the additional materials consideration was given to the changes that have developed in the overall percentages of various types of heating, to the number of units already completed, and to the expected number of rehabilitated units. Adjustments have been made for any discrepancies in L.D. 35. Adequate allowance for waste and leakage is included.

5. Landscaping, outside recreation facilities, and materials which are required in small quantities and or which are limited to special types of buildings or utility designs have not been included.

5. At the time this list was prepared the sub-allocations of units for different projects was not known. When the final breakdown is determined, revisions to this list of materials, especially with regard to types of heating materials required, will be issued.

7. All substitutions, for example captured for handover flooring, must be approved by Engineers, 8th Army.

Enclosure 1 to Ltr. Hq 8th Army, File AG 475 (Engs)
(LD 57), 30 April 1947;

昭和二十二年度第一四半期炭礦労働者住宅建設計画実施に関する件

(経済安定本部)

昭和二十二年度石炭生産三〇〇〇万確保のため炭礦労働者の生活向上とその定着化を図る必要に鑑み、前年度に引き続き次の通り住宅の建設を行うこと、に任じたい。

全国総計	北海道				新築(戸)	移築(戸)	修理(戸)	合計
	北	東	西	九				
七五四七	三三九八	七一三	四九九	三九三六	一七九五	五八五三	一一〇四六	
五〇七〇	一九九	一七四	一九〇	三九七二	一〇〇五	一〇〇五	二〇一〇	
二二二二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	

尚炭礦労働者住宅の建設につき強力な法的措置を講じ、前年度第四半期における建設状況は次の通りであつて関係官民の非常な努力によりその成果は極めてかゝるべきものであつた。

(四月十五日現在)

全国総計	北海道				新築(戸)	完成(戸)	合計	完成
	北	東	西	九				
二〇五六	五二一	四一一	五〇	一〇七三	一八九五	三三二四	五三八〇	
一〇七三	三五〇	四一一	五〇	一〇七三	二二九三	三三二四	三三二四	
二二九三	七九九	五二	二〇〇	二二九三	二二九三	三三二四	三三二四	
三三二四	七九九	五二	二〇〇	二二九三	二二九三	三三二四	三三二四	
五三八〇	一三〇〇	四四四	二五〇	三三二四	三三二四	五三八〇	五二〇〇	

(注) 北海道の新築分はついで当初より六月末完成を目標としてゐる。

昭和二十二年度第二回半期以降における炭礦労務者住宅等の建設計画樹立方針(案)

(経済安定本部 三・五二八)

昭和二十二年度第一回半期における炭礦労務者住宅建設計画
画について、先般閣議決定したとあり、石炭の増産を確保
する対策の一環として労務者の労働意欲の向上を期する
ため、労務者の生活環境の刷新を図ることが、緊要であ
るので、この方針により、それぞ計画画をたて、既に実施
してきてるところであるが、最近における石炭生産の不振と
これに伴う物資供給力の逼迫状況と、更に炭礦住宅用資材
の有致かつ適切な利用を強化するため、本年度第二回半期
以降の炭礦住宅等の建設計画樹立方針の原則的方針について更
めて、明確にするため、これを次のように定める。

138

10-4

10-4

一、原料用、反断発生炉用及び一般用として西伯の劣悪でない石炭を産出する炭鉱であつて、その炭鉱の今後の採炭計画において、少くとも本計画による住宅の耐久年数程度稼行し得る炭鉱を対象とする。

二、現在の労務者数は坑内外合せて概ね三十万人であつて現在は何論近い将来においても飽和点を既に超えてゐると考へらる。一方出炭能率は低減を以て、今後これをも大幅に向上させる必要があるから、本計画による住宅戸数の算出については炭鉱に定着して技術の向上に努める意思と能力のある坑内労務者及び重要職種の外労務者のみを対象として入居（既存労務者の住宅配置轉換を含む）させる方針とする。

(註) 重要職種の坑外労務者（助手を含む）とは次のものをいう。

- 技術助手、事務助手（労務管理に直接従事する者に限る。）
- 選炭夫、製炭夫、電氣夫、工休夫、蒸氣機
- 機車、電車等運轉夫、ボンプ、捲揚機、正操機、扇
- 風機等運轉夫、修繕夫、火夫、大工

三、住宅の設計については資材の使用を極力節減、合理化に努めるとともに、一面清新かつ文化的な構造について特段の工夫を加へる。これが夫の被災復興院においては大規模官廳、炭鉱業者、炭鉱労働者及学識経験者よりなる委員会を設け標準規格を決定すること。

四、職員社宅及び医療関係建築物、物資配給所、理髮室等の

厚生施設については、真の己を正得ないものについて、
三の方針に則り計画立案する。

五、第四半期の建設計画については、七月三十日迄に次の
要領により石炭産 政及復興院は所要資料を添付、経済
安定本部へこれ提出する。

六、建設計画書に記載する事項

経済安定本部に対し提出する建設計画に関する書類は次の
要領による。(一)より(四)についての記載形式は別紙(イ)及
(ロ)参照)

- (一) 炭 産 名
- (二) 所 在 地
- (三) 出炭高及品質

(四) 労務者数(昭和二十二年五月末日現在)

(五) 住宅の現況(昭和二十二年五月末日現在)

(六) 昭和二十二年度第一四半期労務者住宅建設計画

(七) 昭和二十二年度第二四半期労務者住宅建設計画

(八) 尚昭和二十二年度第三四半期及第四四半期労務者
住宅建設計画概要について(七)に準じて記載すること。

(九) 職員社宅、同合宿舍の建設計画については労務者
に準じて記載すること。

(十) 厚生施設の建設計画については現況を詳細明記する
と共に、それ以外に己を正得ぬ事由を具体的に記載す
ること。

(十一) 前記諸建築物の建設のため新に農地を使用するは

要のあるものについては、次の諸事項にたいする検討結果を記載し、それが真に己むを得ない事由を明白にするるとも地主、耕作者等と直接交渉するもその土地の使用につき疎解若しくは承諾の得られぬもの又はその恐れあるものについては、その旨詳細記載すること。

(四) 多少の不利不便あるも、集団建築物の一部又は全部を炭鉱所在地より分離建設すること。

(五) 敷立地等が近辺に存在した場合、これを切離し又は傾斜地のみ、利用するよう特段の考慮を拂うこと。

(六) 建築様式については、特別の工夫明方二階建等を考慮すること。

(二) 道路、空地、庭等は防火に支障のない程度において減少化すること。

(七) 前記諸資料には、それそれ申請炭鉱の責任者及び審査をした大商工局、石炭部又は鉱山部の実務担当官署名捺印の上、石炭廳にこれを提出すること。

(三) 石炭廳及び被災復興院は各商工局より提出された前記資料により検討査定を、各実務担当官署名捺印の上、経済安定本部にこれを提出すること。

七、資材供給力の現状に鑑み被災復興院において特殊物件について炭鉱住宅建設資材として使用可能な資材の有無を極力調査し、大藏省固有財産高等とも連絡打合せの上、その結果を要綱七月十日までに経済安定本部に対し報告すること。



別紙(1) 炭鉱(出炭労働者住宅) 現況表

高工局 單位	出炭高	炭質	道縣名	炭鉱名	炭鉱所在地	一般用炭計		無煙炭	燐石	合計		
						5,000 kg以上	5,000 kg未満					
昭和高 出炭高及炭質	昭和15年実績											
	昭和16年実績											
	昭和22年度	第14半期計画										
		第24半期計画										
		下期計画										
	見込	昭和23年度										
		昭和24年度										
		昭和25年度										
	昭和21年度末可採炭量											
	昭和22年5月末現在	坑内		坑外		合計		(1) 独身者		(2) 家族持		(1)(2) の内通勤者
従業員数	労働者数	重要	其他	合計	戸数	棟数	住人数	住人数	延坪	坪	住人数	住人数
	職員	重要	其他	合計	戸数	棟数	住人数	住人数	延坪	坪	住人数	住人数
住宅(現況)	住宅	坑内	坑外	合計	戸数	棟数	住人数	住人数	延坪	坪	住人数	住人数
	労働者用	重要	其他	合計	戸数	棟数	住人数	住人数	延坪	坪	住人数	住人数
職員用	住宅	坑内	坑外	合計	戸数	棟数	住人数	住人数	延坪	坪	住人数	住人数
	宿舍	重要	其他	合計	戸数	棟数	住人数	住人数	延坪	坪	住人数	住人数
合計												

裏面白紙

住宅五ヶ年計画原案要旨（二二八—五長計—復建）

一 戦争に起因する住宅不足数の算定は左の通りである。

戦災による喪失 二一〇〇〇〇〇戸（戦災建物二四六万戸の八五％）

疎開による喪失 五五〇〇〇〇戸（疎開建物六一万戸の九〇％）

外地引揚者の需要 六七〇、〇〇〇戸（引揚者三三四万人、一戸当五人）

戦時中の供給不足 一、一八〇、〇〇〇戸（年平均需要三二万戸に對する昭和十一年以降二十年迄の不足量）

需要合計 四、五〇〇、〇〇〇戸

戦災死による需要減 三〇〇、〇〇〇戸（戦死二二万人、戦災死二六万人と一戸五人として算定）

差引不足 四、二〇〇、〇〇〇戸

二 右の外經常的な需要数として従来の実績は風水害、火災、自然腐朽等による一七〇、〇〇〇戸と世帯の自然増によるもの一五〇、〇〇〇戸と

を併せて年内三二〇、〇〇〇戸になるが、今後一〇年間は一應之を毎年二〇〇、〇〇〇戸に押へる。

三 前二項に基き復旧計画は二十三年度以降二十一年計画とすると、年平均四〇〇、〇〇〇戸となるが、初年度は三五〇、〇〇〇戸、二年目は三八〇、〇〇〇戸とし三年目から四〇〇、〇〇〇戸宛とする。

四 一戸当りの面積は平均十三坪とする。

五 炭坑其他重要産業労働者住宅は最優先扱とし毎年六〇、〇〇〇戸とする。

六 木材需給の今後の増は極めて僅少であるから、進駐軍用工事の減少程度のものしか需給量増を見込めない。防火建築の見地からも僅かであるが一部をコンクリート造又は石造とする必要を考慮する。

七、既存住宅の維持補修については、出来得る限り資材を確保に努める。

裏面白紙

60

出灰鉦勞務者住宅建設關係法令

〔經濟安定本部建設局〕
昭和二十二年七月十日

裏面白紙

内閣訓令第一号

経済安定本部令第一條第二項の規定により、炭鉱労働者
住宅建設用資材確保要領を次のように定める。

昭和二十二年一月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

炭鉱労働者住宅建設用資材確保要領

第一條 産業の回復及び振興の基礎物資である石炭の増産

を期するため、炭鉱労働者住宅の建設（附屬施設及び補
修等を含む）以下同じ。）に必要資材は、最優先順位を充
つて確保しななければならない。これからのため本訓令施行後
五日以内、主務官廳は次の要領により、臨時物資供給
調整法等に基く炭鉱労働者住宅建設用資材確保について
の措置を講ずることを要する。

- 一、被災復興院は、炭鉱労働者住宅建築主（以下建築主
という。）にたいしその建設を許可し、所要資材につい
て證明書を発行すること。
- 二、右證明書は、その戸数に應じ、所要資材について発
行すること。
- 三、商工省及び農林省はその所管物資につき次の内容を

規定する命令を發すること

本訓令に基きいて發行された證明書による註文にたいしては、最優先註文とし、取扱うことを要する。従つて生産業者、販賣業者又は昭和二十一年内閣訓令第十一号に規定する超過資材の保有者は左に掲げる場合を除き、如何なる註文、契約約束にも先行して、その資材又は製品を、公定價格をもつて、引渡さねばならない。

合

イ、註文された資材又は製品を現に保有してゐない場合
ロ、石炭生産用又は連合軍用として正式に發行せられた註文書による先約註文のため既に引渡すべく予定

してある資材又は製品と同一のもので、且つ前記證明書による註文の引渡をなすことにより、右の夫々の先約註文の引渡を妨げる場合、尚この場合においては本訓令によるものは、右先約註文の次位におくこととする。

四

運輸省は次の内容を規定する命令を發すること
本訓令に基きいて發行される證明書を呈示してその資材の輸送へ私設鉄道、船舶によるもの及び小運送等を含むの申込みを受けた場合は、米麦等の主要食糧及び石炭生産用又は連合軍用より正式に發行せられた書類による資材の輸送と競合する場合を除き、最優先輸送をもつてその輸送を引受けることを要する。

第二條 主務官廳は本命令に反する違反行為が発生し、
場合は、直ちに警察官署又は所轄検事局に委細を通報し、
その罰を經濟安定本部に送附することとを要する。違反
者に対しては臨時物資需給調整法等の規定する罰則を
適用するよう直ちに所要の手續を講じなければならぬ。

裏面白紙

閣令第二号

(一)可改正 閣令第三号昭和二十二年一月二十日公布施行
改正令 閣令第六号昭和二十二年六月三日公布施行

臨時物資需給調整法第一條第一項の規定により臨時炭鉱
労務者住宅建設規則を次のように制定する。
昭和二十二年一月十三日

内閣総理大臣

吉田

茂

臨時炭鉱労務者住宅建設規則

第一條

被災復興院總裁は、炭鉱労務者の用に供する住宅
(一)原所、浴室、台所の設備、職員住宅、管理人事務所、物置
貯蔵所、診療所、病室及び調理所を含む。以下住宅と云

う)の建設へ新築、改築、移築、修繕及び修繕をいふ。

必要資材を確保しその建設を促進するに努め、経済安
定本部總裁が定める方針に基き、これに建設計画を立てる
ものとする。

第二條

被災復興院總裁は、前條の計画に基き関係給業者
若し建築主とて、これに対し建設に関する指示をする
ものとする。

建築主は、前項の指示を受けたときは、その指示に基
き住宅建設計画を立て、被災復興院總裁の許可を受け
なければならぬ。

第三條

被災復興院總裁は、前條第二項の許可を得る場合
に付、建築主に対し別記様式第一による証明書を交付す

る。

第四條 建築主は、第二條第二項の許可を受けたるときは、

その計画に従つて建設を完了しなければならぬ。

第五條 建築主は、第三條の証明書により割り当てられた

資材をその住宅の建設以外の用途に使用又は処分しては
ならぬ。

第六條 建築主は、その住宅の建設に着手したときは別記

様式第二号により、又、建設を完了したときは別記様式第

三号により、震災復興院総裁にその旨を届け出なければな
らぬ。

第七條 建築主は、建設完了後第三條の証明書により割り

当てられた資材の余剰を生じたときは、その処分につき

震災復興院総裁の指令を受けなければならぬ。

前項の規定は、第二條第二項の許可を取り消された場

合又は建築主が工事をとり止めた場合にもこれを準用す
る。

炭鉱労働者住宅建設許可及び同資材割当申請書

1. 申請者の住所又は名称	建設用棟	申請受付年月日																																
2. 工事者の住所又は名称 (1と異なるとき記入すること)	この申請書は、二通作って提出すること。一通は労働者割当の証明として、申請者に附する。一通は、控として炭坑復興局に保管する。																																	
3. 着手予定期日 年 月 日																																		
4. 完了予定期日 年 月 日																																		
5. 資材用途(割当の用途を記入すること) 新築 <input type="checkbox"/> 改装 <input type="checkbox"/> 修繕又は増築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/>																																		
6. 建設計画																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設場所(ア)</th> <th>戸数(イ)</th> <th>延床面積(エ)</th> <th>総延床面積(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			建設場所(ア)	戸数(イ)	延床面積(エ)	総延床面積(ウ)																												
建設場所(ア)	戸数(イ)	延床面積(エ)	総延床面積(ウ)																															
7. 上記(6)の建設用資材、各品名別に種別、規格、数量を記入のこと																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名(イ)</th> <th>単位(ウ)</th> <th>所要数量(エ)</th> <th>総所要量(カ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 木 材</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>2. 鋼 材</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>3. 線 材</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>4. 釘</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>5. 釘 子</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>6. セメント</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>7. その他</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			品名(イ)	単位(ウ)	所要数量(エ)	総所要量(カ)	1. 木 材				2. 鋼 材				3. 線 材				4. 釘				5. 釘 子				6. セメント				7. その他			
品名(イ)	単位(ウ)	所要数量(エ)	総所要量(カ)																															
1. 木 材																																		
2. 鋼 材																																		
3. 線 材																																		
4. 釘																																		
5. 釘 子																																		
6. セメント																																		
7. その他																																		
8. 資材費総額	円																																	
9. 労務費総額	円																																	
10. 上記の真り相違ありません 申請者及び 申請者氏名	印 日附	年 月 日																																
建設用棟 別紙第二号より上記6の建設計画の7の資材割当を許可し、この申請書を許可書とする。上記7の資材は、この申請書に記載の炭坑復興局以外の用途に使用又は処分してはならない。 炭坑復興局長 昭和 年 月 日																																		

建設用棟

裏面白紙

裏面白紙

別紙様式第二

炭鉱労働者住宅建設着手届

建設使用証明書番号	炭鉱番号	号
建設主の住所及び名称又は名称 と番地又は住所及び名称		
建設場所		
計画、増築又は改築の別		
建設着手年月日	昭和	年 月 日
建設完了予定年月日	昭和	年 月 日

別紙様式第三

炭鉱労働者住宅建設完了届

資料使用証明書番号	炭鉱番号	号
建設主の住所及び名称又は名称 と番地又は住所及び名称		
建設場所		
計画、増築又は改築の別		
建設完了年月日	昭和	年 月 日

政受給院院長殿

殿

建設主氏 名印

前工省令第一号

(昭和二十一年一月十五日正殿訂正再)

臨時物資需給調整法に基いて炭鉱労務者住宅の建設用資材の確保に關する件を次のように制定する。

昭和二十一年一月十三日

商工大臣 星島 二郎
農林大臣 和田 博雄

第一條 炭鉱労務者住宅の建設用資材の確保に關する件
建設(補修を含む。以下同じ。)用資材の譲受けの申込は他の目的の用(第二條第一項第二号の石炭生産用又は連合國進駐軍用を除く。)に供する物資の譲受けの申込に優

先して 二れを取扱わなければならない。

第二條 物資の生産(加工を含む。以下同じ。)又は販賣を業とする者(以下二れを生産業者又は販賣業者といふ)は 臨時炭鉱労務者住宅建設規則第三條の規定により戦災復興院總裁の発行し且炭鉱労務者住宅建設計画及び同資材使用証明書(附屬證明書を含む。以下同じ。)以下証明書といふ。)を提示してその生産又は販賣にかゝれる物資の譲受けの申込があつたときは 左の場合を除く外該物資についての他の譲受けの申込に優先し且つ当該物資の生産業者統制額又は販賣業者統制額をもつて 産の申込に應じて二水を譲渡し及び引渡さぬを得ばならぬ。

一 譲受けの申込があつた物資に相当する物資を現に所
持してゐない場合。

二 譲受けの申込があつた物資を、その譲受けの申込が
あつた時以前に石炭生産用又は連合国防産軍用として
正式に発行された注文書による注文に對してすでに引
き当り、且つその譲受けの申込に應じて当該物資を譲
り渡すときは、これらの注文にかかわる物資の譲渡しを
妨げる場合。

前項第二号の場合においては、生産業者又は販売業
者は、同号の譲受けの申込を同号の注文の次順位とし、
他のすべての注文に優先して、これを取り扱ひ、且つ
当該物資の生産業者統制類又は販売業者統制類をもつ

て、これを譲り渡さなければならぬ。

第三條 前條の規定は、指定生産資材在庫調整要領第一條
第一号の一定数量を超えて資材を所有する事業者に對し、
証明書を提示して同條第二号の超過数量に相当する資材
の全部又は一部の譲受けの申込があつた場合には、
その事業者はこれを準用する。

第四條 第二條（前條）において準用する場合を含む。以下
同じ。の規定による物資の譲受けについては、当該物資
の譲り渡し及び譲受けの制限に関する他の法令の規定は、
これを適用しない。

附 則

二の省令は公布の日から、これを施行する。

注意一 本證明書は鉄道船舶又は陸上小運送共運送を二
と尚鉄道の場合甲乙二葉を發行し、両片は契印を
爲し置くこと

二 本證明書は数当する輸送請求書並に荷物の実体
及荷札には(炭位)の標識をつけること

三 發行者は戦災復興院建築局長(事務担当課)は建
築局長(課) 都道府縣の長(事務担当課)は建設
道所課主任(担当課)とすること

第三條 前條の證明書の取扱はは処理方は次による
一 甲片は茶飲所管理部に 乙片は茶飲に提出する二

二 管理部に於て本證明書を受領しむときは、直ちに茶

飲に輸送方を指示すると共に鉄道局にその要旨を通報
すること

三 茶飲に於てこの證明書を受領しむときは、前項の指
示により、又指示を受けらるいとすのなむときは、第一
條により直ちに輸送の手配をなし、管理部に發送月日
を通報すること

四 一の貨物に對する茶飲の処理方
一) 一の證明書を貨物運送狀に添付保存すること
二) 一の貨物の申込、發送月日を明らかにしておくこと

附則

二の達は昭和二十二年一月十一日から、これを通用する。

昭和二十二年一月十一日

陸運監理局長

各鉄道局長殿

炭鉱労務者住宅建設用資材輸送方について
内閣訓令によつて炭鉱労務者住宅建設用資材の輸送を確保
するに必要となつたから地方鉄道軌道においても別紙送第一
〇号「炭鉱労務者住宅建設用資材輸送方」を準用して実施
するよう関係事業者に通達し輸送確保について管理司と密
接連絡をさせ手落ちのないよう手配されたい

12

なおこの貨物の輸送実績を次により毎月分を反纏めの上翌
月末日までに当局業務課へ提出されたい

記

- 一 事業者名
- 二 送送数
- 三 到着数 (目標内送のものに計上を要しない)

海運局長令第57号

昭和二十二年一月十一日

運輸次官

海 運 局 長

海 運 監 理 部

船 舶 運 営 会 統 裁

宛

日本近海航航海運組合理事長
全國海帆船海運組合連合会々長

炭鉱労務者住宅建設用資材優先輸送確保について

内閣訓令第一〇四号による炭鉱労務者住宅建設用資材の輸送を

確保し、石炭の増産を期するに、炭鉱労務者住宅の建設
資材である輸送証明書と添付し、貨物に付しては、連合軍
指令貨物、石炭及び主食食糧（米、麦、小麦粉）に次いで、
優先輸送及び荷役を実施せらるべきこと

尚、輸送申込に当つては、炭鉱労務者住宅建設用資材に
あることを証する別添輸送証明書を提出すべしこととなつて
あるから、了知せらるべきこと

追つて、荷役資材、設備の不足等によつて、当該資材の荷
役に支障を生ずる虞があるときは、昭和二十二年海運運輸審
令第一〇四第一号二号に基く命令の発動を考慮せらるべきこと

券 號

炭礦勞務者住宅建設用資材輸送證明書

(此券は炭礦勞務者住宅建設用資材輸送證明書に代りて用ひらる)

納入先	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送
	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材
	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送
	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材
	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送
	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材
	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送	輸送
	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材	炭礦勞務者住宅建設用資材

右は炭礦勞務者住宅建設用資材として優先輸送するべきものなりと証明する

昭和 年 月 日

発行 者
炭礦 長

備考 (一) 建築主任所氏名

(二) 建築場所及戸数(新築及補修)

(三) 建築許可番号

(四) 本証明書記載の資材名及需要数量

注意 一本証明書は鉄道(私鉄を含む)船舶又は陸上小運送

交通なること

二本証明書は該当する輸送請求書並に荷物の実体及び荷

札には炭住の標識を付けること

三 発行者は戦災復興院建築局長(事務担当は建築局住

宅課) 都道府県庁長(事務担当は当該都道府県住宅

担当課) とすること

四 本証明書は各発行者に於て一貫番子を附して発行し

(正副寫本の四部を作る) 關係者は次の手続をとる

ものとする

正 託送の際運送責任者に渡す但し鉄道の場合は甲

乙二葉を發行(兩片に契印を爲す) 甲を採取所

裏面白紙

管管理部、乙を奈取に提出する
荷送人は託送と同時に納入先へ送る。納入先
託送品を受取つた時は二札を炭鉱所管地方廳へ
任意担当課長へ送付する
島 奈取の際奈取者より炭鉱所管地方廳へ任意担当
課長へ送付する。
控 控奈取者の控とする。
右に依つて各地方廳任意担当課長は本証明書が、正
当に行使されることが確かである。

小運送陸輸第九五号

昭和二十二年一月十一日

運輸省陸運監理局長

縣知事
全貨運日通宛

炭礦労務者住宅建設用資材優先輸送確保について

聯合軍司令官よりの指示によつて、産業の回復及び復興の基礎資材である石炭の増産を期するに、炭礦労務者住宅の建設に必要の資材は米糶等の主要食糧及び石炭生産用又は聯合軍より正式に発行された書類による資材の輸送と

競合する場合を除いて、優先輸送をもつてその輸送を確保するに努むるべし。自動車輸送において、右の趣旨に應じて昭和二十年十月十日自監一新第四九号通牒による輸送順位は、二水が優先輸送を確保されたい。右通達する。

本が輸送申込に際しては、荷送人は炭礦労務者住宅建設用資材であることを證明する次のような輸送證明書を関係都道府縣の輸送担当官を経て輸送事業者に提出することにより、二の首管下関係輸送事業者は同知する。右の取計られたい。なお右による優先輸送取扱による輸送の滞り、滞り、滞りを生ずる虞が十分ある場合は米糶等の主要食糧及び石炭生産用又は聯合軍関係の輸送と競合の上、自

自動車交通事業法第六條の六により、輸送命令の発動を
 得て考慮される。直に陸上小運搬業についても、貨物自動車運送事業に準
 じて取扱はれる。

第 号

炭鉱労働者住宅建設用資材輸送証明書

(採掘者)

納入先	輸送区間		輸送希望期日		品名	数量	単位	備
	発着地	到着地	発出日	到着日				

右は炭鉱労働者住宅建設用資材として優先輸送すべきものなることを證明する。

昭和 年 月 日

採掘者
官職氏名

印

備考 (一) 建築主住所氏名

(二) 建築場所及び戸数(新築及補修)

(三) 建設許可番号

(四) 本證明書記載の資材名及需要数量

注意

一本証明書は鉄道（私鉄を含む）船舶又は陸上小運送機
通ずること。

二本証明書は該当する輸送諸条書並に荷物の実体及び荷
札には炭柱の標識をつけること。

三本行者は戦災復興院建築局長（事務担当は建築局長
兼）都道府縣の長（事務担当は当該都道府縣長兼）担当
課とすること。

四本証明書は各発行者において一貫番号を附して発行（
正副、高、控の四部を作る）關係者は次の手続をと
るものとする。

正 託送の際運送責任者は渡す。但し鉄道の場合は甲

乙二葉を發行し（両端に契印を寫す）

甲を炭礦所管理理部、乙を炭礦に提出する。また

陸上小運送については都道府縣の輸送担当官を経

て運送責任者に渡す

副 荷送人は託送と同時に納入先に送る。納入先が託

送品を受取つた時は二水を炭礦所管地方廳（住宅

担当課長）に送付する。

寫 發行の際発行者から炭礦所管地方廳（住宅担当課

長）に送付する。

控 発行者の控とする。

右に依つて各地方廳住宅担当課長は本証明書が正当に
行使されぬかどうかを確める。

35
 石
 石
 石

昭和二十二年度第二、四半期炭鉱住宅建設計画実施要綱(案)

(昭和二十二年四月)

① 建設計画

(1) 総括

地区別	住宅		住宅		住宅		住宅		合計
	新築	移設増築	修繕	修理	新築	移設増築	修繕	修理	
北海道	4,497	1,828	11,400	39	23	24			
東部	1,118	288	1,689	47	4	1			
西部	579	377	868	20	2	0			
九州	4,257	2,618	3,848	25	58	28			
計	10,511	5,101	17,805	131	87	53			
北海道	284	35	0	7	0	0			
東部	94	7	0	8	1	10			
西部	0	0	0	0	0	0			
九州	114	101	81	0	0	0			
計	492	143	81	15	1	10			
全国総計	492	143	81	15	1	10			
計	34	133				288			

三枚
 12月建設

責任官
 責任官
 責任官

昭和二十二年
 48万坪(建設中)
 海軍(町長建設)
 19新築12坪
 1/150,000
 1/225,000

地区別	厚生		厚生		厚生		厚生	
	新築	移設増築	修繕	修理	新築	移設増築	修繕	修理
北海道	1,226	0	0	0	0	0	0	0
東部	94	4	4	0	0	0	0	0
西部	6	0	0	0	0	0	0	0
九州	275	57	57	2	2	2	2	2
全国総計	1,601	61	61	2	2	2	2	2
計		166						

- (2) 府県別表 別紙
- (3) 厚生施設内訳表 別紙
- (4) 炭鉱別明細表 別紙
- (5) 建設の主体

昭和二十二年四月三日
 建設完了時期
 昭和二十二年四月三日
 建設完了時期

戦災復興院
 戦災復興院

裏面白紙

但し、本計画による諸種の條件が、みだされない場合は、それ
ぞれについて、建設完了時期の変更を認定する。この場合戦災
復興院の承認を要すること。

④ 建設費用

23億

- (1) 建築費の総額は約2380,000,000円とす。
- (2) 用地買収費、敷地造成費、附帯施設費の総額は365,213,000円とす。
- (3) 融資は復興金融庫よりこれを行う。
- (4) 融資の条件は次の通りである。

(イ) 償還年限 拾年(年賦均等償還)

但し、災債に對する償還年限が拾年以上にわたる場合は、
それに感ずるよう償還期限を延長すること。

(ロ) 利率 月歩一銭七厘

(ハ) 借入金の償還費用は災債に徴せしむること。

但し、残存償格の一部は控除する。

(ニ) 本庫資金は他の目的に流用しないこと。

⑤ 資材の調達

(1) 資材の調達については戦災復興院において強力なる斡旋をな
し、公定價格又はそれ以下の價格を以て採掘現場まで本年10月
迄に搬入することと表するべき措置すること。

(2) 資材所掌還は別紙の通りであるが、本年9月迄に付その概ね
68%を充てんすること。

残額不足は、第三、四半期に於けると共に直ちに充てんすること。

⑥ 工事

(1) 原則として採掘規格外とす。

(2)

大蔵省

戦災復興院
農林省

戦災復興院

裏面白紙

但し戦災復興院の許可を得たものはこの限りでない
(2) 工事契約は建築具の現況にかんがみ、原則として指名競争
入札によること。

但し炭鉱業者が戦災復興院に申出の上同院において随
意契約によつても差支へないと思われらるものについては
この限りではない。

炭鉱業者は入札実施に当つて原則として地方経済安定局、
商工局、戦災復興院出張所、道庁縣庁炭鉱住宅主務課の何
れかに属する官吏のうち立会日に出席可能な者に立会を求
めること。

立会を求められぬ官吏は、立会日を遅延せしめ、炭産後工
期に支障を生ぜしめぬやう特に留意すること。

立会官吏は入札の結果について戦災復興院を経由、経済安
定本部に対し要報告すること。

報告の形式内容等については別途これを指示する。

① 入居順位

本計画に依る新築若しくは移設炭産住宅の入居については原則と
して坑内労働者との地重要労働者を優先せしむるやう指導する
こと。

② その他

(1) 建設労働者の生活必需品の配給等については炭産労働者と
同様これを優先的に取扱ひ、特に主食の配給量は従前通り
を十分としその確保確保については従来河操採改の措置を
講ずること。

(2) 別に掲記してない事項については第一、四半期における災害要
須に求むること。

石炭

商工省 農林省

(2)

裏面白紙

昭和22年度第二四半期茨城県住宅建設用資材計画表

資材名	所要量	単位	坪当資材量 ()内北海道	
			新築	移設増築
木材(素材)	1,007,093	石	4(5)	2(2.5)
合板	16,636,794	尺 ²	36(114)	18(57)
セメント	8,443,242	kg	25(50)	10(25)
釘(含特殊釘)	552,212	"	2(2.65)	1.5
木	18,448	"	0.07	0.035
釘	53,070	"	0.3(0.1)	0.15(0.05)
亜鉛鉄板	475,077	"	離島121 (3.63)	" 121 (1.81)
丸鋼	235,553	"	1.05	0.525
厚板	47,111	"	0.21	0.105
ガス管	189,342	"	0.84	0.42
計	471,186	"	2.1	1.05
鉄	100,214	"	北海道の不報詰 控用	
スチール	8,845	個	"	0.5
銅合金飾物	56,038	kg	一戸当 0.7(4.7)	" 0.7(4.7)
鉛	67,098	"	" 3	" 3
半田	5,593	"	" 0.25	" 0.25
板ガラス	870,523	尺 ²	15	15(7)
煉瓦	13,574,160	本	30(100)	15(50)
煉瓦	224,335	個	1	0.5
電線	27,829	kg	0.11	0.11
電線	116,540	個	一戸当 5	5
障子紙	2,243,350	尺 ²	10	5
ワスレ紙	336,025	"	15	7.5

(4)

裏面白紙

資材名	所要量	単位	坪当資材量 ()内は北海道	
			新築	移設増築
ゴ	222	kg		
コークス	75	Ton		
ピツチコークス	0	"		
ガソリン	1346.2	kg	6	3
コトルタール	45.8	Ton	0.2	0.1
ルーフィング	81.2/0	面坪	(粘工及所要量の半分)	
粘土瓦	1376.930	枚	115	60
石	15.810	Ton	1.000枚に	7.12.頃
炭	5.432	"	10000枚に	2.2.頃
畳表用縦糸	79.700	対度	0.54	0.17
畳表用上糸	22.600	"	0.1	0.05
下糸	45.200	"	0.2	0.1
経糸	9040	把	0.04	0.02
畳縁	6.000	反	0.12	
トレシグベ-1.0	350	本	一袋単位	0
感光紙	350	"	全上	0
パルプ	30	Ton		0

(5)

裏面白紙

②

(昭和二十二年第二・四半期中央住宅建設計画) 地方別・道府縣別總括表

Colling Housing Construction Program in the 2nd Quarter of 1947
Summary Table by District and Prefecture

地方名 District	道府縣名 Prefecture	英字數 No of rines	新築 New construction					改良増築 Move. Improvement or additional construction					修理 Repair					
			住宅 Houses		宿舍 Dormitories		厚生施設 Welfare Facilities	住宅 Houses		宿舍 Dormitories		厚生施設 Welfare Facilities	住宅 Houses		宿舍 Dormitories		厚生施設 Welfare Facilities	
			労働者 Labourers	職員 Officials	労働者 Labourers	職員 Officials	住宅 Houses	労働者 Labourers	職員 Officials	労働者 Labourers	職員 Officials	住宅 Houses	労働者 Labourers	職員 Officials	労働者 Labourers	職員 Officials	住宅 Houses	労働者 Labourers
北海道	Hokkaido	65	4947 60717	284 3861	39 7135	7 1134	1226 14416	1828 23948	35 658	23 5755			11400 139239	24 6937				
東部 Eastern	青森 Aomori	1	10 135		1 50													
	岩手 Iwate	2	25 338		1 40								11 132					
	秋田 Akita	9	61 824	9 121	9 579	3 48	8 71	22 248					8 96					
	山形 Yamagata	6	102 1377	16 216	5 353	2 140	15 329	44 335		2 77			1440 17157					
	福島 Fukushima	45	168 3978	30 360	25 1753	2 130	48 1224	157 1263	3 42	2 70		1 25						
	新潟 Niigata	2	22 297		1 40													
	茨城 Ibaragi	13	192 2331	39 482	5 685	1 60	23 611	65 698	4 48		1 55	3 103	230 2521		1 62			
	Total	78	1178 14280	94 1193	47 2306	8 378	74 2735	288 2544	7 90	4 147	1 55	4 128	1689 19906		1 62			
西部 Western	福井 Fukui	1			1 20													
	京都 Kyoto	4	11 262		3 48													
	和歌山 Wakayama	4	22 384		1 50		5 78	14 163		1 28			22 197					
山形 Yamagata	1	12 720																
岡山 Okayama	1	14 128		1 86														
山形 Yamagata	59	472 5110		14 921		1 15	353 3728		1 100			846 9366						
	Total	80	514 6784		20 1135		6 377		2 3701		2 128		888 9563					
九州 Kyushu	熊本 Kumamoto	7	36 462		1 50		1 52		2 369			68 541						
	佐賀 Saga	20	410 4765	21 252	3 240		12 439	164 1667	20 271	5 399	1 23	447 3052	22 401	1 111		2 193		
	福岡 Fukuoka	32	634 2508	17 204	12 2315		23 1039	629 6803	5 120	5 347	1 26	409 3793						
福岡 Fukuoka	77	3176 20000	76 2000	9 2000		237 1703	76 46	46 2000			7000 59							

北海道		Houses	Tubo	Houses	Tubo	Houses	Tubo	Houses	Tubo	Houses	Tubo	Houses	Tubo	Houses	Tubo	Houses	Tubo	
Hokkaido		65	4447 60717	284 3861	57 7135	7 1134	1226 1446	1828 23948	35 658	23 5755	Tubo	Tubo	11400 159239	Tubo	24 6937	Tubo	Tubo	
東部 Eastern	青森 Aomori	1	10 135		1 50													
	岩手 Iwate	2	25 338		1 40								11 132					
	秋田 Akita	9	61 824	9 121	9 579	3 48	8 71	22 248					8 96					
	山形 Yamagata	6	102 1577	18 216	5 353	2 140	15 329	44 335		2 77			1440 1717					
	福島 Fukushima	45	160 5978	30 360	25 1753	2 130	48 1224	157 1263	3 42	2 70		1 25						
	新潟 Niigata	2	22 297		1 40													
	茨城 Ibaragi	13	192 2531	39 457	5 685	1 60	23 611	65 698	4 48		1 55	3 103	230 2521		1 62			
Total		78	1178 14280	94 1179	47 2300	8 373	94 2335	288 2544	7 90	4 147	1 55	4 128	1689 19906		1 62			
西部 Western	福井 Fukui	1			1 30													
	京都 Kyoto	4	18 202		3 48													
	和歌山 Wakayama	4	32 384		1 50		5 78	14 163		1 28			22 197					
Shimane		1	12 120															
岡山 Okayama		1	14 128		1 86													
山形 Yamaguchi		59	425 5218		14 921		1 15	343 3738		1 100			846 9366					
Total		60	519 6284		29 1125		6 97	377 3701		2 128			888 9563					
熊本 Kumamoto		7	30 402		1 50		1 15	57 369		2 99			68 541					
九州	佐賀 Saga	20	410 4763	21 252	3 248		12 429	164 1667	20 271	5 399	1 23	447 3052	22 401	1 111		2 183		
Kyushu	長門 Nagasaki	32	635 728	17 204	12 2315		23 1029	629 6803	5 120	5 347	1 26	409 3793						
	福岡 Fukuoka	77	3176 57649	76 912	9 2010		237 3057	1763 17899	76 1061	46 3682	55 1973	2924 30182	59 860	27 2652	1 475			
Total		136	4257 50378	114 1368	25 4623		275 452	2508 26573	161 1452	58 4527	57 1842	3848 37570	81 1261	28 2743	1 475	2 183		
全國總計 All Japan		329	10511 122079	422 6408	131 16195	15 1512	1661 2296	5101 57071	143 2200	87 10557	1 55	61 1970	17805 206278	81 1261	53 9742	1 475	2 183	
Grand Total			11003 138507	145 17705	1601 2296		5244 59271		88 10612	61 1970		17886 207539	54 10217		2 183			
			12,750 Houses	177,508 Tubo			5,393 Houses	71,853 Tubo				17,942 Houses	217,939 Tubo					
			36,085 Houses	467,300 Tubo (Floor space)			2,477,43 Tubo (Capital fund unit needed)					224,331 Tubo (Material unit needed)						

裏面白紙

(昭和二十二年度第二・四半期炭鉱住宅建設計画) 地方別、道府縣別厚生施設内訳表
 (Colliery Housing Construction Program in the 2nd Quarter of 1947.)
 Table Showing Welfare Facilities by Districts and Prefectures

地方別 Districts	道府縣別 Prefecture	表紙数 No. of plans	寮舎 House		浴場 Bath		炊事場 Kitchen		管理事務所 Office of superintendent		配給所 Distribution office		診療所 Medical office		病室 Sick ward		理髪所 Barber		洗濯場 Washing shed		計 Total			
			棟 House	坪 Toku	棟 House	坪 Toku	棟 House	坪 Toku	棟 House	坪 Toku	棟 House	坪 Toku	棟 House	坪 Toku	棟 House	坪 Toku	棟 House	坪 Toku	棟 House	坪 Toku	棟 House	坪 Toku	棟 House	坪 Toku
東部 Eastern	北海道 Hokkaido	65 (152)																					1,226 ~14,418	
	青森 Aomori	1																						
	岩手 Iwate	2 (6)																						
	秋田 Akita	9 (42)	2~6		4~38						1~18	1~9											8~71	
	山形 Yamagata	6 (3)	4~12		3~100	1~25					2~16	2~60						2~29		1~25			15~329	
	福島 Fukushima	45 (11)	15~43		8~384					4~52	7~290	8~393						1~34		7~28			45~1,234	
	新潟 Niigata	2 (10)										2~25											2~25	
中部 Central	茨城 Ibaraki	13 (6)			5~152				4~45	3~704	5~190												23~611	
	計 Total	78 (20)	21~61		21~696	1~25			8~97	13~484	14~652						2~72		6~101		3~53		94~2,236	
	福井 Fukui	1 (10)																					2~67	
	京都 Kyoto	4 (11)																						
西部 West	和歌山 Wakayama	4 (11)			1~20				1~12	1~20	1~20												5~18	
	鳥取 Tottori	1 (10)																						
	岡山 Okayama	1 (10)																						
九州 Kyushu	山口 Yamaguchi	39 (1)			1~15																		1~15	
	計 Total	50 (2)			2~35				1~12	1~20	1~20												6~93	
	熊本 Kumamoto	7 (1)			1~15																		1~15	
	佐賀 Saga	20 (3)			10~304					1~75	1~84	1~60											12~439	
	長門 Nagasaki	32 (2)			19~421	1~87				1~34	3~146	1~46											23~619	
福岡 Fukuoka	福岡 Fukuoka	11 (2)	33~55		24~426	2~65			2~60	8~594	9~935	2~72					2~60		159~172			239~1,159		
	計 Total	156 (1)	83~55		52~2,071	3~150			2~60	10~703	12~1,001	4~198					2~60		159~172			275~4,552		

District	Prefecture	No. of Houses	Hokkaido		Tohoku		Kanto		Chubu		Kansai		Shikoku		Kyushu		Total
			Houses	Tubes	Houses	Tubes	Houses	Tubes	Houses	Tubes	Houses	Tubes	Houses	Tubes	Houses	Tubes	
	Hokkaido	65 (12)		42-1582													1226 -1446
東部	青森 Aomori	1															
	岩手 Iwate	2 (1)															
東部	秋田 Akita	9 (4)	2-6	4-38				1-18	1-9								8-71
	山形 Yamagata	6 (3)	4-12	3-104	1-25			2-76	2-64				2-29	1-25	15-329		
東部	福島 Fukushima	45 (1)	15-43	8-384				4-52	7-290	8-393			1-34	7-28	48-1224		1226 -1446
	新潟 Niigata	2 (1)															
東部	茨城 Ibaraki	13 (6)		5-152 1-15 2-67				4-45	3-104	5-190			2-62	3-40			23-611 23-103
	計 Total	78 (20)	21-61	21-694	1-25	8-97	13-437	14-652	2-62	6-101	5-53				94-2235		1226 -1446
西部	福井 Fukui	1 (1)															
	京都 Kyoto	4 (1)															
西部	和歌山 Wakayama	4 (1)		1-20				1-12	1-20	1-20			1-6				5-78
	鳥取 Tottori	1 (1)															
西部	岡山 Okayama	1 (1)															
	山口 Yamaguchi	39 (1)		1-15													1-15
	計 Total	50 (2)		2-35				1-12	1-20	1-20			1-6				6-93
九州	熊本 Kumamoto	7 (1)		1-15													1-15
	佐賀 Saga	20 (3)		10-204 1-23 15-99				1-75	1-84	1-60							12-439 1-23 2-153
九州	長門 Nagasaki	32 (2)		19-72 1-26	1-87			1-34	3-146	1-46							23-419 1-26
	福岡 Fukuoka	77 (4)	53-55	24-126 2-278	2-65 2-65	2-60		8-594 6-335	9-935 5-969	2-72 1-86			2-60	159-172 31-60	239-859 55-1793		
	計 Total	136 (7)	53-55	32-271 1-327 1-99	3-65 2-65	2-60		18-703 6-335	12-101 1-84	4-198 1-86			2-60	159-172 31-60	275-1152 51-1793 2-153		
全国統計	新築 N.C.		54-116	149-2304	4-177	60-462	73-5210	67-4311	6-260	47-4253	1143-4263	1601-26296					
	増設増築 M.I.C.	329 (151)		116-394	2-65		6-235	10-1030	1-286			31-60	64-1910				
全国計	修理 Repair			1-99				1-24									2-183
	計 Total		54-116	159-2797	6-242	60-462	79-5545	78-5425	7-346	47-4253	1174-4263	1664-26296					23-449

裏面白紙

(昭和22年度第2.4半期炭鉱住宅建設計画) 炭鉱別明細表

(Colliery Housing Construction Program in the 2nd Quarter of 1947) Allocation to Specific Mines

縣名 Prefecture	炭鉱名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities												
		新築 New Construction	増築 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	便所 W.C	浴場 Bath	炊事場 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Barber	水 W.S	計 N.C.T	増築 M.I.A.C	修理 Repair	
北海道 Hokkaido	張 Yubari	270-365 25-338	195 -263	900 -9450				5 -400			3 -105	3 -300	3 -150			93 -93	107 -1068			
	幌 Emporo												3 -78				3 -78			
	和 Hiwa			277 -3712																
	池 Mayashi	14 -189	2 -28	200 -2448							1 -16							1 -16		
	川 Nobori Kawa	14 -189		180 -2160																
	田 Kakuta			13 -170			1 -171													
	内 Horonai	318 -4293	54 -729	189 -2306	1-400 (5)1-70	2 -710		1 -81			1 -35	1 -35	1 -76		1 -33	15 -15	20 -275			
	子 Manji	54 -129	28 -379		1-400	1 -295		1 -32				1 -60				8 -8	10 -100			
	内 Sun-Horonai	75 -1013		153 -1780	1-658	1 -960		1 -90			1 -35	1 -72				20 -20	23 -217			
	知 Sorachi	100-1350 (8)10-135	18 -243	480 -6480		5-1326		1 -80			1 -35	4 -250	1 -50		2 -52	100 -100	109 -567			
	岡 Akama	50-645 (5)15-81		246 -3321		2-560		1 -60			1 -35	2 -115	2 -80		1 -26	19 -19	26 -335			
	塩 Teshio	(5) 4-54	12 -167	196 -2646		1-211		1 -60					1 -50		1 -26	2 -2	5 -138			
	川 Sunagawa	(5) 20-270	270 -3645	500 -7000		4-1325		2-108			2-44	2-90	1-68		2-64	25 -25	84 -419			
	別 Mitani-Gakutoku	332-442 (5)24-34		800 -10800	2-1671			3-345			4-120	3-675	2-330		2-106	81 -81	95 -1687			
奥 Mitani-Ibira	250-345 20-270	100 -1350	1620 -17800	1 -210			2-160			2-90	2-200	2-100		2-52	15 -15	85 -657				

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭鉱名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities											
		新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	便 W.C	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Barber	水 W.S	新築 N.C	増築 T	修理 M.I.A.C
北海道 Hokkaido	新美唄 Shin-bibai	180-2450 (S)10-135	43 -415	38 -320					3 -186		2 -31	3 -225	1 -95		2 -57	23 -23	34 -597		
	大夕張 O-yubari	100-1350 (S)10-135	50 -551	150 -1205			3 -1540		2 -170		2 -70	1 -100			2 -56	32 -32	39 -628		
	三菱美唄 mitsubishi-bibai	745-3221 (S)20-290	218 -4023	800 -8352	1-750 (S)1-234	6 -2574			5 -400		3 -105	3 -300	3 -150		3 -98	83 -83	100 -1116		
	日東美唄 Nitto-bibai	50-645 (S)4-4	15 -203	90 -1080			1 -45		2 -120		1 -35	1 -100	1 -200		1 -25	7 -7	13 -487		
	三菱茅渚 mitsubishi-akabata	90-45 (S)10-125			2-45 (S)1-170				1 -50		1 -20	1 -100	1 -50		1 -26	12 -12	17 -258		
	赤平 akahira	228-202 (S)20-348	36 -486	449 -8465	4 -362	3 -129			1 -76					1 -100	1 -29	48 -48	51 -253		
	上歌志内 kami-utashinai	90 -945	12 -150	400 -2200			1 -86		1 -35							6 -6	7 -41		
	新歌志内 shin-utashinai		19 -228	100 -1140					1 -38				1 -68			3 -3	5 -109		
	奔別 ponbetsu	579-7817 (S)6-81		50 -100	1-207 (S)2-200	1 -90			7 -350		5 -75	2 -200	2 -200		3 -90	6 -6	25 -921		
	奈井江 naie		15 -203	100 -1450															
	彌生 yayoi	27-365 (S)6-81	8 -108	50 -500		1 -163			2 -98		4 -36	1 -34				6 -6	13 -174		
	雄別 yubetsu	150-202 (S)10-135		400 -5200					1 -60		1 -35	1 -85	1 -45		1 -23	12 -12	17 -260		
	只別 shakubetsu			53 -689	1 -630				1 -30			1 -50	1 -185				3 -265		
	茂尻 moshiri	48-648 (S)5-68	90-115 (S)77-550	700 -9800	1 -61				2 -120		1 -18	1 -100	2 -75		2 -75	20 -20	28 -408		
	上芦別 kami-asubetsu	25-338 (S)4-54	14 -110	100 -1350					1 -70		1 -35				1 -30	54 -54	57 -189		
	昭和 showa	40 -140		270 -2700			1 -150		1 -80		1 -20	1 -60					3 -160		
歌志内 utashinai		(3) 8-105	274 -3154			1 -150		1 -22								1 -22			

(12)

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭鉱名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities												
		新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	便 W.C	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Barber	水 W.S	新築 N.C.T	増築 M.I.A.C	修理 Repair	
北海道 Hokkaido	唐路 Shoro	(5) 5-68	44 -594	80 -960					1	40						20 -20	21 -60			
	本岐 Pongi	24-324 (5)5-68		70 -640								28	16				2	44		
	春採 Harutori	136-1836 (5)10-135	140 -1540	100 -1100	1		93		2	155			50			25		4	230	
	豊里 Toyosato	289-3902 (5)5-68	250 -3375	140 -1400	1		385	2	681			40	180			32	34	38	349	
	東幌内 Nigashi-Horonai	30-405 -405	40 -540	260 -2782												16	20	22	76	
	朝日 Asahi	19-257 -257		50 -525			100						35	50		2	2	4	87	
	雨竜 Uru	50-675 -675		170 -1900		2	148									13	13	19	244	
	築別 Chikubetsu			388 -4656			3470										15	15	18	194
	大和田 Owada	20-270 (5)6-81		40 -390													35	35	37	93
	日曹天塩 Nisao-Tsuhio	45-608 (5)10-135		270 -3240			450										10	10	13	118
	稚内 Wakkanai	24-374 -374		100 -500	1		53						100	50				3	200	
	茅沼 Kaganuma	180-2430 (5)5-68	10 -130	159 -1908													28	28	30	218
	高根第一 Takano-Dai-ichi	28-378 -378		35 -1180														3	206	
	新登川 Shin-Noborikawa	36-486 -486																3	83	
	油谷 Yuya	54-732 (5)10-135				2	262													
静 Shizuchi			8-108			103														
上尾幌 Kami-oboro	10-135 -135					70														

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭坑名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities														
		新築 N.C	敷設 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	敷設 M.I.A.C	修理 Repair	便 W.C	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Barber	水 W.F	新築 N.C.T	敷設 M.I.A.C	修理 Repair			
北海道 Hokkaido	中川 Nakugawa				1																	
	住吉 Sumiyoshi	10	-135		1																	
	系真沢 Sotogawa		45	-608		1	-25															
	月形 Tsukigata				1		-90															
	音別 Onbetsu	10	-135		1		-63		1	-36		1	-35	1	-64	1	-76		1	-28	5	-239
	宗谷 Soya	10	-135	12	-162	1	-60															
	幌延 Horonobe	24	-324																			
	上村 Kaminura				3		-120															
	新十内 Shin-Ninai	24	-324		1		-20					1	-35	1	-15	1	-50		1	-25	4	-125
	黒松 Kuro-matsu	90	-1215	(8)10	-135	2	-120		2	-80		1	-35	1	-100						4	-215
	小平 OHIRASHIHE	20	-270		1		-75		1	-14			1	-18		1	-10				3	-42
	浅茅野 Asahino	10	-135		1		-60		1	-40											1	-40
	金田 Kanayama	10	-135		1		-90	1	-45													
	久遠 Kuen	15	-203		1		-50		1	-18											1	-18
	紋十内 Monporai	10	-135									1	-30								1	-30
新十内 Shin-ji	12	-162		1		-45		1	-30			1	-20							2	-50	

裏面白紙

（研究政策）

住宅政策の刷新案要綱

住宅の対策は現下の情勢において緊要なる政治問題として、
 八、わが国は、国民生活の安定及び経済再建の基礎とする
 住宅政策の刷新案として、急速にその解決の一途を求め、
 九、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十一、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十二、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十三、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十四、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十五、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十六、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十七、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十八、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十九、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 二十、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。

一、住宅政策の刷新案として、急速にその解決の一途を求め、
 二、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 三、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 四、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 五、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 六、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 七、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 八、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 九、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十一、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十二、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十三、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十四、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十五、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十六、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十七、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十八、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 十九、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。
 二十、わが国は、住宅の供給増加に努めるべきである。

縣名 Prefecture	炭 礦 名 Name of mines	住 宅 Housing			合 宿 舍 Dormitories			厚 生 施 設 Welfare facilities												
		新 築 N.C	移 改 M.I	修 理 AC Repair	新 築 N.C	移 改 M.I	修 理 AC Repair	便 所 W.C	浴 室 Bath	炊 事 Kitchen	管 道 O.S	配 水 O.D	診 察 M.O	病 理 S.W	理 髮 Barber	水 道 W.S	新 築 N.C	移 改 M.I	修 理 AC Repair	
青 森 Aomori	下 北 Shimakita	10			1															
岩 手 Iwate	大 富 Otoni	10			1															
	金 麓 山 Kinryugan	15																		
	東 北 前 田 Tohoku maeda	12-162 (5)12-27			1-40 (5)1-18			2	-10				1-9				3	-19		
	袋 盛 Iitate	4-54		11	-132	1	-50													
	三 岳 Santake	6-81 (5)3-40.5			2-45 (5)2-30			1	-18			1	-18				2	-36		
秋 田 Akita	荒 瀬 Arase	10			1	-59														
	宝 屋 Idoan	3	-40.5	18	-216	1	-50													
	岩 館 Iwatate	10			1	-50														
	奥 羽 無 煙 Ou-muen	8			1	-50														
	福 来 Fukurai	2	-27		1	-35		2	-6									2	-6	
	大 阿 仁 Oani	6-81 (5)4-54	4	-32				1	-10									1	-10	
	田 川 Tagawa	30-405 (5)16-81	6	-51				2	-72									2	-72	
山 形 Yamagata	大 石 田 Oishida	20	-270	34	-255	1-60 (5)11-56	1-30					1-36	1-20		1-12			3	-68	
	豊 浦 Toyoura	10			3	-36	1-40													
	昭 平 Shohei	20	-270		2	-100														
	東 北 狹 戸 Tohoku-aburada	22-297 (5)10-135	4	-29		1-153 (5)11-84		4	-12	1-32	1-25		1-40	1-40		1-15	1-25	10	-189	
	東 北 山 戸 Tohoku-yamato				5	-60	1	-47												

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭 鉱 名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 welfare facilities											
		新築 N.C	移改増築 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	移改増築 M.I.A.C	修理 Repair	便 W.C	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Earbur	水 W.S	新築 N.C.T	移改増築 M.I.A.C	修理 Repair
福 島 Fuku- shima	常 盤 Joban	110-1320 (S)10-120	4-48	212 -2984	2-45 (S)---			7-25	2-120		2-16	1-80	3-290			7-28	22-520		
	好 間 Yashima	30-360		100 -1200					2-98		1-16				1-34		4-148		
	勿 耒 Nakaso	100-1200 (S)10-120		200 -2400	(S)1-100				2-120		1-20	2-80	1-33				6-255 253	1-25	
	小 野 田 Onoda	16-192																	
	小 田 Oda	40-480		56 -672															
	三 松 Mimatsu	33-396		3-36															
	隅 田 川 Sumidagawa	48-552		6-72				7-14				4-130	1-50				12-194		
	上 山 田 Kamiyamada	16-192	5-90																
	日 菅 福 島 Nisao-Fukushima	10-120		21-252															
	日 菅 赤 井 Nisao-Akai	15-180	5-60	36-432															
	天 郷 Yago	30-360	20-120	36-432									1-40				1-40		
	王 城 Ojo		12-90	23-193				1-4	1-16								2-20		
	三 和 Sanwa	10-100		18-216															
	日 新 Nishin		2-30	21-252	1-80														
	万 治 Manji	8-96	20-150	10-120	1-50														
旭 耒 Asahi-Nakaso	5-60 (S)3-42	10-60	6-72	1-20															
磐 城 神 奈 川 Iwaki-Kanagawa	20-240	10-60																	

-16-

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭 鉱 名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities												
		新築 N.C	増築 M.I.A.D	修理 Repair	新築 N.C	増築 M.I.A.D	修理 Repair	伊 W.C	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Barber	水 W.S	新築 N.C.T	増築 M.I.A.C	修理 Repair	
福 島 Fukushima	富久浜 Tukuhama	5-60 -26		2-24																
	田人 Tahito	8-96																		
	安行 Anzjo	10-120																		
	福広 Fukukhiro	1-12																		
	浅倉 Asakura			2-24	1-45															
	品川赤井 Shinagawa-Akai	8-80		20-240	1-32															
	大和 Yamato	5-60		6-72	1-45															
	富士白河 Fuji-Shirakawa	20-240			1-80															
	昭 Showa	5-50		3-36	1-50															
	苦滝 Kurutaki	1-12	1-15	4-48	1-60															
	石川 Ishikawa	11-132		3-36																
	東海 Takai	24-288	16-160	15-172	1-60															
	龍田 Tatsuta	70-840 1070-1200			1-72															
	廣部 Hirobe				3-60	1-20														
	多喜川部 Takikawabe	5-50	5-49		1-40															
三福 Sanpuku	5-60																			
上好岡 Kamiyohama	6-72	15-120	20-240	1-20																

-17-

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭鉱名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities													
		新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	便 W.C	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Barber	水 W.S	新築 N.C	増築 T	修理 M.I.A.C	Repair	
福島 Fukushima	藤岡 Fujioka	6																			
	久之浜 Kunohama		13	9																	
	水戸 Kido	10	4	7																	
	赤城 Akagi	10	6		1																
	上岡 Kamiska	10			1																
	白棚 Hakuho	10			1																
	大野 Ono	5			1																
	植田 Ueda	24	4		2				1											1	
	須賀野 Sugaya-ito		5																		
	平和 Heiwa	10			1																
双葉 Futaba				1																	

裏面白紙

地名	炭鉱名	住宅 housing			合宿舎 Dormitories			厚生施設 welfare facilities												
		新築	増築	修理	新築	増築	修理	原所	浴場	炊	管	配	診	病	理	水	新築	増築	修理	
Prefecture	Name of mines	N.C	MIAD	Repair	N.C	MIAD	Repair	W.C	Bath	Kitchen	O.S	O.D	M.O	S.W	Barber	W.S	N.C.T	M.I.A.C	Repair	
新潟	小巻	12			1															
	Katuki	-162			-10															
新潟	赤谷	10																		
	Akatani	-135																		
新潟	中郷	20-240		24	1-250				1-36		1-8	1-24	1-92				4-140			
	Nakago	(S)10-120		-240	(S)11-60				(S)11-18								(S)11-18			
新潟	神ノ山	20-240			1-240				1-44		1-13		1-20				3-97			
	Kaminoyama	(S)13-50																		
新潟	高萩	32-384		116	1-80				2-30		2-24	1-50	1-20	1-50	1-20		8-194			
	Takahagi	(S)10-120		-1392																
茨城	新形	12-144		30			1-62													
	Kushigata			-360																
茨城	重内	30	15	20																
	Shigenuchi	-315	-158	-216																
茨城	山口	10	20	10																
	Yanaguchi	-120	-180	-85																
茨城	上田	12																		
	Joden	-144																		
茨城	南本	12							1-42				1-54	1-12			3-108			
	Sekinato	-144																		
茨城	合同華川	28-336			1-70															
	Joto-Wanakawa	(S)10-120																		
茨城	東新	12		12	1-45							1-30			1-16		2-40			
	Shin	-144		-144																
茨城	大東		15-180											1-24		1-10		2-34		
	Saito		(S)4-48																	
茨城	磯原	10		15																
	Isobara	-120		-90																
茨城	山	(S)6-72	15-180		(S)1-55															
	Yamaichi																			

縣名 Prefecture	炭 鉱 名 Name of mines	住 宅 Houses			合 宿 舎 Dormitories			厚 生 施 設 Welfare Facilities										
		新 築 N.C	移 改 増 築 M.I.A.C	修 理 Repair	新 築 N.C	移 改 増 築 M.I.A.C	修 理 Repair	便 所 W.C	浴 場 Bath	炊 事 場 Kitchen	管 配 C.S	配 O.D	診 病 M.O	水 理 Sect Water	浴 室 Barber	洗 車 Wash	前 後 檢 査 N.C	修 理 Repair
福 井 Fukui	昭 和 Shōwa				1-20													
京 都 Kyoto	志 高 Shiaka	5-50			1-21													
	松 尾 寺 Matsuwadera	6-12			1-12													
	於 栗 岐 Ogaji				1-15													
和 歌 山 Wakayama	入 田 田 Idatta	7-80																
	宮 井 Miyai		10-120															
	熊 野 Kumano	12-144	4-43	22-197	1-28			1-20	1-12	1-20	1-20		1-6		5-96			
島 根 Shimane	彦 根 橋 Yanvata				1-50													
	吉 吉 Shiko	20-240																
岡 山 Okayama	島 根 郡 岡 Shimane-gun Ok	12-120																
	仁 賀 賀 Nigaha	14-168			1-86													

-60-

裏
面
白
紙

縣名 Prefecture	炭 鉱 名 Name of mines	住 宅 Douses			合 宿 舎 Dormitories			厚 生 施 設 Welfare facilities											
		新 築 N. C	移 改 増 築 M. I. A. C	修 理 Repair	新 築 N. C	移 改 増 築 M. I. A. C	修 理 Repair	便 所 W. C	浴 室 Bath	炊 事 場 Kitchen	管 道 O. S.	配 電 O. D.	診 察 室 M. O.	病 室 E. W.	理 髮 室 Barber	水 道 W. S.	新 築 N. C	移 改 増 築 M. I. A. C	修 理 Repair
山 口 yamaguchi	中之山 Nkinoyama	60 -120	30 -270	400 -4800		1 -100													
	東見初 Higashimurame	50 -600	66 -792	300 -2400															
	山陽無煙 Sanyo munem	45 -540	24 -230	35 -336															
	長 沢 Nagazawa	25 -300			1 -69														
	本 山 Motoyama			50 -400															
	沖 宇 部 Oki-ube	16 -192																	
	萩 森 Hajimori			30 -150	1 -46														
	小 野 田 Onoda		15 -180																
	大 森 Ohama		40 -480																
	八 幡 Yawata		10 -120																
	沖 田 Okida		30 -100		2 -150														
	長 沖 Cho-shin	15 -180		10 -120															
	第二雀田 Daini-Suzumeda	5 -60	5 -60	15 -180															
	第二新沖山 Daini-Shin-okiyama	6 -66	10 -62	35 -245															
	船 木 Funaki			30 -165	1 -95														
平 原 Hirabara	5 -60	2 -24		1 -50															
新見初 Shin-murame	20 -240	14 -168		1 -91															

裏面白紙

縣名 Prefecture	支 區 名 Name of minor	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities													
		新築 N.C	増築 M.I.A.D	修理 Repair	新築 N.C	増築 M.I.A.D	修理 Repair	便 W.	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Barber	水 W.S	新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair		
山 口 yamaguchi	榎 山 Enokiyama	5-60	2-24	3-60																	
	櫻 山 Sakurayama	6-72	8-64	11-110																	
	雀 田 Suzumeda	4-48	10-60																		
	報 國 Idokoku	6-72																			
	長 生 Chō-sei		20-240																		
	厚 狹 Asa	5-60		15-180																	
	第二新見初 Daini-shin-misome				1-40																
	沖田新坂 Okida-shinkō		1-12																		
	小野山 Onoyama	5-60	20-240																		
	宮 田 Miyata	4-48																			
	滝 口 Takiguchi		19-148							1-15							1-15				
	美福無煙 Mifuku muen		5-60	10-100																	
	神田無煙 Kunda muen	8-96	2-24																		
	美 豊 Mitoyo	10-120																			
	埴 生 Utsu	10-120		10-120																	
長門無煙 Nagato muen	3-36																				
松 津 Shō-shin	20-240			1-40																	

(12)

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭 鉱 名 Name of mines	住 宅 Houses			合 宿 舎 Dormitories			厚 生 施 設 Welfare facilities										
		新 築 N.C	移 改 増 築 M.I.A.C	修 理 Repair	新 築 N.C	移 改 増 築 M.I.A.C	修 理 Repair	便 所 W.C	浴 室 Bath	炊 事 場 Kitchen	管 道 O.S	配 水 O.D	診 病 室 M.O S.W	理 水 Bath	水 道 W.S	新 築 N.C.T	移 改 増 築 M.I.A.C	修 理 Repair
山 口 yamaguchi	東 宇 部 Higashi-ube	15 -180			1 -30													
	常 盤 Tokiura	20 -240			1 -80													
	第 二 若 山 Daini wakayama	50 -600	20 -240		1 -50													
	小 嶋 Kojima	10 -120			1 -50													
	生 田 Ikuta	15 -180	20 -140		1 -40													

- (3) -

裏
面
白
紙

73

縣名 Prefecture	炭 鉱 名 Name of mines	住宅 Douses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities										
		新築 N. C.	増築 M. I. A. C.	修理 Repair	新築 N. C.	増築 M. I. A. C.	修理 Repair	便 W. C.	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O. S.	配 O. D.	診 M. O.	病 S. W.	理 Barber	水 W. S.	新築計 N. C. T.	増築計 M. I. A. C.
福岡 Fukuoka	三 池 Miike	700-8410 (S)10-120	32-470	400 -4800		1-200			2-180	2-65		2-273	1-500		150 -156	157 -574	3 -35	
	山 野 Yamano	49-588 (S)10-120	5-40	500 -4500	1-50	2-618			1-90				1-107			2-191		
	田 川 Tagawa	110-1284 (S)10-120	200	-2400					1-19							1-19	1-520	
	勝 田 Katsuta	115-1380 (S)10-120	65-359		1-300				1-60				1-14			2-74	1-40 1-80 1-10	
	糟 屋 Kasuya		77-840			22-333											2-40	
	鯉 田 Namazuda		44-470	73-538														1-46
	飯 塚 Iizuka	80-960 (S)10-120	(S) 2-30	200-2400 (S)20-300		1-40			1-16		2-60		1-50		2-60	6-186	1-80	
	上山田 Kamijamada	120-1440 (S)10-120	45-475 (S)18-120	150-1150 (S)20-300			2-1350		1-75							1-75		
	方 城 Hojo	56-672 (S)15-60	85-960 (S)15-60	120-1560		1-97		16-16					1-56			17-92		
	新 入 Shin-nyu	40-480 (S)8-96	65-780	200-2400		2-232			1-46							1-46		
	二 瀬 Futase	100-1200		200-2000		1-60												1-146
	箱 築 Inaba	20-200		20-200		1-81												
	古河下山田 Furukawa Shimoyamada	30-368		10-123														
	大 峰 Omine	40-480	50-450	56-672					1-75				1-50			2-75		
	目 尾 Shakano-o			70-840														
	志 免 Shime	40-480	40-400			1-274			1-18							1-18	1-30	
高 田 Takada	8-96	20-201																

(14)

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭 鉱 名 Name of mines	住宅 Houses			合 宿 Dormitories			厚 生 施 設 Welfare facilities												
		新 築 N.C	修 繕 M.I.A.C	修 理 Repair	新 築 N.C	修 繕 M.I.A.C	修 理 Repair	便 所 W.C	浴 室 Bath	炊 事 Kitchen	管 道 O.S	配 電 O.D	診 病 M.O	病 室 S.W	理 水 Barber	水 道 W.S	新 築 N.C.T	修 繕 M.I.A.C	修 理 Repair	
福 岡 Fukuoka	赤 池 Akaike		71-561																	
	豊 國 Tokoku		6-46																	
	平 山 Hirayama	16-192 8-48	7-52																	
	天 道 Tento	16-196 8-48	16-176																	
	芳 雄 Yoshio	22-264 11-192 8-317																		
	吉 隈 Yashikuma	16-192	35-333				1-262													診 2-16
	綱 合 Tsunawake	18-216	61-604				1-67									1-4	1-4			
	早 珠 山 Hajiyama	15-180	10-108	33-213 514-80				4-8								6-12	10-20			
	朝 倉 Asakura	6-45			1-45			2-4									2-4			
	日 隈 Hukiguma	10-100		16-96																
	鎮 西 Chinzei		20-180																	
	早 良 Sawara	60-920	30-315	40-520			1-60													1-30
	大 川 Okawa		17-122																	1-47
	西 戸 崎 Saitozaki	30-360	21-190	50-420																1-47
	北 谷 Kitatani	5-60					1-20													1-8
石 丸 Ishimaru	10-120																			
小 正 Omasa	20-205																		1-53	

-651

裏
面
白
紙

地区	地区名	住宅 Houses			宿舍 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities											
		新築 N.C	移築 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	移築 M.I.A.C	修理 Repair	便 W.C	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Barber	水 W.S	計 N.C.T	設 M.I.A.C	修 Repair
福岡	東之郷 Higashinaka		10 -75	30 -225															
	西之郷 Nishinaka	12 -132	18 -162																
	新山野 Shin-yama	12 -144																	
	上山 Ueyama		38-328 514-48	37 -338			1 -77												
	山田 Yamada	24 -288	50-375 514-48				1 -52												
	高松 Takamatsu	110 -1320	66 -726	300 -3300	1 -970														
	忠隈 Tadakuma	34 -408	30-360 515-60				2 -312							1 -37				1 -37	
	高陽 Takuyō			15 -113			3 -48												
	海老津 Ebitani	10 -120	30 -150				1 -72												1 -32
	善原 Senzawa	10 -110																	1 -75
	新日本 Shin-Nippon	8 -84																	
	豊州 Toyosu			30 -225			1 -36												20 -240
	船尾 Funao	20 -220					1 -150												1 -30
	川崎 Kawasaki		20 -220																1 -25
	筑紫 Tsukushi	10 -120	20 -240																1 -86
島田 Shimadzu	50 -600	10 -96																1 -52	

(161)

裏面白紙

縣名 Prefecture	礦名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities												
		新築 N.C	移増築 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	移増築 M.I.A.C	修理 Repair	便 W.C	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Barber	水 W.S	新築 N.C	移増築 M.I.A.C	修理 Repair	
福岡 Fukuoka	日吉 Hiyoshi	8	-16																	
	新平和 Shin-Heiwa	10	-120																	
	太田 Otauji	30	50 -360	30 -360																
	大之浦 Onoura	510	100-120 -6120	120-1080 (5)15-180		2	(3) -490													
	大豊 Taicho	2	-22																	
	中鶴 Nakatsuru	30	60-540 -360	516-90		1	-139													
	木城 Kishiro	10	-120	2 -166																
	三友 Mitomo		10 -98	10 -120																
	嘉穂 Kaho	100	-1200			1	-300													
	真岡 Maoka	20	30 -240	380 -60																
	中津原 Nakatsubara		5 -40																	
	折戸二瀬 Shinko Futase	15	-120																	
	小倉 Ogura	140-1680 (5)10-120																		
	神田 Jinden	10	20 -120	175																
	新目尾 Shin-Sukano-o		36 -220																	
本洞 Hon-do	50	-600	60 -453	2		-165														
昭嘉 Sho-ka		20 -240																		

(17)

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭 鉱 名 Name of mines	住宅 Houses			合 宿 Dormitories			厚 生 施 設 Welfare facilities											
		新 築 N.C	修 繕 MIAC	修 理 Repair	新 築 N.C	修 繕 MIAC	修 理 Repair	便 所 W.C	浴 室 Bath	炊 事 Kitchen	管 道 O.S	配 電 O.D	診 病 M.O	理 水 S.W	理 水 Ea. W.S	理 水 W.S	計 算 N.C.T	計 算 MIAC	修 理 Repair
福岡 Fukuoka	金丸大隈 Kanomaru-Okuma	20 -220		20 -150					1-67								1-67		
	上嘉穂 Kamikaho	5 -60		5 -45															
	上豊州 Kamihosha	5 -60	12 -132																
	芳谷 Yoshinaga	50 -550	1 -20		1 -30				1-30			1-30					2-60		
	新 手 Arate	56 -602	60 -510	80 -800														計 1-132	
	福吉 Fukuyoshi	8 -96																	
	木屋瀬 Kayanose	20 -240	11 -132	12 -144					5-15								5-15		
	大 鷲 門 Osato	20 -240																	
高 浜 Takahama	5 -43		15 -113																
佐 賀 Saga	杵 島 Kishima	50-600 (2)10-120	12-60 (5)11-165	100-525 (5)10-212	2 -147	1 -117												計 1-77 計 1-84	
	北 方 Kitakata	45 -540		45 -315					1-42								1-42		
	大 鷲 Ozuru	20 -220		50 -325					1-45								1-45		
	西 杵 Nishiki	4 -42			1 -40														
	立 山 Tateyama	23 -276											1-60				1-60		
	岩 屋 Iwaya	30 -360							1-20								1-20		
	新 屋 敷 Shin-Yashiki	40 -418			1 -128														
	唐 津 Karatsu	20 -240	40 -240	50 -300	1 -60				1-60								1-60		

(18)

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭 鉱 名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			生 活 施 設 Welfare facilities												
		新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	便 N.C	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Bath	水 W.S	新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	
佐 賀 Saga	久 原 Kubara	20 -240			1 -150															
	向 山 Mukoyama	50-60 (S)5-60	36 -432	100 -950					1 -56			1 -15						2 -131		
	楠 久 Kusuku	5 -72			1 -58				1 -10									1 -10		
	山 代 Yamashiro	10 -120	10 -120	50-460 (S)12-189					1 -25									1 -25		
	小 岩 Kaima	20 -220	32 -336				1 -64												1 -23	
	國 見 Kunimi	10 -120	20 -220	30 -225																
	立 川 Tachikawa	16 -192		20 -140																
	多 久 Taku	14 -126																		
	小 城 Oshiro	12 -139	10-157 (S)9-106						1 -24									1 -24		
	光 武 Mitsutake	15 -180																		
	新 相 知 Shin-ochi	5 -60		2 -12					1 -19									1 -19		
	新 興 Shinko	6 -72	4 -48						1 -3									1 -3		
長 崎 Nagasaki	崎 戸 Sakito	(S) 10-120	152 -1919					1 -35									1 -35			
	高 島 Takashima	33-396 (S)3-36	56 -672	20 -235	1-767 (conversion)			1 -60									1 -60			
	佐 々 Sasa	8 -96																1 -26		
	神 田 Koda	20 -240	28 -336																	
	鹿 町 Shikamachi	40 -480	40 -500																	

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭 鉱 名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities													
		新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	便 W.C	浴 Bath	炊 Kitchen	管 O.S	配 O.D	診 M.O	病 S.W	理 Barber	水 W.S	新築 N.C.T	増築 M.I.A.C	修理 Repair		
長 崎 Nagasaki	天 岳 Yatake		40 -480	30 -300					1	50									1	50	
	湊 電 Enryu	50 -613	(5) 2-39	58 -579	1		98			1	60								1	60	
	江 里 Esato		10 -111	30 -225																	
	江 迎 Emukae	8 -96	24 -211	30 -225						2	88								2	88	
	中 里 Nakazato	10 -120	17 -200	11 -76			74							1	42				1	42	
	山 庄 Yamazumi	20 -230																			
	庄 世 原 Saseho				1		153														
	大 島 Oshima	104-1218	16 -192	100 -1200	1		280			1	35			1	34				2	69	
	伊 王 島 Iojima	50 -600	36 -432		1-331 (concrete)					1	34	1	87			1	46		3	157	
	神 林 Kambayashi	20 -220		8 -60	1		110														
	里 山 Satoyama	24 -288																			
	德 義 Tokuyoshi	20 -240	32 -172	12 -90																	
	綱 之 鼻 Tsu-no-hana	20 -240	12 -147	10 -95							1	60							1	60	
	江 口 Eguchi	40 -480	42-235 (513-83)	30 -225	1		150			1	43								1	43	
	福 島 Fukushima	20 -240	10 -123								1	70							1	70	
新 今 福 Shin-Imafuku	20-240 (514-48)			1		180			1	45								1	45		
御 厨 Mikuriya		44 -330																			

(20)

裏面白紙

縣名 Prefecture	炭鉱名 Name of mines	住宅 Houses			合宿舎 Dormitories			厚生施設 Welfare facilities												
		新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	便所 W.C	浴槽 Bath	炊事 Kitchen	配管 O.S	配管 O.D	診療 M.O	病室 S.W	理髪 Barber	水道 W.S	新築 N.C	増築 M.I.A.C	修理 Repair	
長崎 Nagasaki	栢木 Kaganoki	12 -124	10 -80	10 -80					1 -12								1 -40			
	大志佐 Oshiza	10 -120	6 -72		2 -80				1 -39								1 -12			
	松浦 Matsunura	28 -336	20 -280	45 -360			1 -70										1 -39			
	新松浦 Shin-matsunura						1 -123													
	岳下 Takeshita	54 -573					1 -150										1 -64			
	飯國 Ito Koku	6 -72																		
	西川岡 Nishi-kawauchi	10 -120		10 -80			1 -80		1 -20									1 -20		
	小浦 Kowza		22 -167						1 -60									1 -60		
	第三大岳 Sanmi-otake		12 -144	5 -43	1 -15				1 -15									1 -15		
	赤境 Akai	8 -96																		
熊本 Kumamoto	玉名 Tamana	10 -100		20 -120			1 -50													
	坂瀬川 Sakazegawa	10 -120	16 -114	10 -63			1 -44		1 -15								1 -15			
	阿蘇 Asahi	6 -72	10 -46																	
	今富 Imatomi	10 -110	5 -38																	
	和久登 Wakudo		5 -30	8 -48																
	宇土 Utsu		16 -141	20 -200			1 -55													
黒石 Kuroiwa			10 -110																	

(21)

裏面あり

22829.



付ひ公共団地をして本格的にその住宅化を促進せしめ
ること。

四 庶民住宅建築用地の取得を容易ならしめ、そのための要
る法的措置を講ずること。

五 欠債劣務者住宅、疎化欠劣務者住宅など緊要産業におけ
る給與住宅の建設に関する従来の方針を確立せしめ、金
策の合理化、生産増強の方針とも関連せしめ、これ
が消費資材及び資金の優先割当の方式を強化拡張するこ
と。

六 一般建築規制については料理、飲食、興業など不健全な
行為し不潔汚穢業に対する建築禁止の法的措置を明記強化
し、ことごとく一般住宅の建築に對する現行制限方式を制
限すること。

七 新築住宅、これにより代用資材等の工夫活用を制裁奨励
すること。

八 余裕住宅の解放に関する従来の方針を改め、同居施
設の工作費補助の方法を簡易明朗化する。共に強権的貸
付命令への発動を積極的に行はしめることとし、必要
に法的強化の措置を講ずること。

九 住宅の法的強化の措置を講ずること。

十 住宅の法的強化の措置を講ずること。

十一 住宅の法的強化の措置を講ずること。

十二 住宅の法的強化の措置を講ずること。

十三 住宅の法的強化の措置を講ずること。

十四 住宅の法的強化の措置を講ずること。

十五 住宅の法的強化の措置を講ずること。

十六 住宅の法的強化の措置を講ずること。

十七 住宅の法的強化の措置を講ずること。

(補完政策)

住宅政策の刷新案要綱

(経済政策局)

住宅の対策は現下の情勢において緊要なる政治問題として感されてあり、國民生活の安定及び経済再興を目標とする此の緊急増対策と併行して急速にその解決に一步を進めなければならぬ。しかして、此が緊急施策としての要諦をなすものは当面の住宅の供給増進に關する対策とすべし。その配分方針は、いし新物償還金体系を基準とする住宅の供給方針に關する問題であつて、此がためにはこの際他の政策との調和を考慮しつゝ、此の対策を樹立し、現状を打開して住宅政策を振起するの必要がある。

一 新物償還金体系にマッチする庶民住宅の供給増加に重点を向け、勤労者一般に対する適正な賃金住宅の供給を確保増大すること。これがその

二 住宅用計画資料の總量を充てる限り増進すると共に公共団体等が公共事業とし

て実行する庶民住宅に対する費計割当の比重を住宅用計画資料の枠内において引上ること。

三 公共団体等の庶民住宅建設費(轉用移設費等を含む)に対する國庫補助率の引上を行ふと共に、その建築資金に充ては長期低利の資金の円滑なる融通に付建設の推進を講ずること。

四 國有財産たる旧軍用建築物等につき庶民住宅への転用可能なるものについてはその処分方針に必要なる調整を行ひ公共団体を主として積極的にその住宅化を促進せしめること。

五 庶民住宅建築用地の取得を容易ならしめるため必要なる法政策的並びに財政的措置を講ずること。

六 主要都市には政府並びに公共団体の協同出資による特別の住宅供給機関を設置すること。

六、炭鉱 礦化鉱夫必要産業における労働者の給與住宅の建設に關する炭素の方針を確立せしめ、企業の場合に、生産増強の方針とも明連せしめ、この間が所
要資材及び資金の優先割当の方式を強硬に確保すると、尚民間会社、官公営に就て
も自ら準じて住宅、官公營の施設を緩和すること。

三、一般建築規制については料理、飲食、舞踏場、娯楽などの不急建築禁止の法的措置を明示強化するとともに、一般住宅の建築に
對する現行制限方式を刷新緩和すること。

四、余裕住宅の開放を更に積極的に行ふため同居施設の工休費補助の方法を簡易化する
と共に、民主的な余裕住宅若用委員会の設置、強権発動方式の改善等の措置を
進めるものとし、必要に應じ現行法規の改正を行ふこと。

住宅、營繕関係

區分	二十一年度		二十二年度		甲	A	B	C
	予算額	要求額	予算額	要求額				
○復興院	三九〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	三三七,五〇〇	三三〇,〇〇〇	八七,〇〇〇	九四七,〇〇〇	七七七,三六〇	六九,七六〇
住宅復興助成	〇	〇	一八七,五〇〇	一八七,五〇〇	〇	三七五,〇〇〇	三七五,〇〇〇	三七五,〇〇〇
罹災都市防火助成	三三七,七五〇	〇	八四七,八一	〇	四,二〇〇	三,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇
罹災都市危険建築物	二九三,二五〇	一五八,五三七	一五八,五三七	一五八,五三七	〇	〇	〇	〇
小計	三九三,二五〇	一五八,五三七	一五八,五三七	一五八,五三七	〇	〇	〇	〇
○官廳營繕	三八三,九〇二	八四四,五七三	八四四,五七三	八四四,五七三	三三七,九三六	一五,一六〇	一〇,九三八	七八,八四四
大蔵	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
外務	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
商工	四七三,一〇〇	一五八,六四四	一五八,六四四	一五八,六四四	五八,四四〇	四四,七九六	三四,八九一	一五,九一三
運輸	八四八,三五五	一五一〇,三〇九	一五一〇,三〇九	一五一〇,三〇九	三二,五四〇	二五,四六九	一八,九五〇	一四,四〇〇

司 法	三二四,〇〇〇	六九八,八四八	一五四,八五九	一七,一六四	九六,八六四	八一,五六四
農 林	五八〇,〇〇〇	六六〇,八二〇	三二,六七八	一九,七二〇	一六,三四三	一三,七二〇
計	五六〇,三五六	一九三,二四三	五二〇,二八五	三二〇,五三〇	二七五,二二七	二〇九,八九七
北 海 道	〇	八五八,四四一	八九〇,〇〇〇	六六二,〇〇〇	五〇三,四〇〇	三五六,四〇〇
文 部	三九八,三一七	二二六,五五五	六六七,七三〇	四九九,五五五	三八五,九六三	二七九,八三三
司 法	五三,五九九	二〇七,三二八	三六八,二四〇	二四四,九四六	一九六,五七六	一三四,三二〇
計	〇	一七,五〇〇	五〇〇,〇〇〇	〇	〇	〇
并	三九,四四三	三二,六五八	一五七,九〇八	一三,六八三	一六,五八六	六七,五四七

學生

學 業 名	昭和二十一年度	昭和二十二年度	甲 案	A 案	B 案	C 案
學業保證所 復興奨励補助		三三,六九三	一六,六八四	一七,七三三	一七,七三三	
乳児院創設費		一〇,六〇一	五,三〇五	〇	〇	〇
産科見張家院 創設費補助		一五,一三五	七,五八二	〇	〇	〇
食生活研究所 新設費		六五〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇
区長顧問室備 補		二四七,六〇〇	一三,九九〇	二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	〇
衛生救済所運営費		四二,九四六	一五,八一七	四五,〇〇〇	四五,〇〇〇	四五,〇〇〇
(1) 衛生救済所備 補		三一四,一五〇	一五,七〇七	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇
(2) 備内作業用 土器		三,三九二	一,三三〇	〇	〇	〇
(3) 備内作業用 土器		五八八,〇〇〇	二九四,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
茶用種物栽培費 地代		一四八,〇二九	一三〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	〇
衛生救済所備 補		三,六四四	六,七四〇	六,七四〇	四六,三〇〇	三,三三〇

公立精神病院 建設費補助	公立団体花柳病 治療所建設	国立少年救護院 各所新築	公共衛生施設 費補助	社会公衆利 花敷設置補助	公共浴場	公共市場	諸協賛施設	同和事業に資する事業 費補助	国立六次産業振興基金 費補助	天竺汁事業費補助	(イ) 昭和三十九年度 予算	
一七、七、六二〇	六八、三、三三四	一九、四、七八〇	一九、八、三、五九六	三〇、三、八七、七八〇	五、一、二、四、三、九七五	九、八、九、七、九三〇	五、二、七、九、八七五	二、九、五、七、九〇	二、二、三、三、七、五〇	二、九、七、〇、〇、〇、〇、〇	一〇、八、九、三、七、五〇	二、二、四、七、六、〇〇
〇	一、七、五、五、八三	三、八、六、九、七〇	〇	〇	三、〇、〇、〇、〇、〇	〇	一、二、〇、〇、〇、〇	三、四、六、五、〇、〇	九、九、〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇
〇	二、〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇	三、〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇	九、九、〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇
〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇	三、〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇	七、四、二、五、〇、〇、〇	〇	〇	〇
〇	二、〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇	三、〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇	六、九、三、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇

(ロ) 一般失業者の 生活事業費	(ハ) 職業訓練等に要す る経費	(ニ) 職業訓練等所 に要する経費	(イ) 職業訓練等所 に要する経費	(イ) 共同作業施設 に要する経費	(ニ) 傷病者 療養費	災害復旧	(イ) 職業紹介所等 施設に要する経費	(ロ) 日傭労働者等 新築に要する経費	上下水道施設補助	上下水道補助	(イ) 下水道補助
六、一、四、六、一、五〇〇	一、五、一、六、三、八、一〇	六、八、五、五、九三〇	六、一、八、九、八、一六〇	一、一、八、九、七、二〇	一、七〇、六、〇〇	一、五、三、六、〇〇	一、七〇、〇、〇〇	一、七〇、〇、〇〇	〇	〇	〇
一、九、八、〇、〇、〇、〇、〇	四、三、三、六、七、五三六	一、九、二、七、四、〇、四〇	二、三、五、一、五、二一〇	一、七、五、〇、〇、〇、〇、〇	四、七、二、〇、三、七、六	一、四、八、五、二、三四〇	六、〇、九、五、四〇〇	八、七、五、六、八四〇	四、九、〇、〇、〇、〇、〇	三、五、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇
二、四、七、五、〇、〇、〇	二、三、四、四、五、五九六	一、四、六、四、九、九、九〇	一、五、三、五、八、〇〇〇	〇	四、五、三、七、二、三六	〇	一、三、〇、〇、〇、〇、〇	〇	三、四、〇、〇、〇、〇、〇	二、三、六、〇、〇、〇、〇	一、〇、四、〇、〇、〇、〇、〇
二、四、七、五、〇、〇、〇	一、七、〇、二、九、九、〇、〇、〇	一、〇、六、七、九、三、〇、〇、〇	三、九、〇、〇、〇、〇、〇、〇	二、六、三、五、〇、〇、〇、〇	二、二、五、六、〇、〇、〇	五、三、〇、〇、〇、〇、〇	一、五、〇、〇、〇、〇、〇	四、〇、〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇
二、四、七、五、〇、〇、〇	一、六、五、五、四、九、〇、〇、〇	一、〇、六、七、九、三、〇、〇、〇	三、九、〇、〇、〇、〇、〇、〇	一、七、五、〇、〇、〇、〇、〇	二、二、五、六、〇、〇、〇	三、九、七、五、〇、〇、〇	九、七、五、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇	〇
一、九、八、〇、〇、〇、〇、〇	一、三、五、二、二、〇、〇、〇、〇	九、四、九、四、〇、〇、〇、〇	三、九、〇、〇、〇、〇、〇、〇	〇	一、二、五、六、〇、〇、〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

上下水道施設補 改良費補助	56,308,000	42,138,000	14,170,000
上下水道補助 （下水道補助）	21,835,768	14,180,000	7,655,768
地方引揚施設局 施設修繕費に要する借入	1,155,400	7,319,000	6,163,600
	86,300,000	68,836,000	17,464,000
	520,000,000	343,000,000	177,000,000
合計	1,446,308,000	1,137,363,000	308,945,000

9. 4

一般住宅建設に関する諸問題

一 経本内部の所管

第四部に住宅班及住宅委員会をおくこと

二 住宅の質及び規模

1. 瓦、セメント瓦、亜鉛鉄板等相当耐久力ある屋根を條
件とすること

2. 公営貸家は九坪乃至十二坪とし
持家は十五坪とすること

三 建築許可制施行し及公定價を嚴守すること

四 公営貸家の保護

1. 建築費の二分の一を補助すること

2. 資金の利子を補給すること

五 國家資金を供給すること

五 新築戸数

1. 一般公営貸家木造四万五千

一 コンクリート五千

2. 炭坑用 四万戸

3. 其 他 十四万戸以上

計 二十四万戸以上

六 所要資金

1. 公営貸家

全部國家資金を要す 約十五億 内半額は建設費補助

2. 利子補給

- 七. 住宅建設及経営機関
1. 地方団体
 2. 公営機關（住宅営団の後継者）
 3. 純國営機關、住宅局
3. 一般住宅は保険金及封鎖予金の解除限度に認むること

裏面白紙

住宅建設計画総括年度別表 (震災復興院要求)

年度	事業種別	事業量					資金(千円)			
		千戸 木造	千戸 鉄筋	千戸 コンクリート ブロック	千戸 煉瓦	千戸 計	維持補修	国費	其他	合計
五 ヶ 年 合 計	国民住宅	359	105	36	0	1				
	重要産業労働者住宅	232	-	18	-	250		29,820,000	177,240,000	207,060,000
	一般住宅	829	105	36	36	1006				
	維持補修						2,500		16,000,000	
	計	1420	210	90	36	1750	2,500	29,820,000	193,240,000	223,060,000
23年	国民住宅	91	5	4	0	100				
	重要産業労働者住宅	47	-	2	0	50		4,768,000	23,861,000	28,629,000
	一般住宅	120	5	4	1	130				
	維持補修						500		3,200,000	3,200,000
	計	259	10	10	1	280	500	4,768,000	27,061,000	32,036,000
24年	国民住宅	82	10	8	0	100				
	重要産業労働者住宅	46	-	4	0	50		5,136,000	26,832,000	31,968,000
	一般住宅	131	10	8	5	154				
	維持補修								3,200,000	3,200,000
	計	259	20	20	5	304	500	5,136,000	30,032,000	35,168,000

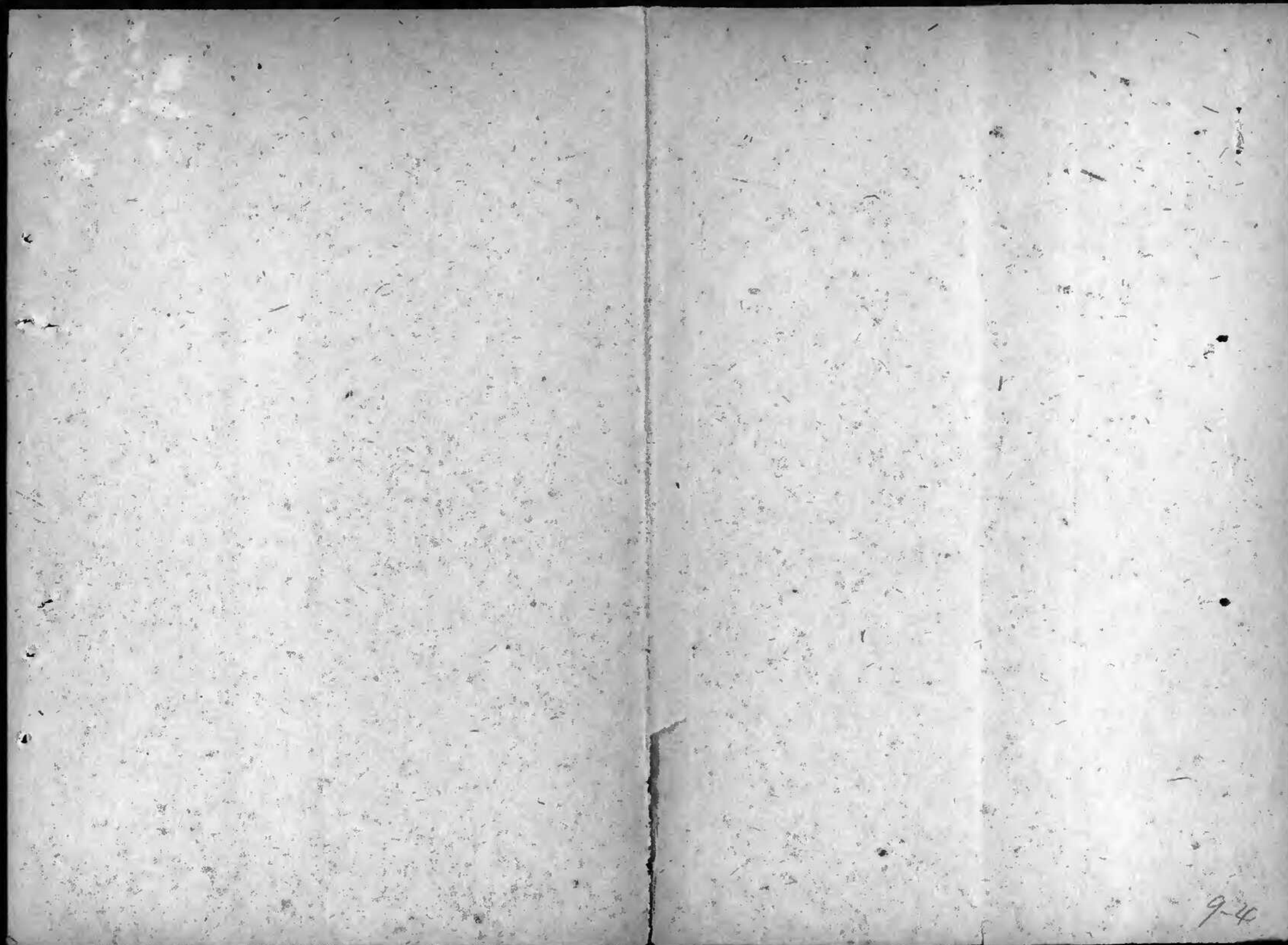
裏面白紙

年度	事業種別	事業量					資金(千円)			
		木造	鉄筋	鉄骨	煉瓦	計	維持補修	国貨	其他	合計
25年	国民住宅	92	20	2	0	100				
	重要産業労働者住宅	46	-	4	0	50		5,376,000	3,228,000	8,604,000
	一般住宅	164	20	8	10	202				
	維持補修						500		3,200,000	3,200,000
	計	282	40	20	10	352	500	5,376,000	3,548,000	8,924,000
26年	国民住宅	62	30	8	0	100				
	重要産業労働者住宅	46	-	4	-	50		7,020,000	4,536,000	11,556,000
	一般住宅	201	30	8	10	249				
	維持補修						500		3,200,000	3,200,000
	計	309	60	20	10	399	500	7,020,000	4,536,000	12,056,000
27年	国民住宅	52	40	8	0	100				
	重要産業労働者住宅	46	-	4	-	50		7,320,000	4,701,000	12,021,000
	一般住宅	213	40	8	10	271				
	維持補修						500		3,200,000	3,200,000
	計	311	80	20	10	421	500	7,320,000	5,021,000	12,841,000
28年	国民住宅	520	400	80	0	1,000				
	重要産業労働者住宅	460	-	40	-	500		7,320,000	5,543,000	12,863,000

(22)

裏面白紙

年度	事業	種別	費					計	資			計
			木造	鉄筋	石造	煉瓦	其		国	其	他	
二 六 年 以 降	一般	住宅	2675	400	200	100	3255					
	維持	補修						5000		32000000	32000000	
	計		2675	400	200	100	3255	5000	73200000	586390000	659600000	
總 計 (23 1 03)	国民	住宅	879	505	116	0	1500					
	重要産業労働者	住宅	622	-	58	0	750		103020000	571640000	834660000	
	一般	住宅	3504	505	116	136	4261					
	維持	補修						7500		48000000	48000000	
	計		5075	1010	290	136	4511	7500	103020000	779640000	882660000	



9-4

17

住宅關係監査實施報告

監査局第一課

9-4

97

目次

- 一 監査の一般概況
- 二 建築許可
- 三 建築の不当許可
- 四 違反建築
- 五 士氣弛緩
- 六 取締官に対する誘惑圧力
- 七 手持資材許可に絡む建築の混乱
- 八 資材割当証明書の特券と現物化
- 九 建築資材の情況

一頁 二頁 三頁 四頁 五頁 六頁 七頁 八頁

一 監査の一般概況

本監査は監査実施要領に基き二人一組の三班を編成し十一月五日より十二月十五日に亘って戦災復興院東京部建築出張所並に建築資材十四品目中の主たる資材と認められる木材、釘、板硝子の三日目を根へ実施したところであるが、之が過程として全出張所の下部組織である東京都内區及び土木課建築係の執行状況調査、建築代領人、建築請負業者等の建築関係者並に資材の生産業者、販賣業者等と監査の対象として調査を遂げたが全出張所長以下職員の間常なる努力にも不拘、甚だ調査不徹底より来る建築の不当許可、職員の上氣の弛緩、職員に対する誘惑並に圧力、資材譲渡の無秩序、多数の建築違反、等統多の政陋のあったこととを突見するに至ったことは遺憾にたえないところである。

二 建築許可

建築物の築造許可は戦災復興院総裁の権限に属している。戦災復興院東京部建築出張所に於ける是が手續を見るに

一 抽籤方法による建築許可

A 申請書の提出

建築物を築造しようとするものは臨時建築等制限規則第二條の規程するところに従つて所定形式の申請書を東京都内區役所又は全支所を経由して建築出張所長に提出することになつてゐる。

B 抽籤名簿の作成

事務の煩雜を防止する爲區役所及支所は提出せられた申請書に基き現場調査の上確認を與へ申請書受付順に抽籤名簿を作成して出張所長に報告する。

C 抽籤の方法

現在行はれてゐる抽籤の方法は公正を維持する爲都庁警視庁新聞記者申請者代表各会の下に毎月五・二十五日の二回に亘り建築出張所に於て実施せられてゐる。

D 許可と資材割当

抽籤により当籤者と決定して區役所より通知し許可證を交付すると共に資材の割当を査定して割当證明書を築造主に交付する。

(ウ)

本号による本年二月以降十一月迄の申請者数(抽籤数)当籤数及び当籤率は別添記録第二の通りである。
手持資材による築造許可

A 申請書の提出

手持資材による建築許可は本年九月八日付手持資材による許可要領(別添記録第三)に基き取扱うことになつてゐる。

B 手持資材の確認

本資材の確認は前記許可要領に基き建築監視官其他建築出張所関係官吏が現場につきこれを爲すものとなつてゐる。

C 許可

確認を受けず手持資材を使用する築造は当分の間一般住宅事務處
理要領(別添記録第四)ニの(三)に掲げるものに限って許可せられる
ことになつてゐる。

三、建築の不当許可

建築許可要領は前述の通りであるが許可に至る手續過程に於て

- (一) 建築物の現場調査の不徹底
- (二) 抽籤名簿作成の不正確
- (三) 手持資材確認の不徹底
- (四) 手持資材確認の不徹底
- (五) 手持資材確認の不徹底

建築申請書の提出によつて建築監視官其他建築出張所関係官更が現
場に出張して申請築造物が許可條件に適合するか否かを実査して確否
を決定することになつてゐる。之れが権限は主として東京都内各區役
所土木課建築員に委嘱せられてゐるところであるが係員が少数である

書類整理等に忙殺せられてゐる
出張費の予算がない。

等の理由の下に出張調査を怠り申請書の机上調査によつて確認を興
へてゐると言う状況である。

(二) 抽籤名簿作成の不正確

前(一)の現場調査により確否を決定し受付帳部類別、破損に分類して
抽籤名簿を作成することになつてゐるが、机上調査より来る確認の不
徹底のため、乙、丙類に属するものも各選定多量下類に編入してい
る。尤も此の間情実が含まれてゐることは否か難

(三) 手持資材確認の不徹底

手持資材の確認も亦(一)の如く現場に出張調査を遂げ本年二月八日前
に於ける正當事由による手持なるや否やを確認することになつてゐる
が机上調査の結果容易に不正入手(主として二月八日以後の間取引)
の判別可能なるに不物正當入手の確認を興へず許可し資材の間売買を

助長して流通秩序を阻害している。
以上の不審許可と認めらるゝものに

- (1) 本年九月十日許可を興えたる新宿二丁目五番五三五四(旧新
宿道有線)所在の花園喫茶店組合と表裏一體をなし構造上より見る
る業者の盛徳の職業記入より見るも該二の間に於ては特殊喫茶店よ
り特殊飲食店に転換する可能性がある。別添記録第五の曙会会長板
倉鉄武の一括上申せる令人外十六名の許可の如き
- (2) 更に港区赤坂田町三ノ一一大久保美代子が自己名義と弟大久保信
雄名義にて
- (3) 全番地西村しがよが自己名義と母小笠原定江名義にて夫々許可を
得各々接続して貸席を経営している
- (4) 池袋二業三業地域十二カは規則改正前一般住宅として許可を受け
改正後再申請して再許可を受けたるものがあるが当時より既に持合
に使用することが確認せられる状態であつて現に此用途に使用中で

四 違反建築

(一) 違反建築の態様と摘発

違反建築には附建築の類ある無名建築
建築申請書類提出中の無許可建築
許可條件に反したる超過建築
自己名義と他人名義を併用したる併用建築
等がある

東京都建築出張所に於て四月十六日より十一月十五日現在に於ける違
反の摘発実績は

告	発	中	止	用途変更	注	意	計
二	四	六	二	四	六	九	四
							一
							九
							六
							二

であるが未摘発の違反が多数に昇り其実数を把握することは困難の状

態にある。假に其の一小部分を採へ調査した所によると左表の通りであつて違反建築に対しして監視官より何等注意警告も受けて居ないと言ふ状態である。

調査場所	調査数	許可数	無届	無許可
台東區三筋町一丁目	三六	一五	七	一〇
新宿區東大久保一丁目	二一	一二	一	八
全區新宿二丁目一部	五〇	三七	一	一二
台東區中花川戸千束町田中町ノ一部	一五	五	〇	一〇

(二) 違反建築の原因

- 違反建築の原因は多種多様であるが
- A 開資材の入手が容易である。
 - B 建築許可迄に相当の日数を要する。
 - C 建築費が月毎に昂騰している。

- D 割当證明書の現物北に相當日数を要する。
- E 割当證明書による資材の入手出来ない場合がある。
- F 違反建築物に対する摘発が緩慢である。
- G 違反建築物に対する司法行政処分が軽微に失する。
- H 監視官の巡視が少ない。
- I 監視官の現場調査が不徹底である。
- J 建築関係者に違法精神が跋如している。
- 等と挙げる事が出来る。

(三) 違反建築の防止方法の不徹底

建築出張所に於ける建築違反の防止対策は左表の如く東京都内を四方面に分割して分担建築監視官の責任區域とし二人連行を以て違反建築物の発見摘発並に建築の指導に従事せしむる外建築請負業者、建築代理人、其他建築関係者を隨時指導することとしてゐるが、巡視中の指導不十分にして製造主の一部に於ては申請書の提出を以て着工するも

建築違反に於てはと解するもの散見せらる。
五 士氣の弛緩

東京都建築出張所の事務分掌は記録第六の通りであるが

- (一) 制度の缺陷
- (二) 給與の不統一
- (三) 信賞必罰制度の不効行
- (四) 等により士氣極めて振はない
- (五) 制度の缺陷

東京都建設局建築課長が全出張所長に都建築課各係長が夫々出張所
各課長に任命されて二重の系統を有し、更に総理庁事務官、技官たる
係長、都職員たる係長を配し其下部に総理庁職員、都職員が混然とし
て事務に従事してゐるのみならず、窓口たる區役所建築係員は大部分
區長の任命に充ちる職員を充ちて居ると言ふ状況下にあつて出張所
指導課並に監察課の担当方面係員との相互連絡融和を欲し指揮命令の

不徹底を起しては建築行政を混乱に導いてゐる。

(二) 給與の不統一

(一)の制度下に於ては是れは給與の不統一を生ずるも亦止むを得
ない事象にはあるが総理庁職員と都職員との間に記録第七の如き初任
給其他給與上の差異を来しし事務能率に少なからざる影響を與へてゐ
る。

(三) 信賞必罰の不効行

建築行政を運営し所期の目的を達成するが爲には職員を鼓舞
激励する方途として信賞必罰の制度を画立するを要するは言を俟たな
いところである。特に絶大なる権限を持ち直接建築関係者に接する建
築監視官に対する是れが制度を缺くは遺憾である。

六 取締官に対する誘惑圧力

取締官の士氣の弛緩は前記の如き現場調査の不徹底、違反建築物摘発
の低下を来してゐる。

建築関係者は此の弱みに乘じ違反をするも築造するに如かずと爲し建築
に着手、発見せらるゝに及んば買収至迫の手を延している事例に及し
くをい。

巷間傳ふる所によれば監視官の買収は五百圓から二千圓程度であり建築
許可は三千圓程度を以て安價に過ぎると称せられている。

本調査の過程に於ける事例は左の如くである。

(一) 港區田町四ノ一四、山王マーケット内、坂茶右千光、事川崎光江

右者昨年未無居にて一坪半の増築をなし全マーケット管理人齊藤福造
より無居建築から文句を言はれる前に區役所係員に諒解を得なけれ
ばならぬ、費用として金壹千五百圓、物品約五百圓と見て貳千圓位
を全人に提供し齊藤は全番地所在の関根義治方に全區役所土木課長外
二名を招待して饗應し更に

(二) 全マーケット内岩瀬忠も本年十一月頃二坪の無居増築をし前記齊藤
福造を通じて焼酎二升(一升五百五十圓)を土木課長に提供築橋中古上

本調査に発見せられた如きもの至る。

(三) 港區役所赤坂支所新任建築技官が規程に基き公正なる取締を実施し

たところ各町の頭取や區會議員間「人」と未だ奴等物の判らん奴た
赤坂の発展を妨害するから追放してしまへ云々と言ひ編らして至也
し。

(四) 更に全支所管内田町ニ丁目中原千多が普通住宅ニ少を申請し内一戸

許可となりたるにも不物ニテ建築中を発見し注意すると都の「云々」
人に頼んで許可して貰うと言ひ、故に数時間後都長官より直達土木課長
に電話があったと言ひ実情である。

七 手持資材許可に絡む建築の混乱

手持資材の建築許可は九月八日付手持資材による築造許可要領に基き
取扱うことになつてゐる。

手持資材の確認は前述の如く建築監視官其他建築出張所関係官吏が現
場につきこれを爲すものとされてゐるが

- (一) 現場調査の行はれてゐるものは稀である。
 - (二) 確認は多く申請書類によつて形式的に実施せられてゐるに過ぎない。
 - (三) 資材の闇入手も充分追及せられてゐない。
 - (四) 許可は殆んど無条件に近い。
- 等の事由によつて漏建規則の許可標準は混乱を来してゐる。
- 従つて築造主は手持資材を持たず新に資材を闇入手して申請し先に資材割当による建築申請も手持資材による建築申請に変更し許可を見越して築造にかゝり材木販売業者は需要者の希望に應じて二月八日以前に廻つて虚構の領收書を発行して資材の闇売買をする等資材面建築面に無秩序の状態を現出し資材の闇売買が活発化してゐると言う状況である。
- ハ 資材割当證明書の發券と現物化
- 資材割当證明書の發券は年間割当計画に基き各期別各月別に割当其範囲内に於て築造許可を與へ建築資材十四品目中申請者の希望を査定して許可と同時に發券してゐる。

其配分は記録第八の通りであるが、オーバー發券に対する調査等不完全な合理的な配分とは認め難い矣がある。

例へば本年第三、四半期に於ける配分計画並に其実績の中木材の割当を

木	材	〇・一%
釘		一・二%
板硝子		一・四%
の超過を示して居るが		
建具		一・〇三%
襖		一・三九%
セメント		四・一%
電線		三%

の不足を考へてゐる。

割当證明書の現物化は木材の如く積蓄材あるものを除き、釘、硝子等の

如きは販売店への入荷を確認せずして割当証明書と発券する結果一般需
要者は証明書を持参して其入手に狂奔するも正式入手迄三四十日の期間
を要する状態である。釘の如き販売店の店頭には割当釘が並べられてある
が、正式ルートの釘は未だ入荷してないと言ふ珍現象を来し需要者は
止むを得ず割当の譲渡を受け築造せざるを得ない状態であつて証明書の
効力に疑念を抱かしてゐる。

九、建築資材の状況

建築資材の中堅査の対象とした木材、硝子、釘等は向來も指定生産資
材であつて是れが割当配給は指定生産資材割当規則により運営せらるゝ
ことになつてゐる

而し何れも之等の資材は法令通り実施せられてゐない。

(一) 木 材
東京都下に於ける木材販売業者は
東京木材林産組合

新東京木材林産組合

東京江東木材林産組合

等の組合を組織し更に統轄して東京都木材林産組合聯合会を組織し組
合員数概算三千に達して居る。此の外組合に加入せざる販売業者は千
数百に達してゐると言ふ実情である。

是等多数の販売業者は何れも指定生産資材割当規則により割当証明書
と引換に資材の譲渡をしなければならぬ。不物築造主又は建築請
負人等の需要に依り割当証明書なしに譲渡し其後需要者より証明書
回収して自己の実績に供してゐる

而も生産地よりは割当石数より多量に入荷して木材の売高は割当證明
書に依存する度合少く開発買が相当地活発化してゐる。

例へば

(一) 目黒區上目黒ハノ五六二 木材販売業田中百太郎は毎月二〇〇石
以上の販売をなしてゐるが、十月中の証明書による販売高は僅に三

八石に過ぎない。

(三) 杉並區和泉町五。四 木材販売業者は木初治は八。石の実績中毎月二。〇。石販売しているが十月中の証明書による販売は三九石六合である。

(三) 世田谷區泉町五。三 新炭商鈴木力蔵は本年六月より證明書を以て一。〇。石位売買している。

之等の事例は数あるに違がない状況である。
従つて法令の要求する帳簿は全く形式的に過ぎず横流しは自由であり
闇価格は統制價格より一割乃至二割上廻っている。

(三) 釘

釘の生産に正規ルートによる生産と闇の生産との二種がある

A. 正規ルートによる生産
商工省の指定する釘、針金生産業者は全國に二〇乃至一三〇あつて其生産能力は現在一〇万トンに達する。之に対する商工省資材割

当は

第一四半期 七五〇〇トン

第二四半期 九五〇〇トン

第三四半期 別添記録第八の通り一〇八〇〇トンである。

これが生産実績は

第一四半期 四三七三トン

第二四半期 一〇〇六七トン

であつて第一、第二四半期の割当に対する生産実績の百分率は八五%である。

他面生産業者に対する資材の入荷状況は

第一四半期 全部入荷

第二四半期 約六〇%

第三四半期 入荷なし

之が原因は主として最近に於ける電力、労働関係等より来る基礎資

材の生産減と輸送関係に基因するものであるが此の状況の遷移するに於ては釘生産の低下は勿論生産中止を爲すを得ない実情である。

東京都内に於て比較的多量の資材割当がある一工場 東京都江戸川区 平井 東洋製線株式会社 生産資材の割当並に入荷状況は

- 第一四半期 二五トン 全部入荷一〇〇%
- 第二四半期 三〇五トン 七〇トン入荷二三%
- 第三四半期 入荷なし

である
全工場一四半期の生産能力は八〇〇トンなるが十一月中に於ける生産実績は大〇トンの過ぎない。

B 関心の生産

商工省指定以外の生産業者にして資材の割当を受けず、關資材を入手し釘を製造して販売経営し居るものであつて東京都内には東京都

製釘組合がある。理事長には自由党代議士塚田十一郎を推し組合員四五人製釘機合計一七〇台を持ち平均二トン半より三トン位の手持基資材を持つて製釘の生産に當つて居る。全組合員は全國に四〇〇名有るに及んで居る。

其他東京鉄工業組合、日本金属線工業組合等に於ても組合員は製釘機を所有し製釘の製造に當つて居ると言う実情であつて是が数量を把握することは困難であるが相当数に上るものと推測することから来る。東京都製釘組合の専務理事、破山製作所破山平三は昨年二月頃より千代田区小川町一ノ七に工場を設け製釘機八台を以て、月産二トン乃至三トンの製釘を製造して六十キロクラム一樽四二〇〇〇圓乃至四五〇〇圓にて販売して居る以上の如き実情に在る。釘の製造は木材と同様であつて販売業者中には正規ルートでの釘の製造、釘の買い取りを以て生計を維持して居るものが多い。従つて資材割当規則などは單なる空文に過ぎないと言つて現情である。

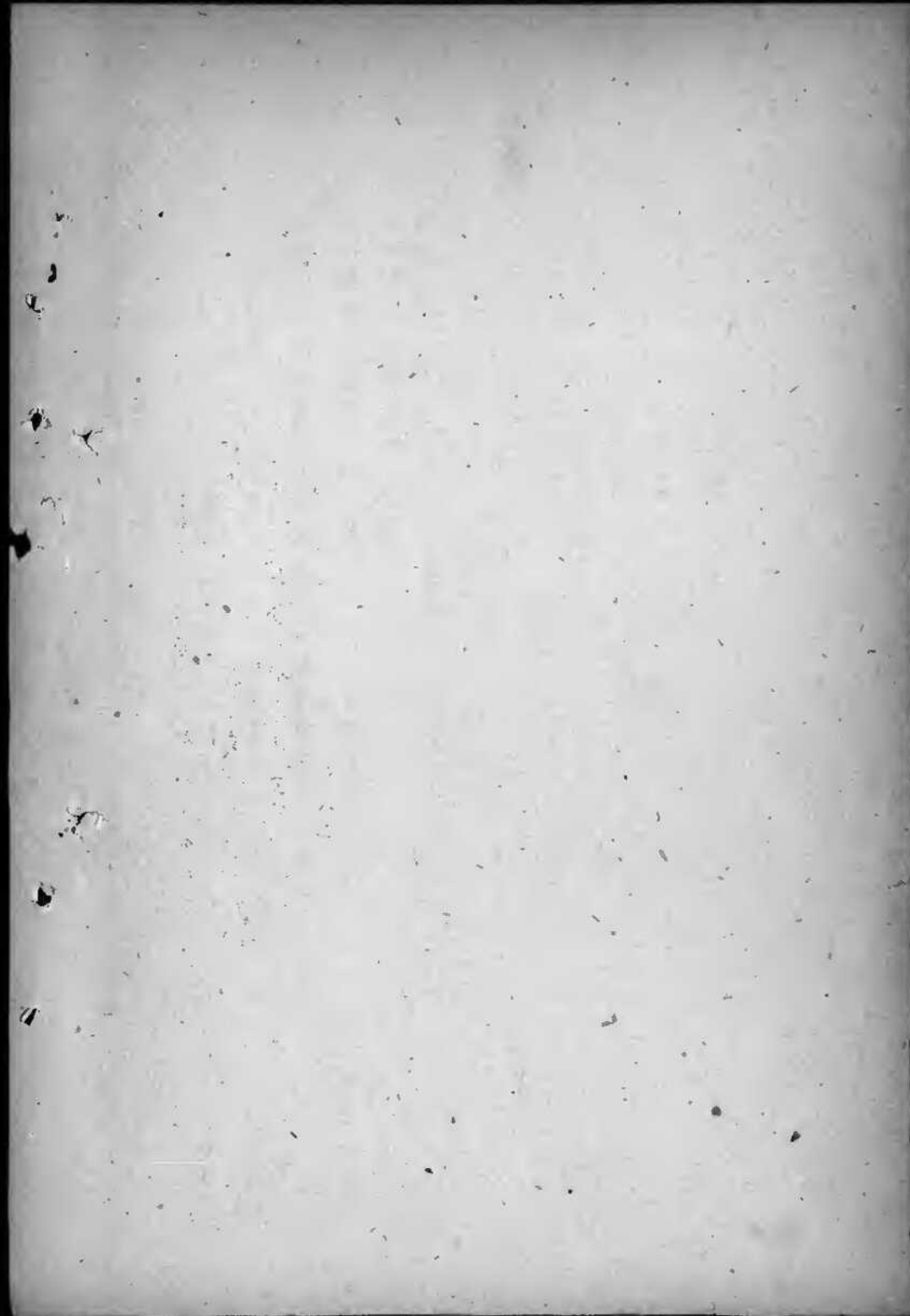
(三) 板硝子

板硝子の生産工場は尾ヶ崎工場、牧山工場、日本板硝子工場、三菱北成鶴見工場の四工場である。其の生産実績は

工場名	月別	九月	十月	十一月	計
尾ヶ崎	箱	三二九〇〇	二八二三〇	四〇七九四	
牧山	箱	二九六九四	二八二四八	三六〇七八	
日本板硝子	箱	二七〇七六	三一五七五	三四四七八	
三菱北成	箱		七〇六五	二〇六二六	

如くであつて逐月増加の一途を辿つてゐる。生産者は資金難のため割当證明書の引換にむらぶ即ち現物の先渡を實施しつゝ、あるが生産業者よりの横流れ等少く需要者の割当證明書の現物化も他の資材に比し円滑に行はれ居る状況であるが需要者の一部

に於ては建築監視官等の現場調査不十分なるに乘じ現物の割当を受け他に割当格にて譲渡するもの、販売業者の一部に於ては、ストック或は破損品に対する追加割当分の割当買等が行はれてゐる。因に硝子の割当格は一箱一五〇平方尺入一五〇〇〇。圖に述べていると言ふ実情である。



内閣訓令第 号

経済安定本部令第一條第二項の規定により、建築及び設備等制限に関する措置を次のように定める。

昭和二十一年十二月

内閣総理大臣 吉田 茂

建築及び設備等制限に関する措置

第一條 本措置は、昭和二十一年十一月二十日内閣訓令第十号別表に指定する生産資材（以下指定資材と称する）を確保し、これを最も緊要な用途に充当するため、不要不急の建築物の建築（新築、増築、改築、移築、修繕及変更をいふ。）若くは用途変更又は機械設備の新設、改造、譲り受け、販賣若くは運轉等を制限することを目的とする。

3

58

10.4

108/2

る。

第二條 主務官廳は、第一條の目的を達するため、左の要領により臨時物資需給調整法に基く規則を定め、これを施行することを要する。

一 左の場合には別に定める様式による許可申請書を主務官廳に提出し、その許可を受けなければならぬ。

イ 建築物を建築し又は建築物の用途を変更しようとする場合。

ロ 別表イに掲げる設備を新設、増設、修繕又は変更しようとする場合（指定資材を使用しない場合を除く。）

ハ 別表ロに掲げる機械設備又は別表ハに掲げる機械

装置で構成する機械設備を新設し、増設し、改造し、譲り受け又は借り受けようとする場合（当該機械設備の販賣を業とする者が譲り受け、又は借り受けようとする場合を除く。）

ニ 別表ハに掲げる機械装置を譲り受け、又は借り受けようとする場合（当該機械装置）の販賣を業とする者が譲り受け、又は借り受けようとする場合を除く。）

ホ 別表ロ又はハに掲げる機械設備又は機械装置の製造又は販賣を業としない者が当該機械設備又は機械装置を販賣しようとする場合。

ヘ 別表ハに掲げる機械装置で構成する機械設備をあらたに運轉しようとする場合（ハに該当する場合を除く。）

二 前号の者が当該建築又は機械設備の新設等をするために指定資材の割当を必要とするときは、前号の許可申請書に当該指定資材の割当申請書又は割当証明書を添附しなければならぬ。

三 第一号の規定は、建築又は機械設備の新設等をする者がそのために指定資材を購入する必要のない場合にも適用する。

四 本規則の適用に関して不服のある者は、その理由を明かにして、経済安定本部にこれを申し立てることができ、この場合にはその旨を主務官廳に送付しなければならぬ。

第三條 本措置の主務官廳は建築については戦災復興院と

内閣府令

第三号 建築及び設備等

制限に関する措置の説明要旨

本措置は重要生産資材の浪費を防止しこれを最も緊要な用途に充当するの趣意に出でたものであつて、総司令部の指示に基くものである。その主たる内容は次の通りである。即ち建築物の築造について許可制となり、不要不急の建築の抑制を図ると共に機械設備中最も基本的な汎用機械設備四機種（電動機、変圧器、鑄造設備及び工作機械）を選び、これの新設や譲り受け等につき許可を要すること、し以て不要不急の工場事業場の操業や拡充を抑制しようとするものである。右の外織造工業用機械については、総司令部からの特別の指示によりその新設や譲り受け等のみならず特にあら

たに運轉することについて許可を要すること、したのである。
本措置の実施については各主務官廳に於て右の要領を織り込んだ命令を臨時物資需給調整法に基いて速かに制定施行すること、なつてゐる。

業については経済安定本部之主務官廳とみます。
第四條 昭和二十一年五月二十九日勅令第二八八号臨時建築制限令は、これを廢止することを要する。

別表

- 1. 建築物に附帶する左に掲げる設備
 - 電気、瓦斯、水道、排水、換氣、暖房、冷房、給湯、浴槽、水洗便所、浄化槽、厨房及び昇降の各設備
 - 左に掲げる機械設備
 - 汎用電動機（一馬力以上一〇〇馬力以下）標準度

八、 圧器（一KVA以上二〇〇KVA以下）、鑄造設備（鑄物の製造に使用するキユボウ、反射炉、電気炉その他）、溶融炉、切削研磨用及び鍛造用金属工作機械、主務官廳の指定する纖維工業用機械装置。

経済緊急対策に伴う建設局関係具体方針(案)

(昭和ニニニ不
経済安定本部建設局)

建設局関係事業に於ては経済緊急対策の各項目に対した
の具体的施策を実施する。

第一項

- ①開墾 土地改良等生産増産に関する事業を強力に培
養補助し、急速にその成果を挙げしめろ。
- ②漁港 船舶等の増施設を改善し水産の増強を計ると共
に漁船 漁具の災害防止を計る。
- ③料理店、飲食店等の営業休止に依つて生じる道休建物
並に諸設備の内通当ものは、連合軍からその設置を
命ぜられぬ諸施設、重要産業労働者の宿舎、住宅等々
の転用を計ることとし、その爲に必要の法的処置を講
じろ。

第四項

- ①現行の公共事業に於ては左の方針に基づきその再検討
を行う。
- ②所要資金 資材に対する効果率又け失業者吸収度の高
い事業に重点を置きその拡充推進を計る。
- ③前項以外の事業は計画の縮小、実施の繰延べ又け中
止の処置を採る。
- ④各事業の事務費及補助事業の補助率についてけ再検
討を行ひその適正化を計る。
- ⑤鉄道、通信特別会計公共事業に於ては独立採算制
の主旨の徹底を計り特に予算の削減とその最効果的
使用を計る。

10-5

本緊急施策並に公共事業実施要綱の指針に基き現行公共事業其他関係事業の厳密な現地調査を行い、事業の
実情により事業の促進、縮小、中止等の断乎たる処置
を措く。

第五ノ項

重要物資特に基礎生産材の生産並に輸送強化に必要
な鉄道、道路、港湾、通信等の諸施設の戦災復旧並に整備
を計る。

産業再建に関する長期経済計画の一環で公共事業其他の
他の建設事業の長期計画を策定する。
右に關し、各事業に対する科学的、総合的調査を實施
し計画に照準たる基礎を与える。

④ 国内資源としての水力電源の開発事業を電力に振興し
電力の充足を計ると共に併せてこれに多量の失業者を
吸収しその安定を計る。

⑤ 国内資源並に国土の総合的合理的徹底的開発活用のた
め速かに国土並に地方計画の策定を計る。

建設事業関係各省各機関の通制職員並に遊休資機材を
調査し、その緊急事業への取用を計る。

「第六」項

(一) 現に実施中の炭鉱労働者住宅の建造を促進すると共に鉄鋼肥料其他の重要産業関係労働者の住宅の整備に ついても國家的処置を講じる。

(二) 元軍用建物 賠償施設撤去後の工場建物営業を休止した料理 飲食店の建物等で利用可能なものは重要産業労働者住宅として活用を計る。

(三) 増大を予想される失業者は極力現行公共事業に吸収するが、その吸収力に不足のある場合は別途被災地清掃 整地 救産補導 簡易公共事業等失業者の吸収に効果の著しい新規事業を現地の実情に道応して計画実施する。

「第七」項

(一) 食糧及重要物資の輸入並に貿易の再用に麻港灣諸設備の被災復旧とその応急整備を計る。

(四) 救産補導事業は各地域の特性に応じ 特に輸出生産技能者の養成に力点を置いてその拡充を計る。
(五) 現行事業の再検討に際しては 失業者の分布状態を勘案し事業の地域的配分を調整する。
(六) 比較的長年月を要する事業にあつても現在及将来その整備を特に必要とする事業は積極的にその実施を計りこれに多量の失業者を吸収し且つその半恒久的定着を計る。

全般

災害復旧工事は災害の拡大が諸重要物資の生産に並に輸送に甚大な影響を及ぼすものに重点を置いて、その促進を計り今夏出水期までにこれを完成せしめる。

裏面白紙

經濟緊急対策に伴う建設局関係具体方針

(昭和二十六年六月一六日
經濟安定本部建設局)

一、 現行の公共事業に對しては各事業の所要資金、資材に對する効果率効果發生の時期、失業者吸收度、失業者分取状態、物価資金の騰貴等を考慮してその計画内容を再検討し、優先順位を定めて高位のものにこれを優先せしめ、低位のものは計画の縮小若しくは中止の處置を採る。

(対策第四一・二・三)

二、 重要物資並に輸出品の生産、輸送及びこれに關する通信等の諸施設の整備を計る。(対策第五一・一・第七)

三、 水力電源、開發事業は周到に実施計画を確立しその具

體化を促進して動力及熱資源の恒久的確保を計る。

(対策第五一・三)

四、 産業面に關する長期經濟計画の一段として公共事業其他の建設事業の長期計画を策定する。

右に關し各事業に對する科學的、綜合的調査を実施し計画に確乎たる基礎を與へる。(対策第五一・二)

五、 現行実施中の炭鉱勤労者住宅の建造を促進すると共に鉄鋼肥料其他の重要産業關係勤労者住宅の整備についても國家的處置を講じる。(対策第六一・一)

六、 元軍用建物、賠償施設撤去後の工場建物、營業休止の廠、生じる料理店、飲食店等の道休建物の内適否をもつては重要産業關係、勤労者住宅、保健所其他特に必要と

のし重要産業關係、勤労者住宅、保健所其他特に必要と

10-5

11P

さける施設への転用を考慮する。(対策第一一七)

七 三食糧の増産に關する公共事業は、特に速急にその成果を擧げるものを運んで強力にこれを推進する。(対策)

八 漁港、船渠等の諸施設を整備し水産の増強と漁船、漁具の災害防止を計る。(対策第一一四、九)

九 木材の生産並に輸送、森林資源の涵養と災害防止等に關する建設事業を促進し速かにその効果を擧げしめる。

ハ 対策第五 一一)

一 災害復旧工事は諸重要物資の生産並に輸送に甚大な影響を及ぼすものに重点を置いてその促進を計る。(対策第五上)

二 簡潔事業は各地域の特性に應じ重点的職種を選定してその拡充を計る。(対策第六一四)

一 鐵道、通信、其の他の特別会計公共事業に對しては独立採算制の主旨に基き効果率の高い事業に力点を置いて

これを推進する。(対策第四一五)

57

20

建

契

約

(其)

(一)

9.2

116

會計法

第四章 契約

第二十九條 各省各廳において賣買、貸借、請買その他の契約をなす場合において、總て公告して競争に付さず、付せば存する。但し各省各廳の長は、競争に付さず、ことを不利と認むる場合、その他政令で定めたる場合において、大藏大臣に協議して指名競争に付し、又付隨意契約にすることを得る。

會計令

第七章 契約

第一節 総則

第六十八條 各省各廳の長又は其の委任を受けた官吏が、

一 契約をしようとするときは、契約の目的、履行期限、保

証金額、契約違反の場合に依りて保証金の処分、危険の

負担、その他必要事項を詳細に記載した契約書を作成

し、付ければ存する。

第六十九條 契約書には、当該官吏が署名して印を捺すこと

を必要とする。

第七十條 各省各廳の長は、左に掲げる場合に於ては、第

六十八條に規定する契約書の作成を省略することを得、

一 但し第五節の場合において、大藏大臣に協議すること

を得ず。

一 五万円を越えず、指名競争契約又は隨意契約をなす

- 二 外國で七万円を越えたり指名競争契約又は隨意契約を訂するとき
- 三 せり賣りに付するとき
- 四 物品賣拂の場合において買受人が直ちに代金を納付して其の物品を引き取るとき
- 五 第一号及び第二号以外の隨意契約に於いて各省各廳の長が契約書を作製する必要を有しと認めるとき
大臣大臣は前項の協裁が嗣つたとき會計検査院に通知し附け此付する

第七十一條 國と契約を結ぶ者は、現金又は國債を以て契約金額の百分の十以上の保證金を納め附け此付する

2

指名競争に付し又は隨意契約による場合において各省各廳の長は保證金の全部又は一部の納付を免除することを得る。前條第三号及び第四号の場合もこれを同様とする。

第七十二條 契約者がその義務を履行しなるときは、契約に別段の定めがある場合の外は、保證金は國庫に歸属する。

第七十三條 國庫に属する財産を賣り拂うるときは、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、其の引渡しの時までに又付移転登記若しくは登録の時までに其の代金を先納せしめ附け此付する。

第七十四條 財産の貸付料は法律又は政令に特別の規定が

ある場合の外は、これを前納せしめなければならぬ。
但し貸付期間の六ヶ月以上に亘るものは、就ては、定期納
にこれを納付せしむることが出来る。

第七十五條 各府、各廳の長は工事若くは製造又は物件の
賣入で、その代償が五万円を越えるものについては、当
該工事若くは製造の完了又は物件の完納の後、監督又
は検査した管更又は技師若くは其の調書を作成せしめ
なければならぬ。

契約により工事若くは製造の既納部分又は物件の既
納部分に対し、完納前又は完納前に代償の一部を支拂
おうとするときは、各府、各廳の長は、特に検査のため
に管更又は技師若くは其の調書を作成せしめなければな
らぬ。

前二條の場合における支拂は、前二條の規定による調
書に基き、若くは此の支拂をすべしと規定する。

第七十六條 前條第三項の場合における支拂金額は、工事
又は製造物について其の既納部分に對する代償の十分の
九、物件の買入については其の既納部分に對する代償を
超えることが出来ない。但し、性質上可分の工事又は製造
物に對する完納部分に對しては、其の代償の全額まで支
拂うことが出来る。

第七十七條 前二條の規定は、工事又は製造以外の請負契
約の全部又は一部の履行に對し、支拂をすべしの場合に於
ては、準用する。

第二節 一般競争契約

第七十八條 一般の競争に加入しようとする者は、必ず、資格

時、入札大臣の定めたところによる。

第七十九條 各者、各標の長は、左の各号の一に該当する者

認めらるる者、その後二年間競争に加入し力付ること

でき、その水主代理人、支配人その他の使用人をして使

用する者についても、又同様とする。

一 契約の履行に際し、故意に不作為し、不誠実に拒絶し

し、又は物件の品質数量に關し不正の行爲があつた者

二 競争に際し不当に價格をせり上げ又せり下げし、或

ち以て運命を巧みしたる者

三 競争加入を妨害し、又は競争者が契約を結ぶことを妨

ぐけ履行することを妨害したる者

四 検査監督に際し、虚偽の職務執行を妨げた者

五 正当の理由なくして契約を履行しなかつた者

六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過し

た後、再び契約に際し代理人、支配人、其の他の使用人

として使用する者

第八十條 各者、各標の長は、前條の規定に該当する者を

入札代理人として使用する者を、競争に加入しめたい

ことができない。

第八十一條 競争に加入しようとするものは、現金又は國債

を以て、見積金額の百分の五以上の保証金を納めなければ

ならない。

第八十二條 競落者が契約を結ばざるときは保証金は國庫に歸屬する。

第八十三條 競争付第九十一條に規定する場合の外付すべて入札の方法を以て、これを執行すべし。

第八十四條 入札の方法により競争に付しざるときは、其の入札期日の前日から起算し、一週間前日官報、新聞紙掲載その他の方法を以て、公告し、これを執行すべし。但し急を要する場合においては、其の期間を五日子で短縮することを得る。

第八十五條 前條の規定による公告は左に掲げる事項について、これをなすものとする。
一 競争入札に付する事項

二 契約條項を示す場所

三 競争進行の場所及び日時

第八十六條 各省、各廳の長又は其の委任を受けた官吏は、その競争入札に付する事項の價格を平定し、その平定價格を封書にし、開札の際、これを開札場所に置くべし。

第八十七條 開札は公告に示した場所及び日時に入札者の面前において、これを執行すべし。

但し入札者で出席しなす者があるときは、入札事務に關係の官を更にして開札に立ち会わしめ、これを執行すべし。入札者は一旦提案した入札の引換、変更又は取消をな

場合に於て付指名競争に付することができる。

一 契約の性質又付目的により競争に加入するべき者が少数で一般の競争に付する必要がないとき

二 予定価格が十五万円を超えなく工事若しくは製造をなすし力又付予定代價が七万円を超えなく財産の買入をなすとき

三 予定負債料の年額又付総額が五万円を超えなく物件の借入をなすとき

四 予定領借料の年額又付総額が二万円を超えなく物件の貸付をなすとき

五 予定代價が三万円を超えなく財産の賣却をなすとき

六 工事若しくは製造の請負財産の賣買又付物件の貸借

以外の契約で、その予定価格が五万円を超えなく隨意契約によることができるときは、指名競争に付することを得ない。

第九十三條 指名競争に付しようとするときは、五人以上の入札者を指定し、その中から入札者を選ばなければならない。

前項の場合に於ては、第八十五條に規定する事項を各入札者に通知し、その中から入札者を選ばなければならない。

第九十四條 各省、各廳の長は、一般の競争に付することを、認め、指名競争に付して、契約を結んだときは、事由を明らかならざる限り、その理由を會計検査院に通知し、その理由を明らかにしなければならない。

第九十五條 第七十九條乃至第八十三條、第八十六條乃至

第八十九條の規定は、指名競争契約の場合にこれを準用する。

各省、各廳の長は、前項において準用する第八十一條の規定による保証金の納付の必要がないと認められる場合に於いては、其の納付を免除することができる。

第四節 隨意契約

第九十六條 會計法第三十九條但書の規定により、一般の競争に付するものとを不利と認める場合の外、左に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さなるとき、
- 二 発注の競争に付する暇がないとき、
- 三 國の行爲を秘密にする必要があるとき、

四 予定價格が七万円を超え、工事若しくは製造を行はしめ、又付予定代價が五万円を超え、財産の買入を伴ふとき、

五 予定賃賃料の年額、又は総額が二万五千円を超え、物件の借入を行ふとき、

六 予定賃賃料の年額、又は総額が一万円を超え、物件の貸付を行ふとき、

七 予定代價が二万円を超え、財産の賣拂を行ふとき、

八 工事若しくは製造の請負財産の賣買、又は物件の貸借以外の契約で、その予定價格が三万円を超え、

九 労力の供給を請負はし、

七 運送又は保管を行はしめ、

士 各府 各廳の組織相互間で契約をなすとき
 士 農場、工場、学校、試験所、監獄その他これに準ずべきものの生産に係る物品の賣拂を行すとき
 士 國の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用せしめるため、これに必要なる物品の賣拂を行すとき
 士 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付を行し得る者に、その財産の賣拂又は有償貸付を行すとき
 士 非常災害があつた場合において罹災者に國の生産に係る建築材料の賣拂を行すとき
 夫 外國で契約を行すとき
 七 都道府縣、市町村その他の公法人、公益人、産業組合又は慈善のため設立した救済施設から、直接に物

件を買入又は借入を行すとき
 大 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同資金に付すとき
 先 学術又は技藝の保護奨励のため、これに必要なる物件の賣拂又は貸与を行すとき
 平 産業又は開拓事業の保護奨励のため、これに必要なる物件の賣拂若しくは貸付を行すとき又は生産者から直接に其の生産に係る物品の買入を行すとき
 至 公共用公用又は公益事業の用に供するため、必要なる物件を直接に公共団体又は起業者に賣拂又は貸付を行すとき
 至 土地建物又は林野若しくは其の産物を又これに特別

の縁故ある者に賣拂又は貸付をなすとき
重 事業経営上特に必要なる物品の買入をなす若しくは製
造をなすしめ又は土地建物の借入をなすとき
重 法律又は政令の規定により問屋業者に販買を委託す
るとき
又付ふれをして販賣をなすしめるとき
第九十七條 競争に付しても入札者がなすとき又は付再度の
入札に付しても落札者がなすときは 随意契約によるこ
とができる。但し保証金及び期限を除く外 最初競争に
付するときは定められた價格その他の条件を変更することがで
きない。

第九十八條 落札者が契約を結ばないときは、その落札金、
額の制限内で随意契約に付することができ、但し期限を

除く外 最初競争に付するときは定められた条件を変更するこ
とができない。

第九十九條 前二條の場合において付予定價格又は落札金
額を分割計算することができ、場合により、当該價格又
は金額の制限内で、教人に分割して、契約をなすことを
妨げない。

第一百條 随意契約にしようとするときは、なるべく二人以
上から見積書を徴し、これを比較する。

第一百一條 各省、各廳の長は、一般の競争に付するときは
不利と認め、随意契約によつた場合において、事由を明
らかにし、直ちにこれを会計検査院に通知し、これをな
らざる。

第二章 契約

第一節 総則

第一款 契約の成立

第五百二十一條 承諾、期間ヲ定メテ為シタル契約、甲

△ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

申込看カ前項ノ期間内ニ承諾、通知ヲ受ケサルトキハ

申込ハ其効カヲ失フ

第五百二十二條 承諾、通知カ前條ノ期間後ニ到達シタ

ルモ通常ノ場合ニ於テハ其期間内ニ到達スハカリシ取

ニ發送シタルモノナルコトヲ知り得ベキトキハ申込看

ハ遅滞ナク相手方ニ対シテ其延着ノ通知ヲ發スルコト

ヲ要ス但其到達前ニ遅延ノ通知ヲ發シタルトキハ此

限ニ在ラス

申込看カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ承諾ノ通知ハ

延着セザリシモノト看做ス

第五百二十三條 遅延シタル承諾ハ申込看ニ於テ之ヲ

新ナル申込ト看做スコトヲ得

商五〇八

第五百二十四條 承諾ノ期間ヲ定メスシテ隣地者ニ為

シタル申込ハ申込看カ承諾、通知ヲ受クルニ相当ナ

ル期間之ヲ取消スコトヲ得ス

商五〇八 (対話看同、場合 商五〇七)

第五百二十五條 第九十七條第二項ノ規定ハ申込看

9.2
128

カ反対ノ意思ヲ表示シ又ハ其相立方カ死ニ若クハ能力喪失ノ事實ヲ知りタル場合ニハ之ヲ適用セズ

(能カ喪失ノ原因) (棄捨産宣告) 民七 (準禁治産者宣告) 民二 (妻) 民一四

第五百二十六條 前地着向ノ契約ハ承諾、通知ヲ受シタル時ニ成立ス

申込者ノ意思表示又ハ取引上ノ慣習ニ依リ承諾、通知ヲ必要トセサル場合ニ於テハ契約ハ承諾、意思表示ト認めハキ事實アリタル時ニ成立ス

(契約成立ノ準據法) 法例七九 民九七、前地着向ノ意思表示ト認テ三氏) (承諾ト看做ス) 商五〇、(承諾義務) 公認人法三、(變更規則) 第一号會計規則

第五百二十七條 申込ノ取消、通知カ承諾、通知ヲ

受シタル後ニ到達シタルモ通常ノ場合ニ於テハ其前ニ到達スベカリシ時ニ發送シタルモノナルコトヲ知り得ハキトキハ承諾者ハ返附ヲ申込者ニ

対シテ其返着ノ通知ヲ受スルコトヲ要ス

承諾者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ契約ハ成立セカリシモノト看做ス

第五百二十八條 承諾者カ申込ニ條件ヲ附シ其他変更ヲ加ヘテ之ヲ承諾シタルトキハ其申込ノ拒絶ト共ニ新ナル申込ヲ爲シタルモノト看做ス

(條件) 民一ニモ以下

第五百二十九條 或行為ヲ爲シタル者ニ一定ノ報酬ヲ与フヘキ旨ヲ宣告シタル者ハ其行為ヲ爲シタル

看ニ対シテ其報酬ヲ手フル義務ヲ負フ

〔有償契約ト売買ノ規定、準用〕民五五九

第五百三十一條

前條ノ場合ニ於テ廣告者ハ其

指定シタル行為ヲ完了スル看テモ同ノ前ノ

広告ト同一ノ方法ニ依リテ其広告ヲ取消ス

コトヲ得但シ廣告中ニ取消ヲ為ササル旨ヲ表

示シタルトキハ此限ニ在ラス

前項ニ定メタル方法ニ依リテ取消ヲ為フコ

ト能ハサル場合ニ於テハ他ノ方法ニ依リテ

之ヲ為スコトヲ得但シ其取消ハ之ヲ知りタル

看ニ対シテモ其効力ヲ有ス

広告者カ其指定シタル行為ヲ為スベキ期間ヲ

三

定メタルトキハ其取消權ヲ放棄シタルモノト推
定ス

第五百三十一條

広告ニ定メタル行為ヲ為シタル

看人ナルトキハ最初ニ其行為ヲ為シタル看

ニ報酬ヲ受クル權利ヲ有ス

数人ノ同時ニ右ノ行為ヲ為シタル場合ニ於テハ

各平等ノ割合ヲ以テ報酬ヲ受クル權利ヲ有ス但

報酬ハ其性質ニ分割ニ不便ナルトキハ広告ニ

於テ一人ノミ之ヲ受クヘキモノトシタルトキハ

抽籤ヲ以テ之ヲ受クヘキ看ヲ定ム

前二項ノ規定ハ廣告中ニ之ニ異ナリタル意思ヲ

表示シタルトキハ之ヲ適用セズ

第五百三十二條 広告ニ定メタル行為ヲ爲シタル者、
 若シ人アル場合ニ於テ其優劣者ノミニ報酬ヲ与フ、キトキハ其広告ハ応募ノ期間ヲ定メタルトキニ限リ其効力ヲ有ス
 前項ノ場合ニ於テ応募者中何人ノ行為ヲ優劣ナラカハ、
 広告中ニ判定者ヲ定メザリシトキハ、
 廣告者ニ判定ス
 応募者ハ前項ノ判定ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス
 数人ノ行為ヲ同算ト判定セラレタルトキハ前條等ニ項ノ規定ヲ準用ス

第二款 契約ノ効力

第五百三十三條 雙務契約當時、
 若シ一方ハ相手方ノ其債務ノ履行ヲ提供スルマテハ自己ノ債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得、
 且相手方ノ債務力并済期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

一履行ノ提供ハ民法四九三ニ依リ破産ト期限付債務并済期一破一七、破四一三ニ依リ破産ト期限付債務并済期一破一七、破四一三ニ依リ履行不能ニ因ル損害賠償請求權ト同時履行ノ抗弁権一破四一五ニ依リ民法九六ニ依リ提

第五百三十四條 時定物ニ關スル物權ノ設定又ハ移転一ヲ以テ其契約ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ其物カ債務者ノ責ニ歸スヘカラサル事項ニ因リテ滅失又ハ毀損ハ債權者ノ負担ニ歸ス
 不特定物ニ關スル契約ニ付テハ第四百一條等ニ項

ノ規定ニ依リテ其物ノ確定シタル時ヨリ前項ノ規定ヲ適用ス

第五百三十五條 前條ノ規定ハ停止條子附裏務契約

ノ目的物ノ條件ノ成否未定ト同ニ於テ而失シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

物ノ債務者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ毀損シタルトキハ其毀損ハ債権者ノ負担ニ歸ス

物ノ債務者ノ責ヲ歸スヘキ事由ニ因リテ毀損シタルトキハ債権者ノ條件成就ノ場合ニ於テ其選取ニ依リテ契約ノ履行又ハ其解除ヲ請求スルコトヲ得但

損害賠償ノ請求ヲ得テス

一停止條件ニ依リテ一損害賠償一民七ノ九(解除)一民五ノ四(民五五)

第五百三十六條 前二條ニ屬テタル場合ヲ除ク外當事者雙方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ債務ヲ履行スルコト能ハサルニ至リタルトキハ債務者ハ

反対給付ヲ受クル權利ヲ有セズ

債権者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ爲スコト能ハサルニ至リタルトキハ債務者ハ反対給付ヲ受クル權利ヲ失ハズ但自己ノ債務ヲ免レタルニ因

リテ利益ヲ得タルトキハ之ヲ債権者ニ償還スルコトヲ要ス

一債権者ノ一停止條子ト危除負担一民六ノ二(受領)シタル給付返還

債務ヲ免レテ得ル利益ノ償還一民七ノ三(受領)返還帶ト危除負担一民四一三

第五百四十一條 當事者ノ一方カ其債務ヲ履行セザルトモハ相手方ハ相当ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ其期間内ニ履行ヲセザルモハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

(民四一五) (損害賠償) 民四一五以下 (代位弁済) 併則 民五三

第五百四十二條 契約ノ性質スハ當事者ノ意思表
示ニ依リ一定ノ日再スハ一定ノ期間内ニ履行ヲ為スニ非ザレハ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ於テ當事者ノ一方カ履行ヲ為サズシテ其時期ヲ経過シタルトモハ相手方ハ前條ノ催告ヲ為サズシテ直ニ其契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

(商事賣買ノ特別) 商五二五 (民四一五) (損害賠償) 民四一五以下

第五百四十三條 履行ノ全部又ハ一部カ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ不能ト為リタルトモハ債権者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

(損害賠償) 民四一五以下

第五百四十四條 當事者ノ一方カ數人アル場合ニ於テハ契約ノ解除ハ其全負ヨリスハ其全買ニ対シテノミ之ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ解除権カ當事者中ノ一人ニ付消滅シタルトモハ他ノ者ニ付テモ亦消滅ス

第五百四十五條 當事者ノ一方カ其解除権ヲ行使シタルトモハ各當事者ハ其相手方ヲ原状ニ復セ

シムル義務ヲ負フ但第三者ハ權利ヲ害スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ返還スヘキ金銭ニハ其受領ノ時ヨリ利息ヲ附スルコトヲ要ス

解除権ノ行使ハ損害賠償ノ請求ヲ妨グス

一法定利率一民四四、商五二四、(損害賠償)民四五以下(又三者ノ權利ト對立要件)民五二七、(解除ノ効果)民五二九以下(特別)一解除ノ時附)民五二七、(買戻)民五二九以下(請返)民六四二、(解約)民六四三、(買戻)民六四四、(請返)民六四五、(買戻)民六四六、(請返)民六四七、(買戻)民六四八、(請返)民六四九、(買戻)民六五〇、(請返)民六五一、(買戻)民六五二、(請返)民六五三、(買戻)民六五四、(請返)民六五五、(買戻)民六五六、(請返)民六五七、(買戻)民六五八、(請返)民六五九、(買戻)民六六〇、(請返)民六六一、(買戻)民六六二、(請返)民六六三、(買戻)民六六四、(請返)民六六五、(買戻)民六六六、(請返)民六六七、(買戻)民六六八、(請返)民六六九、(買戻)民六七〇、(請返)民六七〇

第五百四十六條 第五百三十三條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五百四十七條 解除権ノ行使ニ付キ期間ノ定メテキトキハ相手方ハ解除権ヲ有スル者ニ對シ相

当ノ期間ヲ定メ其期間内ニ解除ヲ為スヤ否ヤヲ確答スルハキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ其期間内ニ解除ノ通知ヲ受ケタルトキハ解除権ハ消滅ス

(形或権)ニテ年時改一民一六七
第五百四十八條 解除権ヲ有スル者カ自己ノ行為スハ遺失ニ因リテ若シク契約ノ目的物ヲ毀損シ若クハ之ヲ返還スルコト能ハサルニ至リタルトキ又ハ加エ若クハ改造ニ因リテ之ヲ他ノ種類ノ物ニ變シタルトキハ解除権ハ消滅ス契約ノ目的物カ解除権ヲ有スル者ノ行為又ハ遺失ニ因ラヌシテ滅失又ハ毀損シタルトキハ

第五百四十八條 解除権ヲ有スル者カ自己ノ行為スハ遺失ニ因リテ若シク契約ノ目的物ヲ毀損シ若クハ之ヲ返還スルコト能ハサルニ至リタルトキ又ハ加エ若クハ改造ニ因リテ之ヲ他ノ種類ノ物ニ變シタルトキハ解除権ハ消滅ス契約ノ目的物カ解除権ヲ有スル者ノ行為又ハ遺失ニ因ラヌシテ滅失又ハ毀損シタルトキハ

解除権ハ消滅ス

二加五、改定一、民三〇六

第二節 贈與

第五百四十九條 贈與ハ當事者ノ一方カ自己ノ財

産ヲ無償ニテ相手方ニ與フル意思ヲ表示シ相手

方カ受諾ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ズ
(遺贈ノ時則チ一民三〇八) (贈與トナリ得ル場合) (登記ヲ受ケル
保證) 民四六二 (他人ノ債務ノ弁済) 民四七四 (時效ニ罹リタル債
務ノ弁済) 民一〇六 (免除) 民二九一 (同一債權ノ行使) 民
二八二 (贈與ニ因ル別) 夫教有因) (無能力) 民一〇四 (遺
留分) 民二三四 (否認権) 破七三 (詐害行為取消権) 民三三三

第五百五十條 書面ニ依ラサル贈與ハ各當事者之
ヲ取消スコトヲ得但履行ノ終ハリタル部分ニ付

デハ此限ニ在ラス

第五百五十一條 贈與者ハ贈與ノ目的タル物又ハ

權利ノ瑕疵又ハ欠缺ニ付キ其責ニ在セス但贈與

者カ其瑕疵又ハ欠缺ヲ知りテ之ヲ受贈者ニ告ケ

サリシトキハ此限ニ在ラス

第五百五十二條 贈與者ハ其負担ノ限度ニ於

テ完全ト同シク担保ノ責ニ在ス
一完全ノ責任一民五五二以下

第五百五十三條 定期ノ給付ヲ目的トスル贈與ハ

贈與者又ハ受贈者ノ死ニ因リテ其効力ヲ失フ

(終身ノ期間トスレ場合) 但一民五六九以下 一失踪宣告) 民
三一

第五百五十三條

負祖付贈與ニ付テハ本節ノ規定ノ

外莫ク務契約ニ因テレ規定ヲ適用ス

〔莫務契約ノ效カ一民五三三以下一頁祖付遺贈一民二〇四

第五百五十四條

贈與者ノ死ニ因リテ效カラシ

スハ大贈與ハ遺贈ニ因テレ規定ニ依リ

〔遺贈〕一民一〇三以下〔失踪宣告〕一民三二

(10)

A 請負会社本社関係

第一章 会社の創立事情、資本金の構成及び本社の特徴

① 何時 株式會社として創立されたか

② 株式會社になる前は、どんな形で事業が営まれていたか

③ 誰が會社の創立者と言われるか

④ 創立者と現在の會社幹部との間に親戚関係があるか

⑤ 昭和六年(一九三一年)以来の各決算期に於ける資

本金、積立金その他會社の内部負債の助定は如何に變

化したか

⑥ 昭和六年(一九三一年)以来の各決算期における會

社の外部負債(例へば社債、銀行借入金、その他借入

金、前受金、未納金など)は如何に變化したか

⑦ 昭和六年(一九三一年)以来の各決算期における利

益金廻分は如何に行われて来たか

⑧ 戦災による損失はいくら位にかつたか

⑨ 終戦による工事中止に原因する損失はいくら位の

ばつたか

⑩ 各地事業喪失による損失はいくら位のばつたか

⑪ 各米らの特別損失を經理上如何に処理したか

⑫ 特建関係の政府支拂の遅延による債権は現在いくら

位のばつているか

⑬ その工事金融は如何やつている

⑭ 復興金融庫の資金を現在いくら位利用しているか

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

17

9-2

138

- ④ 朝鮮人 中国人からの資金を利用しているか 利用している場合その金額及び条件はどうか
- ⑤ 大株主ニ〇名の特株数、その氏名、親戚関係などはどうか
- ⑥ 企業従業員による株式所有はどうか あればその特株数はいくらか
- ⑦ 社長 重役、本店部長級の間の親戚関係はどうか
- ⑧ 社長 重役は如何なる出身の人か
- ⑨ 本社機構はどうか 図表で説明して下さい
- ⑩ 役員組合、労働組合は存在するか 存在すれば、何

- 時組織されれば、その規約はどうか 指導者はどんな人か
- ③ 職員の厚生施設としてはどんな事が行はれているか
- ④ 労働基準法を如何に考えるか
- 第二章 固定資本の内訳
- ① 昭和七年(一九三一年)以来の各決算期における固定資本の内訳は如何に変化しただか
- ② 現社、土地、建物、會社財産はどれだけあるか (金額だけなく、所在地や面積、建坪など詳しく)
- ③ 現在、山林をどれだけ所有しているか (詳しく)
- ④ トラック、トラクター等の輸送機械をどれだけもっているか (詳しく)

- ⑤ 現在、大型土木機械類へコンプレッサー、ミキサ、グレーダー、ブルドーザー、ローラ等々をどれだけもつてゐるか（詳しく）
- ⑥ 車輛や機械の修理工場をもつてゐるか、もつてゐる場合にはその能力、規模はどの位か
- ⑦ 採石場、砂利採取場を直営してゐるか、ある場合にはその規模はどの位か
- ⑧ 製材所を直営してゐるか、ある場合には、その規模はどの位か
- ⑨ 米軍土木機械借用の例はあるか、借り戻し場合の工事進行能率は如何
- ⑩ 米國製土木機械の輸入を考へてゐるか

- ⑪ 広汎な作業機械化が困難なのは、どんな理由によるか
- ⑫ 日本製土木機械の品質、性能について感想はないか
- ⑬ 技術向上のための調査研究機関があるか、ある場合その仕事はどんなことか
- ⑭ 三章 工事契約の問題
- ⑮ 昭和六年（一九三一）年）以来の毎決算期における竣工工事量と後期繰越工事契約とはどう変化して来たか
- ⑯ 終戦以後の工事契約額は土木の建築に介けるとどう変化して来たか
- ⑰ 米軍工事契約額はどうか変化して来たか（都合によれば、これは復興院の特建局で調べてもよい）

契約の方式には、どんなのがあるか。(例へば一括請負、実費精算請負など)

⑤ 最近の契約において、不可抗力の自然的異変等による損失の負担について、先務的條項が依然残つてゐるか、ある場合にはその実例を挙げて下さい。

⑥ 資材官給工事の場合、供給の遅延による工期延長、工事費膨脹の例はないか、ある場合、その損失は如何に補償されてゐるか。

⑦ 物價、労賃の変動による工事金の伸縮を規定した契約があるか、ある場合、実例をあげて下さい。

⑧ 特命工事制と競争入札制との利害得失についての所見如何

⑨ 見積書を作成するのは誰か、入札に行くのは通常誰か

⑩ 入札前に官廳側とどんな事前接衝をやるか

⑪ 入札前に同業者間でどんな事前接衝をやるか

⑫ 建設省の実現を希望するか、費否の理由如何

第四章 工事施行の問題

⑬ 施工計画は誰が作成するか、経営者と技術者とに對立しないか

⑭ 現場事務所の編成は如何になされるか、その職員は本社、部課員があられるのか

⑮ 機械類、飯場建築材料などは如何に割当られるか

⑯ 資材、労務などの手配は本社と現場とで如何に分担

されているか

⑤ 本社は如何なる方法によつて工事の進行を指導監督するか
（技師の指導が末端労働者によるか）
（どのような方法によつて）

⑥ 本社は現場などのように資金を供給するか
如何なる方法によつて會計監督するか

⑦ 工事金は本社が受けとるか

⑧ 竣工検査は本社が立ち合うか

⑨ 工事別に決算をするか
それによつて賞与などを出すことがあるか

第五章 労務の問題

⑩ 専属の下請名義人があるか
ある場合はその氏名

職種 勤員可能労働者数は如何

⑪ 彼らは如何なる経緯によつて専属となつたか

⑫ 専属配下たる下請名義人たちは何らかの団体を形成して
いるか
ある場合はその名称 規約 役員は如何

⑬ 会社との関係は如何
はじめに会社の仕事を下請する為か
何らかの儀式に

⑭ 限することとやるか
はじめに下請した名義人が専属となるとき
何らかの儀式に類することとやるか

⑮ 新しく専属の下請名義人となるものは
前述の名義人

⑯ 団体に入るか
その際の儀式はどんなものか
名義人の間で如何なる序列があるか

④ 會社は専屬の下請名義人と然らざるものとの間には
別をつけるか

⑤ 専屬の配下たることを示す特別の名称 服装などが
あるか

⑥ 専屬の名義人団体に於ける身分的序列 會議方法
議題の内容などをどうなっているか 定期的の寄合が
あるか

⑦ 會社幹部と下請名義人との間に親戚関係はあるか

⑧ 會社副と名義人団体とは如何なる交渉をもつか

⑨ 定會とか新年宴會とか冠婚葬祭とか業務上の協議とか

⑩ 専屬たることによつて名義人は如何なる便宜利益
を受けるか

⑪ 専屬配下たる関係を維持するためには會社はどんなこ
とをするか

⑫ どんなとき専屬配下の関係が切れるか

⑬ 下請名義人が総合的に多岐種にわたるものがあるか

⑭ 旧配下で独立したものがあるか あれば例を示して

⑮ 下さいへ氏名 時期

⑯ どういう場合に配下が独立するか

⑰ どういう手続で独立するか

⑱ 独立すると それまでとどんな点が変わるか

⑲ 独立後旧主人の下請をすることがあるか

⑳ 独立後における旧主人との関係如何

奉仕をするか
義務を負うか

① 會社は特定工事につき下請名義人といかりして下請契約をむすぶかへ話し合いが、競争入札か、個人交渉か団体交渉か

② 下請契約の様式はどんなものか、契約書を用いない場合があるかへ契約は本誌がやるか、現場がやるか

③ 會社側提示の條件が無理だと思ふ場合、下請名義人は如何にするか

④ 材料持の下請といふことがあるか、下請名義人は担保を出すか

⑤ 違約の場合の損害賠償はあるか、内金として下請名義人に資金を前渡しすることがあるか、その際、どんな費目をどんな條件で出してやるか

か 決裁方法如何

⑥ 労務者募集費は通常本社負担か下請負担か、使用料もつて貸与するものへ希回など、或はつるはし、スソソプなどがあるか、大きな機械類の使用料はとらぬか

⑦ 資材喪失などの場合、損害賠償をとるか、その文書の負担者は誰になるか

⑧ 下請代金はとういう風に支拂われるかへ期日、支拂場所金額査定基準、税金控除など

⑨ 会社が下請名義人に資金の融通をすることがあるか、(どんな場合、どんな手続で、どんな条件で、誰から)

⑩ 会社を代表して配下を監督するのは誰か

- ④ 本社が作業現場の末端まで指導監督する場合下請名
義人は如何なる地位に立つか
- ⑤ 会社側が直接に末端労働者に対して責任を負うのは
如何なる場合か(例えば、災害のとき……)
- ⑥ 労働者の死亡、傷害、病氣などの場合、会社側は何
をするか
- ⑦ 会社側が下請名義人をとばしてその下の世話人や
俸頭に交渉したり、恩恵を与えることはいかか
- ⑧ 配下の総数はいくらか、その数は年と共にいかに変
遷したか

B. 支店及出張所関係(省略)

C. 現場主任及その代理人関係

第一章 工事計画——現場事務所長、下請の決定

- ① 現場事務所長となるに当つてどんないきさつが
あつたか(例へば所長となる為、どんな運動をし
たか、又他の所長、希望者に対してどうしたか)
- ② 現場事務所長の経歴、及土木屋か建築屋か、社
長その他の血縁、その他の因縁ありや
- ③ 現場事務所長の本社内における地位如何(例へ
ば所長となる前に、理事だつたとか、現任部長より

も発言権を待つてゐる等)

④ 工事計画の作製に當つて、所長はどんな仕事を
するか

⑤ その際決定される計画の内容、範囲は(資金、
資材、労働力その他)の点から見て、どの様なもの
か

⑥ 計画決定の際技術者の意見と営業部面の意見と
喰違ふことがないか、若しある時には、大體どん
な風に打合をつけるか

二 (一) 下請を送定する時に考慮される條件は(どんなも
のが、人的関係、年俸、技術的能力、勤員労働力
等)

② 下請人団体と交渉する場合があるか、あるとす
ればどんな事柄についてか

③ 下請を契約する時は、具体的に(どんな風だ
つ、次か)一方的決定か、個人的交渉か、団体交渉
か、又どんな条件を下請は提出し、それをどう処
理したか)入札制度を取つてゐる所はないか

④ 契約書は作るか、造るとすれば、その様式、内
容(Conditions)を取るか

⑤ 下請には(各棟の下請)つぎ個別的に(きく)い
くらゐの請負はしたか

⑥ 下請と決める時に、下請の方でどんな運動をする
か

④ 下請で、資材、道具、機械を持つたものがあるかへその内容数量を具体的にきく。さういう下請に対しては、他の下請とどういう風に扱い方が異なるか。

第二章 作業準備——東込み

① (包括的) 東込みまで、所長のしなくてはならぬ仕事は？

② 作業準備に要する資金(前渡金を含めて)は何処から融通されるか。会社の流動資金から出るか。金融機関その他から出るとすれば、その担保は？

③ 下請えの前渡金(東込み)はどんな基準で支拂うか。下請から細目を提出するのかわ。又何時支拂

うかが普通か。

④ 前渡金はいくらだつたか。(出来れば各下請毎に)それは全体の工事額の何%に当るか。

⑤ 下請は内金をどんな各目を取り、実際には、どんな風に使っているか。

⑥ 現場事務所、倉庫、長屋、飯場は会社で建てたか。それとも下請が建てたか。見積金額何円位か。かつているか。

⑦ 資材、道具、機械の調達はどうな風にしているか。どんな苦心が要るか。会社向で取引があるか。ないか。

⑧ 特命工事の際の資材調達はどうな風にしているか。

れるか

③ 食料衣料等の入手についてどんな苦心をするか

④ 闇で買っている資材、食料、燃料等の品目と数量価格は？

五 ① お役所との交渉について、どんな苦心をするか
（特に地方官庁の場合）

② 地元の親戚との交渉はどんな風かやうか

第三章 作業工程

① 工事規模、内容の總体的把握

② ①へ「價格」に「総額何円位の見積りか、その工事類別の内分け

③ ①へ「労働力」の面から「延何人工位の仕事か、その工

事類別の内分けへ「總賃銀を出したい、人工×平均賃銀」

④ ①へ「資材」の面から「使用主要資材の名称と数量（可能な限り價格）」

⑤ ④工事の内容を詳しく聞くこと、なるべく工事予定表等と照すと共に、又工事現場の地図をとること

⑥ 何時から工事を始め、何時頃終了予定か
⑦ 現場事務所の人的構成はどうなっているか。（表にうつす）

⑧ 各人の職務分担、及責任の範囲は？

⑨ 下請の職種、名前、住所、動員してある労働者数は？現在の工事のどの部分を請負っているか

二 ① 現場事務所 倉庫 飯場 長屋の配置図をうつす。

② 作業場の見取図、特に機械の据えこめる所、資材の置き場所を記入。

③ 工事予定表、その他何でも算して来ること。

四 資材

① 資材、道具、機械の保管は如何にするか、使用する時(倉庫から出す時)の手続はどのようなにするか。(傳票を見せて貰う)

② 機械や道具と、下請に使はした時に使用料を取るか。

③ 破損した場合は、損害賠償を請求するのるか。

その支拂をどうして確保するか。

④ 下請が自分で資材や道具を持つて来た時は、どんな風にしてお報いされるのか。

⑤ 資材を浮かすうまい方法があるか。(上手にきく事)

⑥ 特別の資材として何かがあるか、どの様に分けるか、文句が出ることはないか。

五 金

① 下請に渡す金は、どんな風に算定されるか。(算定の基準)又は支拂の方法は?

② 各下請に渡す金(一日又は半日)の総額及各組元の振分額はいくらか。

- ③ 下請の親分はどの位頭をはねていると思うか
- ④ 下請の親分はどんな風に分けていると思えるか
（貸銀協定の基準）公定の貸銀基準は頓慮される
いのかどうか
- ⑤ 下請で金のことと肉して文句を言つて来る場合
があるか、その場合どういう形式でそれを表明す
るか。（具体的に言葉づかいを記録する）
- ⑥ 本社から現場事務所へ渡される資金は、月毎か
それともその他の方法か
- ⑦ 現場事務所では借金のやりくりはどんな苦勞があ
るか。（貸金計画の定石を聞くこと）
- ⑧ 現場事務所ではどこが一番収益をあげるか

- ⑨ 元請が、もろかつたり強したりするのを左右す
る条件はどんなものか
- ⑩ 手持ち時間が生じた時、雨の時などは、どん
な形で給与が支拂はれるか
- ⑪ 下請に対して、その他何か特別な出費はないか
（定例宴会など）
- ⑫ 下請が金を借りて来ることはないか、貸す時
は、担保なり、証文なり書かせるかどうか
- ⑬ 突貫工事の場合、残業の場合、支拂はどう渡す
のか
- ⑭ 甲種勤勞所得税はどのように取扱はれているか
事務所では差引いて渡すのか

⑤ 寄附を求めて来ることはないか。(誰から、親
殺、神札の祭り、etc.) どう処理するか、断れない
場合はその理由、寄附するところを得が身るか。

六 監督構成

① 各段階に於ける監督機構を図解して示して貰う
こと。

② 大ざつぱりに言つて会社側の監督権は、下請制の
なわばりなどの位喰込んでいふと言ふるか、機械
が用いられると相違が起るか。

③ 会社側では、技術的監督などの様にして(人的
に、又その配置等)行つていふか。

④ 会社側で始業、終業などの監督とするか、又休
14

憩いについてはどうか、それも親方に一任してしま
うのか。(類似の質問多数ある)

⑤ 労務者に会社側の人間が直接指示出来る事柄は
何らか、会社側が直接労務者と交渉、或は関係す
る場合は何らか。(例えは災害保険等)

⑥ 労務者が手帳をしたりすることはないか、これを
を防止する手段は？ 又事後に発見した場合の処
置は？

⑦ 本社の監督権は現場事務所の行動などの程度制
約出来るか。

⑧ 発注者側から為される監督はどのようなものか
⑨ 発費工事を決定するのは誰の権限に属するか。

- ⑤ 突貫工事決定 及その計画の際下請とどの様な交渉が行はれるか
- ⑥ 期限までに出来上らない時には、突貫工事の他何か手段があるのか
- 七 賃銀以外の労働条件
 - ① 休日は何日か 次う夫規定があるのか
 - ② 大体一月の突貫日数はどの位か
 - ③ 始業 終業 時間 休憩時間は何？ 又誰がこれを指図するのか、時間が来れば各自めいめい始業 終業 休憩するのか
 - ④ その規定はどの位守られるか 守られない場合にはどうするか

- ⑤ 残業することがあるか その命令は誰と誰が決めるか
- ⑥ 労働者への配給品、及特配物資の品目の数費、それを如何にして分配するか
- ⑦ 什器 補助、蚊帳等はどこの所有か、工事はすむと、それはどうするか
- ⑧ その使用料や賃料を取るか、親方が受取るのか、会社が受取るのか
- ⑨ 風呂はあるか、週何回わかすか
- ⑩ 医者はいるか、薬品の設備はどうか
- ⑪ 災害率は？、火傷等の種類毎に、災害を減らすのにどんな方法を取つているか

- ③ 長患いの時、どう処置するか。特別な保證設備があるか。
- ④ 療養費、見舞金ほどの位出すか。
- ⑤ 死亡時の処置、葬式を出すことがあるか。その金額は？費用負担は誰がするの。
- ⑥ 労組があるか。あるとすれば今迄の活動、団体交渉をしたことがあるか。總會と附いたことがあるか。何を議したか。多数決の議決をしたことがあるか。外の方法で決められたか。役員をどういう風に決めて決めたり。
- ⑦ 組合結成により、労働条件をよくしようとすると動かないか。

- ⑧ 工運で労働組合の出来ないのは何故だと思うか。へ其の他——計画変更、竣工、検査
- ① 途中で作業計画に変更があつた場合はどうするか。
- ② その際資材、資金、労力のやりくりをどうするか。
- ③ 労務者が文句を太うことはないか。
- ④ 作業計画の変更はどんな場合に為されるか。
- ⑤ 他の組との交渉で苦勞することはないか。
- ⑥ 此の組と恒時的な連絡機関はないか。
- ⑦ 作業の検査は誰がどの様に行うか。へ本社と発注者と両方の場合。
- ⑧ 検査で、計画と違つた場合どうするか。

⑨ 発注者がそれを発見した場合どうするか

⑩ 発注者への引渡しの際にどんなことを行はれるか

⑪ 竣工のお祝にどんな事が行はれるか

公 (決算 引拂)

① 工事が終わった時の決算はどんな風に行はれるか
(表を見せて貰うとよい)

② 損失が出たりした場合にどうするか

③ 決算の報告へ本社に対する) はどんな風に行はれるか。提出書類の Copy 決算報告に対して本社では文句をいう事はないか、あるとすればどのような事についてか、どの場合どう処置するか。

④ 決算の際の費用別の内容

⑤ 固定資本と流動資本、不没資本と没没資本の費用の数字

⑥ 機密費の金額と使途(上手にきく事)

⑦ 引拂った所、資材、資金はどうか処置するか(物、作器、ふとん等は)

⑧ 次の仕事は決まっているか

× ① 貴方は何党を支持するか

② 共産党をどう思うか

③ この工事について、何等かの政党と関係があるか

④ 官庁との特別な利害関係はあるか (例えは公

送知事)

例えは工事の利益金で果知事の選挙費用を出してやり、その代りに物資配給を有利にして貰うなど

D. 下請名義人関係

第一章 本社と名義人との人的関係

- ① 貴方はいつから、どんな経ての〇〇組の名義人になつたか
- ② 貴方は名義人団体へ例えは鹿島組の鹿栄会の如きに入つていますか

その団体から仕事を貰いましたか

加入の条件—紹介によるか 実力によるか—

- ③ 本社の名義人になるとき、どんな手続や儀式をしますか

- ④ へ専属配下へ付して—貴方は流動配下へ比べて本社とどんな特別の関係がありますか

(—流動配下へ付して—) 貴方は専属配下へ比べて本社との関係でどんなちがいがありますか

- ⑤ 貴方の親分、兄弟分、子分にあたる人たちはどんな人がいますか

- ⑥ へ名前、業種、その関係の成立した時、その来歴—貴方は本社、社長や部長たちと宴会を催すことが

ありますか。どんなときになりますか。
名義人団体はどんなときに宴会をしますか（招集
者、集まる人、席次、場所等）

- ⑦ 配下面体の寄合で席次はどうですが、会議のとき
はどんな順序で発言しますか。議長とか議事進行係
は誰がしますか。動議はどうして出しますか。下位
の者が上位のものに物をいうときはどんな言葉遣い
（敬語）をしますか。議題はどんなものが出ますか
- ⑧ 貴方たちと会社と利害が対立したらどうしますか
懇願しますか。団体交渉ですか。個人交渉ですか

第二章の二 契約関係

- ① 貴方と本社との 約はどのように結ばれましたか。入

札ですか

本社から一方的に交渉がありましたか
個人交渉ですか。団体交渉ですか

- ② どんな契約ですか。契約書とかわかりますか
その様式は（Copy）
- ③ 契約条件について不平はありませんか。希望があ
りますか
- ④ 下請金額はどの位ですか。それはどうして決めま
したか
- ⑤ 違約損害のとき賠償してくれませんか。その内容は
⑥ 工事が期日に関合はない時はどうしますか

第二章の二

① 貴方は機械、道具、資材をもつていますか（トラ、ツク、トロツコ）

② どこから借りますか、その使用料は何時拂うか

③ 機械を壊した損害賠償はどうしますか

④ 会社は資材を世話することがありますか、その代金はどうしますか

⑤ 貴方とち同僚と資材や道具をお互いに融通しますか、その場合はどうしますか、存せ融通しますか、その理合はどうしますか、なぜ融通しないのですか

第五章 資金

① 貴方は本社から前金（内金）としてどの位貰いましたか、それは下請工事総額の何割ですか、残り

りは何時頃何回位貰いますか

② 貴方はその内金をどんな風に使いましたか、労集費はどの位出しましたか、乗込費はいくらですか

③ 現場の親方（作）や在話人（ワ）から金を融通してもらったことがありますか、貴方は控えますか、大めといえますか、本社からお金をかりますか

④ 貴方は自分の企で乗込費を賄いましたか、どの位をどうして出しましたか、貯金や預金から出しましたか

第六章 作業組織

① 現物に於けるおなだの仕事の内容は？

② 貴方は日々の作業計画について相談に乗ることが

ありますか。誰と相談しますか。現場事務所（C）の注文はそのまま現場の親分に言いつけますか。現場の親分の希望はそのまま、現場事務所（C）に取りうぎますか。

③ 貴方は現場でどんな監督をしますか。注文主や本社の監督をどう思いますか。監督の言ふ事をきかずに時はどうしますか。

④ どんなときにも、どういふ風に手抜きをしますか。

第七章 労働関係

① 貴方は今この現場で何人使っていますか。

② 他にどの位動員できますか。

③ 貴方の職業（いろいろあり）で大体何人位動員で

きますか。

労働者の募集をしますか。

① どんな仕方ですか。

② どこからですか。

③ どんな連中ですか。

④ 誰を募集にやりますか。

⑤ 飯場を設けますか。

⑥ 作業衣、地下足袋等の配給品や特配物資を貰つて

いますか。その種板と分厚は？

⑦ 寮費や見舞金を出しますか。入浴どの位ですか。

⑧ 現場労働者が死んだときお通夜や葬式にいきますか。香典を出したり、遺族に弔慰金を出しますか。

⑦ 現場の親分や労務者が喧嘩したとき〇〇勢に行きますか

第八章の一 竣工

① 工事が終わらぬうちに竣工検査の立会いがありますか、やり直しのときはどうしますか

② 次の仕事までどうしてしますか

③ 貴方は何で生活しますか、配下が困つたら金を貸しますか、配下は何で暮しますか、配下が困つたら金を貸しますか

④ 仕事を会社で貰いに行きますか、誰の所ですか

⑤ 名義人団体へ例、鹿米会へ仕事を割りふる事がありますか

第八章の二 名義人の家庭

① 本籍、生れ支所、生年月日、何男か、教育程度

② 先祖、家業

③ 結婚時、妻へどの人、女学校を出たか、どうい

う職業へ、子供へ学校へ、扶養家族があるか

④ 自分の家か、借家か、家作を持っているか、田畑

家屋敷をもつているか

⑤ 郵便貯金をしているか、銀行、信託、預金がある

か、扶養もっているか

⑥ 子供の教育、子供を何科にたいか、長男は、次男

三男は、娘はどこに嫁か、つたか

⑦ 家計黒字ですか、一ヶ月生活費どの位ですか

奥さんへ渡すのは
貴方が使うのは

鳥真機 電蓄 ビアノ 書画骨董をもつていろいろか

⑧ 女中が下るか 居候がいるか

⑨ 寄附はどんなものかどの位ありますか

⑩ 隣組長 町會長 方面委員組合長 三業組合をや

つたことがあるか

部落會長 村議 小学校の後援會長 選挙の肉係

しえことがあるか

第九章 名義人と中間親分（E）との人的肉係

① 貴方の配下はどんな職種の人か何人位いますか

それは長いこと配下ですか

② 配下にするときはどんな儀式をしますか

③ 配下をよぶとき何と呼びますか（名義）配下の

間の職階別はどんなものですか

④ 配下で独立して名義人になる者がありますか

何を風にして独立しますか 独立しても貴方の仕事を

をやりますが 配下の縁をきることがあるか その

理由 方式

⑤ 貴方が配下にする仕事をやれたいときはどうします

か 配下で自分で仕事をみつけさせ時をやらせようと

思いますか 配下が仕事をなくして金に困るとき金を

貸してやりませんか どの位ですか 担保をとります

か この次の手請代金から差引きますか

E 中間親方関係

- ① 本籍はどこか
- ② 出生地はどこか
- ③ 生家の商賣農家か何か
（耕地、ヒロサ、何山作別、主たる作物、傭人の有無、人数）
- ④ 先祖代々の家業（士、工、省の別）
- ⑤ 長男か、次男か
- ⑥ 親、兄弟の現状
- ⑦ 学歴（本人及ぶ家族）
- ⑧ 借家か、自家か、貸家をもっているか
- ⑨ 銀行預金、貯金、株をもっているか、いくつ

- ⑩ 支出一ヶ月生活にどの位かかるか
- ⑪ 貯蓄はどの位するか、誰に、その内容
- ⑫ 隣組長、町会長等名譽職、小学校役板會長、三業組合、方面委員等やつてゐるか、やつたことがあるか、選挙に關係したことがあるか

憲議

- ⑬ 支持する政党、黨員か
- ⑭ K.P.をどう思うか
- ⑮ 親分子分關係は存続した方がよいと思ふか、なくなる方がよいと思ふか、その理由

第一章 人的構成

- ① あなは子分を何人持つてゐるか
- ② それらの子分の中へ又小親方になつてゐるものがあるか?
- ③ あなはそれらの子分を率いて誰の配下になつてゐるか?
- ④ 同じ親方(名儀人)に属してゐる貴方の兄弟分は何人いるか? この現場には何人か
- ⑤ 以上の階層組織を图示して下さい
- ⑥ それぞれの階層の名義は何というか
- ⑦ 子分でない労働者がいるか
- ⑧ 益をした子分は何人いるか

- ⑨ 益をした子分としない子分(出入氏)との間に何のような差別があるか?
- ⑩ 中間親方と子分との関係(磯田氏の質問表をこころへ)
- ⑪ 何時から今の名儀人の子分になつたか?
- ⑫ その前は何をやっていて、どういう地位にあつたか?
- ⑬ どんな人が中間親方になれるのか?
- ⑭ 親戚関係があるか? 同郷の者か?
- ⑮ 子分になるときの儀式を説明して下さい。益をしたか?
- ⑯ 子分であることを示す印はあるか?

- ㊦ 同一名儀人の子分同志の組合があるか？
- ㊧ 兄弟分の間での序列があるか？ それは何によつてきまるか？
- ㊨ 盃をしまし子分としない子分との間で差別があるか？
- ㊩ 今の名儀人に仕事がないときは他の名儀人の仕事をやるか？
- ㊪ 兄弟分同志の間で子分や道具等の融通をやるか？
- ㊫ どのような手続でやるか？
- ㊬ 名儀人から離れるのはどういう場合か？ 独立することがあるか？
- ㊭ 名儀人に縁をきられるのはどういう場合か？ 引き

三

- ㊮ 一人か二人があるか？（あればその時の原因）
- ㊯ 名儀人から仕事を貰うときほどのような手続契約をするか？
- ㊺ 出人夫を募集するのはどうするか？
- ㊻ 募集費ほどの位、どこから支拂はれるか？
- ㊼ 労務者は前借りして集められるか？ 注文をつていれるか？
- ㊽ 年俵契約があるか？ 何年か？
- ㊾ 出身地はどこが多いか？ どのような事情でどのやうな条件で集められるか？
- ㊿ 工事地で人夫を募集することがあるか？
- ㊿ 地元の親方と癒りをつけるのが普通か？

例へばいかなる場合にいくら取られるか？それ
 は明文で定まつてゐるのか。それともシキタリで
 きまるのか。誰がそれを言渡すのか。名目だけ
 取るのか。実際に取るのか。それは賃銀に対して
 何割位にあるか。罰金制度についてどう思うか。
 罰金を恩恵的に免除することがあるか。

④ 手持の手当があるか。それは誰が出すのか。普
 通の賃銀の何割にあるか。それはすべての労働
 者に分配されるか。それはどのやうに決定さ
 れるか。その時貴方はいくら手当を貰うか。又乾
 分にはいくらやるか。

⑤ 貴方の請求代金はいかくして定まるか。又貴方
 が頭をねねることには当然だとされるのか。

⑥ 貴方の職分の重だつた者は特別の手当をやつ
 てゐるか。その金額は？。又その場合は？。又そ
 の金額は縁故関係等によつて増減するか。

⑦ 残業をする事があるか。それは誰の命令によ
 るのか。その場合の賃銀と支拂方法は？。貴方はど
 ういう支拂をうけるのか。

⑧ 突貫工事は誰が命令するか。

⑨ 休日はいつか。労働者の方で休日を要求する事
 があるか。又貴方の休日は？。又乾分達の休日は
 ？。

④ 貴方や親分が用事にかこつけて味を減らすことあるか。又貴方は親分に用事を言いつけて味を減らすことはいかやうなものであるか。

第四章 飯場の生活条件

七〇 飯場の④ 部屋の配置 大きさを書いて下さい
(畳むしろの別)

③ 実際の宿泊者の数は何人か

② 食堂の収容能力と利用度は?

① 寝具の敷

⑤ 什器 蒲団 蚊帳等を含むものか 又その使用料は?

⑥ 末端労働者の私物の重なるものは何と何かへ具体的に

的に列举

④ 飯場の監督はどいう人がやるか 貴方とその他の人との関係は? 又監督組織はどうなつてゐるか?

③ 飯場の親分が作業の指揮をするか?

② 炊事の(監督)担当者はいかゝなる人か

① 食事の内容と量 その場所は? (例を具体的に)

④ 親分と親分の差別はあるか?

③ 労働者の出入通帳を管理してゐるのは誰か

② 飯場の會計

① 帳簿つけをやつてゐるのはいかなる人か、その人と貴方へ又は名義人との関係は? 帳簿の形式

は？

- ㊦ 労務者が出揃つた時飯場に残つてゐる人は如何なる人か。その名称。又その人の仕事の内容は？
- ㊧ 飯場内の階層は如何によつて定まるか？
- ㊨ 飯場に於ける成文不文の規律を教へて貰ふか？
- ㊩ 仕事に出るときは誰の命令？出るか？
- ㊪ 作業衣、地下足袋等会社の配給があるか。買か？買うものはないか。その代金と支拂方法。現場給付としては何があるか。その配分方法は？
- ㊫ 酒、煙草の配給があるか？ その配分法、支拂額は誰が定めるか。又天引か引換か。
- ㊬ その他飲食の給付があるか。又その支拂は天引か否か。

か否か

- ㊭ 以上の事について労務者は要求したり紛争したりする事があるか。
- ㊮ 貴方が酒、煙草を持込んで飲ませる事があるか。それと配給品とはないか。
- ㊯ それと材料か。無料か。
- ㊰ 貴方が外へ飲み水に行く事があるか。その場所は定まつてゐるか。
- ㊱ 経営者とは如何なる特殊関係にあるか。又誰が誰か。その費用は貴方が全部拂うのか。割かんか。天引か。
- ㊲ 貴方が飲みに行こうと去つたとき、断はる者が

いるか。その時貴方はどうするか。

⑤ 飯場の風呂はあるか。月に何回入るか。又入浴

の順序があるか。又花札や将棋があるか。又その

他何があるか。又何がほしいか。

⑥ トバクはやるか。そのやり方は？ どの位かけ

るか。胴元は誰になるか。テラ銭はいくらか？

バクチ場の所有者は、又その所在地は？ 貴方は

誰と一緒にやるか。もし儲けたら何に使うか。

⑦ 女を買いに行くか。場所は？ 経営者とはどんな

関係にあるか。月にどの位行くか。その金額は？

又その支拂方法は？ 前借は出来るか。性病にか

かる者はどの位居るか。へかかることが名誉に存

るか。もしかかつたらどうするか。

⑧ 貸借はしばしば行うか。それは誰との間か。

担保に入れるか。又その利子はどの位か。

⑨ その返済方法は？ 特殊な方法があるか。

⑩ もし返さぬときはどうなるか。

⑪ もし逃亡したらどうするか。

⑫ 借金がなければ自由にやめられるか。

⑬ リンチする事があるか。その例を話して下さい。

⑭ 喧嘩はしばしば起るか。

(飯場内及組と組との喧嘩について)原因は？

解決は如何にしてつくか。暴力か。調停か。仲

直りか。調停者は誰か。喧嘩のruleはありますか。

親分が仲裁すれば納得がいかなくても従うか、
解の儀礼は？

⑤ 医者かいろか 又禁はあるか

⑥ どの程度の病氣になつたか 医者にかかるといふか

⑦ 病人を別室にわかすかどうか

⑧ 尊厳によつて病氣のときの待遇がどう違ふか

⑨ どんな人が看護するか

⑩ 長患いのときはどうするか、(貴方の場合、子

分の場合)

⑪ 療養費は誰が出すか

又見舞金の金額とその場合(私傷と公傷の場合、

はどう違うか)へ又子分と労務者との違いは

⑫ 死んだときはどうするか

(死の処理、遺品の処理はいかにするか)

二 葬儀関係

⑬ 飯場に於ける労務者への質問

⑭ 飯場の図を置くこと

第一章 食事 飯場

一 食事

① 食事の場所はどこか

② 何時食事をするか

③ その時間は何分位か

④ 食器や食堂を洗つたり掃除したりするか。又を

北は誰がするのか。

⑤ 食物は衛生的だと思ふか。

⑥ 食費はどのような方法で取るか。

⑦ 食事についての希望

イ 量

ロ 質

ハ 衛生

ニ 差別待遇

ホ 時間

ニ 其他の飲食物

⑧ 食物以外の飲食物をへ酒 煙草を分るべき給與

するところがあるか。

③ カの費用はどのような方法で支拂うか。

④ 煙草のませる事があるか。それ誰か

か。

⑤ 酒 煙草の配給の入手方法と支拂方法は？

⑥ 外元飲食の行事があるか。あれば月に何回位か。

又その行く所は定まつてゐるか。へ名称まで聞く。

⑦ その経営者は誰か。

⑧ そのときおごつて貰ふことはあるか。又は割勘。

第二章 衣

① 什器 薪炭は誰のものか。

- ① 衣服へ勞務用モノは自分のものか。借りものか。
- ② 以上について借りている時は使用料を取るか。
- ③ 取るとすればその額。支拂方法。

- ④ 衣料品の配給は誰がするのか。又その支拂方法。
- ⑤ フトンは一人当り何枚か。
- ⑥ 衣類等の洗濯はするか。又何回位するか。
- ⑦ 衣類等の破損した場合、誰が修繕するのか。
- ⑧ その他生活必需品の現物給付はあるか。
- ⑨ 以上について身分的差別待遇があるか。

第三章 休養衛生

- 一、生活
 - ① 就床 起床時間は何時か。

- ② 起床の時誰が起すのか。
- ③ 又食後就床はどうか。

二、入浴

- ① 風呂はあるか。外へ入りに行くか。
- ② 月に何回位入るか。
- ③ 金銭取るか。
- ④ 入浴についてその希望。

三、休日

- ① 休日は月に何回位か。規則があるか。
- ② 休日を勞務者が要求することがあるか。
- ③ 休日どうするか。
- ④ 休日による身分的差別があるか。

⑤ 用事Kがこつけて休養することがあるか それ
はどういう時か

四 衛生

- ① 飯場に薬品が備えてあるか
- ② 病気で休むときはどうするか
- ③ 病気の時、食事部屋は別か
- ④ 療養費、見舞金、貰つた事があるか 誰からか
いくら位か
- ⑤ 病気のときはどうするか
- ⑥ 死んだ時は葬式Kするか 誰がその金を出すか
- ⑦ どの程度の病気の時に医看Kか、るか
- ⑧ その時の費用はどうするか

第四章

- ① 病氣 怪我の時K賃銀 手当を貰うか
- ② その他、飯場でどんな衛生的行事をするか
- ③ 衛生Kついで何か希望があるか
- ④ 候楽等
- ⑤ 飯場に設えつけのラジオ、花札、将辰、書等K
あるか

- ⑥ 花札は何時、何処でやるか
- ⑦ 新聞、雑誌、小説等あるか 誰が買ったか
- ⑧ 何が最も面白いか
- ⑨ バクチ

- ⑩ バクチとやるか その方法
- ⑪ 何人位やるか

- ③ その決済はどうするか
- ④ 親方・胴元には誰がなるか
- ⑤ テラ銭はあるか
- ⑥ 儲けたら何うして使うか

三、性の処理

- ① 女をかいく行くか、何回返すか
- ② その場所及経営者は誰か
- ③ そこに借金はあるか、又借金は出来るか
- ④ 性病にかかつか、た時はどうするか
- ⑤ 誰と行くか
- ⑥ 行かないと誰かとまづいことがあるか

四、喧嘩

- ① 喧嘩の原因は何か
- ② 喧嘩のルールは？
- ③ 解決の方法

イ、富人同志か 飯場の中では
 飯場の外では
 ロ、暴力を示すか

ハ、第三者の調停
 親分 兄弟 友人 其の他

- ④ 調停を頼む事は多いか、否か
- ⑤ 調停の方法は、決裁か、人情的か、規則にする

か

- ⑥ 組同志というような大きな喧嘩の原因は何か
- ⑦ その時は誰が仲裁するか

第五章 経済状態

- ① 私物は何々か
- ② 定まつた飯場の費用はあるか その額と内訳
- ③ 日用品はどのようにして手に入れたか
- ④ 生活以外の小使ほどの位か 何に使うか
- ⑤ 賃銀を何々ほどの位使うか (家計)
 - 食費 1/4 金額
 - 娯楽費 1/4 金額
 - その他 1/4 金額
- ⑥ 黒字か 赤字か それほどの位か 足りない分

第六章 飯場の人間

はどうするのか

一 身の上

- ① 年齢
- ② 出身地
- ③ 前職
- ④ 身上げ
 - 引揚
 - 戦災者
 - リンペン・ヤクザ
 - その他

⑤ 家族は何人が (父母 妻子 供何人) 子供は何人か

長男は？
次男は？
娘は？

はぎもの いれずみ等)

⑤ 食事の上で親分と子分の区別のあつられることがあるか。あるとすればそれはどうゆう場合か。(平常か特別の場合か等)

⑥ 住居 寝具 入浴等の関係で親分と子分の区別のあつられるのはどういう点か。

⑦ 親分と子分の間に實際の親族関係(血族 姻族を含む)があるか。親族関係のある子分は特別の待遇をうけるか。親分の子女と子分へ又はその子女との間に縁組をすることはないか。

⑧ 親分と子分の間に特殊の縁故関係(同郷 同窓 友人の身内、その他)があるか。縁故関係のある

子分は特別の待遇をうけるか。

⑨ 親分が子分を呼ぶときは何と呼ぶか。

⑩ 親分が子分の家族を呼ぶときは何と呼ぶか。

⑪ 親分と子分の間のことばづかい(付詞等)が同等でないか。あるいは二人称が異なるか。(二人称が異なるか、一人称 代名詞 敬語法等)

⑫ 親分の家族へ妻 妾 子等)と子分の間のことばづかいはどうか。

⑬ 子分の家族と親分および親分の家族との間のことばづかいはどうか。

④ 子分へ又はその家族へが、病氣へ又は買傷し
たときは親分が面倒をみるか、みるとすれば、ど
うゆう風に面倒をみるのか

⑤ 子分が金に困つたときは親分は夫のみに行くか
どうゆう種類の金へ例、バクチ銭、女を買ふ金へ
に限つて親分は借りる、又は借りないといふこと
があるか、まつさきに親分は夫をむか、他の者
へ誰か、に夫のんで断られるとき親分のところか
中くのか、親分は快く貸すか、返済条件、利息は
どうか、返さないときはどうなるか

⑥ 親分は子分の結婚の世話をするか
⑦ 子分へ又はその家族への冠婚葬祭に親分は何か
を請をするかへ道具を貸す、金を出す、人手を派
遣す

⑧ 子分が戦災、火災、家の追いつて等々合つたとき
は親分は世話してやるか、どうゆう世話をする
か

⑨ 失業したときへ仕事のないときへは親分は子分
の生活の面倒をみてやるか、どうゆうふうか、面倒
をみるか

⑩ 子分がケンカしたとき親分は助けをやるか、
どうゆう風に助けるか

⑪ その他、親分が子分の面倒をみるのはどうゆう
ことがついでか

③ 良い親分とはどういう親分のことか

④ 良い親分と悪い親分とはどういうちがいができるか。へ子分がふえる。減る。仕事が増える。しない等。

⑤ 子分は一定の日に正月、盆、親分のところへ挨拶に行くか。行くときはどうゆう服装で何をもつて行くか。親分はこれとどう待遇するか。

⑥ 親分の家で冠婚葬祭、引越があれば子分は手伝にゆくか。頼まれなくとも行くのか。頼まれなくてだけ行くのか。子分の家族も行くか。親分は子分へ又はその家族への手伝に対してどうするか。へ待遇、報酬等。

⑦ 子分は親分のところへ何か品物を贈るか。贈るとすればどういう場合か。親分はこれに対してどうするか。

⑧ 親分がケンカへなぐりこみ、果し合ひ等をするときは子分は出勤するか。出勤するとき、あよぶ帰つて来るときは何かの儀式をするか。買場、死亡した子分に対して親分はどうか。

⑨ 親分が子分から金を取立てることがあるか。もしあるとすればどういう場合か。どうゆう方法で取立てるか。

⑩ 子分が何かの場合に、親分の身代りに立つことがあるか。親分は、これに対してどうするか。

④ その他に子分は親分に対する勤めとしてどうい
うことをするか

⑤ 選挙で誰に投票しようとするか
は従うか

⑥ 親分が子分に対してするだけのことをしていな
いと、子分も親分に対して勤めるべきことを勤め
ないか、それとも天とえ親分がどうであらうとも
子分は絶対的忠誠をつくすか

⑦ 親分のいうことは、ずいぶん無理なことでも
きかなければならぬか

⑧ 子分はどのようにして親分への隷属的地位に甘んじて
いるか、独立して稼業をやつたらいいではないか

それができないのはどういふ訳か

⑨ 子分が親分に対する以上の義務(⑥)から(⑧)ま
で条項について聞くこと(一)を守らないときはどう
なるか

⑩ 親分が子分をなぐることがあるか、それはどう
いう場合か、その結果はどうなるか

⑪ 以上の他、親分、子分間の関係で守らねばなら
ぬ掟があるか、もしこの掟にそむいた時はどうな
るか

⑫ 親分を経営いで会社側が直接に労働者に命令す
ることがあるか、何の様存場合か、そのとき労働
者はそれを聞くかどうか

① 子分の中でも階級の上の者と下の者という区別があるか

② それはどういう名稱でよばれるか

③ 子分同志の間で兄弟分の盃の様なことをするか
するとすればその詳細へ特にその儀式の後には相互の呼ぶ方、ことばづかい等で差別があるか

④ どういう子分が上の方の地位になるか（子分になつてからの年数だけで決めるのか、その他にも決定の要因があるのか）

⑤ 子分はへ上、中、下等の数クラスに分れるだけ
でなく、一人一人の「序列」が決つてゐるか、もし決つてゐるなら、それはどういう要因で決るか

それが愛動するのは、どういう場合か

⑥ 子分の間の上下関係は服装、食事、住居、寝具、入浴等の関係でどういう区別となつてあらわれるか

⑦ 子分一同が一所に集るときは、座席の順位はどうなるか

⑧ 上の者は下の者を、下の者は上の者をどう呼ぶか

⑨ 上の者と下の者との間のことばづかいは対等か
差別があるか（参考）

⑩ 下の者が病氣又は負傷したときは上の者は面倒をみるか

④ 下の者は上の者に金を貸して貰うことがあるか
(⑤参照)

⑤ 上の者は下の者の結婚の世話をするか

⑥ 下の者が 戦災 火災等々合つたときには上の者は世話してやるか

⑦ その地上の者は下の者の面倒をみてやることかあるか

⑧ 下の者は上の者のところへ一定の日に挨拶に行くか (⑨参照)

⑨ 下の者は上の者のところへ何か品物を贈るか (⑩参照)

⑩ 下の者は上の者のところへ手紙に行くことかあるか

るか (⑪参照)

⑪ その他に下の者は上の者に対する勤めとしてどういうことをするか

⑫ 以上の他、子分同志の間の肉係を守らねばならぬ症があるか、もしこの症にまひたときはどうなるか

⑬ 子分のうち、上級の者だけが会のようなものをつくつてゐるか、もしそのようなものがあるば、それについての詳細へ特にその会の機能は上級の者が、下級の圧力が、横の肉係での独占的地位の維持に注意し

⑭ 上級の子分のなすべきことばどのようなことか

（仕事の指図 子分でまづいことがあつたとき親分にとりなしをする。子分一同に代つて親分と何か交渉する等）

⊗ 子分は親分に対し不平、不服、あるいは要求があるときはどうするか。子分たちが相談の上（団体交渉的）に申入札又は要求をするか。親分のところへは誰が行くか。どういふ風に交渉するか。それとも団体交渉でなく、子分の一人一人が親分に要求あるいは款願するのか。交渉或は款願のとき、どういふ文句でするか。

⊗ 子分違が（⊗）のごとき場合も含めて、横の団結をして親分に対抗することはあるか。もしあればその

り詳細、そういうことは悪いことか。もしそういうことが行われたいら、どうなるか。

⊗ 親分が貸銀や配給物資の頭をはねることは悪いことではないか。子分はそれを何とも思はないか。もし悪いこと、思ふなら、子分はそういうことを止めさせるため、何とかしないか。それに対し親分は何と思うか。又どうするか。

⊗ 親分、子分が一緒に飲食するのはどういふ場合か。正月、一つの仕事のはじめと終り等、どでするか。費用は誰が出すか。その時に盃やり、とりをする。手うちをする。特定の歌を唄う等の決つた故事があるか。

⑤ 親分の親分と子分との間には超變動的な関係が直接的な人的關係があるか（テオマの頃親分はから類推して聞くこと）

⑥ 親分がケンカの調停をした場合にその調停内容に不明のある子分はどうするか

⑦ 親分、子分の縁が切れるのは、どういふ場合か、又どういふ風にして切れるか（盃を返す等の儀式があるか）

⑧ 子分が親分との縁切つて別の親分の許に行くか、その子分となることがあるか、そういうことは悪いことではないか、もしそういうことが行ければ、以前の親分はどうするか

⑨ 親分の死んだときは、子分たちの場合はどうなるか（バラバラに解散するか、誰かあつとを立て、結合關係を維持して行くのか、後の場合ならば、どういふ者が、どういふ手續、儀礼であつとを継ぐのか等）

⑩ 親分の指揮下にある労働者の中で、子分でない者がいるか、その名は何か、何というか

⑪ 子分でない労働者と子分との間にはどういふ違いがあるか

⑫ 子分でない労働者と親分との間の關係について、上の各項に準じて詳細を聞くこと

⑬ 飯場の中で、指図はどんな人がするのか

⑤ 皆が仕事に行つた時、飯場に残る人はどういふ人か。

⑥ 飯場内の階層は何により定まるか
兄弟分
暴行

⑦ その他に飯場は成文不文の規則はあるか。

第七章 仁義

一 ① 盃を交したか。

② 何人の子分を持つてゐるか。その中に盃を交した子分は何人あるか。

③ 盃を交した仲間が特殊なことがあるか。へ刺さあけてこ。

④ 兄弟分の盃はかほしたことがあるか。親分子分

の時と異うか。盃をむらうとその關係は何時まで続くか。

二 ① 喧嘩が仕事の上でおこるときはどんな場合か。

② 仕事以外の時はどんな場合か。

③ 縄張り争いからなる事があるか。

④ 喧嘩をしなさいですましてさく。とどうなるか。

三 縄張り

① 縄バリとほどういうことか。

② どういう縄バリがあるか。

③ どうして定つてゐるか。

四 仁義

① 如何なる場合に仁義をきるか。

③ その内容はどんなものか 渡り者の来た時の仁義はどうきるか

④ きればどうい、う効果があるか、きらなければどうなるか

五 入ぎみ

① 入文してゐる者は何割位あるか

② 何故入文したか

③ 消した者は何故消したか

④ 入文の模様はどんなものがあるか

⑤ 模様の大小と身上の上下の關係はあるか

⑥ 何々一家の入文は何が定つたものがあるか

F 現場關係

第一章 募集 — その條件と賃銀

① 何年位この仕事をしてゐるか

② 募集された時 前借したか 証文があるかその額

の額

③ 送金をしてゐるか その額 何時どういふ方法でするか

でするか

④ 送金額は家計に於てどの位助になつてゐるか

⑤ 年期契約があるか するとすれば何年か

⑥ 出稼の場合一期間どの程家元持つて帰るか

⑦ 賃銀は出来高か 請負か

⑧ 本給と手当はいくらか

⑨ 賃銀の前借はあるか

- ① 前借をどうして返済するか
- ② 貸銀の前借の額
- ③ 貸銀から天引される時どういふ各目であるか
- ④ 貸銀は何時支拂はれるか
- ⑤ 貸銀に因して紛争があるか どの時どういふ
て解決するか
- ⑥ 罰金があるか ある時はその額 罰金制度は明
文か習慣か
- ⑦ 罰金の貸銀に対する比率
- ⑧ 罰金の恩惠的免除があるか
- ⑨ 罰金制度をどう考えるか (感想)
- ⑩ 病氣 負傷等のとき 賃銀はどうなるか

第二章

- ① 傷害補償は如何にして行はれているか
- ② 機械 道具 作業工程
- ③ 機械道具等の所有関係の表を作る
- ④ 機械 道具は誰が持つているか その使用料、
賃料はどうなっているか
- ⑤ 各職場に於ける経年数 出稼 営業の構成(表)
- ⑥ 各職場の熟練 不熟練労働者の配置(表)
- ⑦ 最少作業単位の構成 機械 道具の配置(表)
- ⑧ 最少作業単位の割振りを誰が如何にして行うか
- ⑨ 各作業行程の延人数と仕事の量
- ⑩ 親方から勤けと命せられた時断るか その時は
どういふ時か 断ればどうなるか (親方の処置)

F. 意識形態

第一章 政治社会

- ① 進駐軍の態度をどう思うか 又その出す命令に ついてどう思うか
- ② 天皇制についてどう思うか
- ③ 共産党をどう思うか
- ④ 選挙に行くかどうか 行かないとすれば何故か
- ⑤ 何党に（又は誰に）投票するか 選挙の結果に ついて興味を持つているか
- ⑥ 親方は若い衆から強制されるような事はなにか もし強制されたらそれに従うか
- ⑦ 君と乾分とは対等と思うか 何故乾分には頭が

出さないのか

- ⑧ 戦争がすんだら土建の気風はどう変わったか
- ⑨ 民主主義とは手近にはどんな事だと考えるか
- ⑩ 警察についてどう思うか シヤクだがどうにも 仕様がなれと思つてゐるのか 巡査になりたいと は思はないか

第二章 道徳 宗教

- ① 何が名誉とされているか どうすれば男がよる か
- ② 何が恥と考えられるか へ皆に軽蔑される のはどんな事か
- ③ 貴方は何か信仰しているか 又飯場の中は何か

神棚か何かへ迷信施設が設けてあるか。皆これ
を拜むかどうか。又神社やお寺のお守札が貼附
してあるか。それは誰がやつた事か。
④ 又貴方はお守札を持つてゐるか。平常お寺や神
社にお参りするか。又命日やお彼岸には墓参りを
するか。

第三章 労働

- ⑤ 皆が一緒に特に信仰していか神佛はないか。
- ① 現在の生活に満足してゐるか。将来ずっと仕事
を続けたいと思ふか。
- ② 貴方はなぜ工場へ行つて働かないのか。又何故
田舎を帰らないのか。農村の生活と今の生活とど
ちがが愉快か。又働き甲斐があるか。

- ③ 近頃地主の土地を取り上げて小作人に売つてい
る事についての思ふか。
- ④ 賃銀はどの位貰つたら良いと考えるか。
- ⑤ えつと人商らしき生活をする為に賃銀をふやし
て貰いたいとは思はないか。
- ⑥ どの要求を出すとしたら誰か出すのか。又それ
より田舎を帰るか。
- ⑦ 貴方達が團結する為に労働組合をつくりたいと
思はないか。
- ⑧ 最近しばしば行はれるストライキついてはど
う思ふか。貴方達はストライキがやれるか。やれ

ないとするればそれは何故か。ストライキによつて
賃銀をふせしえいと考えないか。

⑨ ストライキが出来るやうにする為にはどうすれば
よいと考えるか。

⑩ 機械を使つて仕事を早くする事は資材が反材か、

⑪ 突貫工事や残業は進んでやるのか。それともい
やだが、親分の命令で仕方なしにやるのか。

第四章 生活、文化

① ラジオを聞くか。聞くとすれば何を聞くか。何
が一番面白いのか。

② 新聞をよむか。何新聞を讀んでいるか。

③ 映画や芝居を見るか否か。見るとすればどんな

ものを見るか。その回数ほどの位か。最近見たい
もので良かったと思ふものはないか。又見るときは
誰と一緒に行くのか。

④ 雑誌、小説を讀むか。どんなものを讀むか。そ
の中心でどんなものが好きか。

⑤ 講談、浪花節、度々逸、歌謡曲、録音音楽、漫才、
落語等の中で何が一番好きか。

⑥ 趣味は何か。(一覽表、提示、様状の事)

⑦ 家族を呼寄せたいと思はないか。又飯場を出て
通いになりたいと思はないか。

⑧ 飯場の生活のどこさどういふ風にしたいか。

⑨ 一番楽しい事、一番嫌な事は何か。

⑤ 設けて欲しい娯楽設備は何か
④ 夜の時間は何に使いたいのか

C.T.S.の資本勘定

のどと云う事を屢々言明してゐる。下から予算上の問題、物物面
 の問題も安本より大蔵省に呈出する前にC.T.Sへ送附して置けよと言
 つてゐる。之には尙論異議はないのであるが、之等が如何に査定せられ
 たかと云うに、昨年度に於て

各事業毎の然も工事件名毎のプロシエクトシートをとつてへ之は総数
 に於て約一万五千枚に達した。個々の内容を予算査定に當つて検討し始
 めたので有る。此の資料作成は運輸省各部署が約一ヶ月に亘つて数百人
 の手を煩はしたものである。右の如き検討を屢々三人に於てを事
 は不可能であつたのである。此のため、此の提出せられたる資料は二月

より七月に亘つて検討せられた未結論は出なかつたのである。
 一方日本政府は昨年度資本勘定予算を五二億と査定し、E.S.S.
 財政部との交渉を開始した。財政部もC.T.S.が目下検討中である

からといふ理由で継続工事は除々にやつて宜しいかといふ事では結論を暫
らくはは与へなかつたのである。 然るに議會に予算を提出すべき時期も残
り少なくなつたため、財政部に於ても、日本政府に回答すべき義務を感
じ、財政担当のマ、グラフリン氏も自らC、T、Sとの交渉に乗り出し
たのである。 その后一週間位して六月中旬にC、T、Sは五二億中
十九、五億は項目審議未了故ペンディングとし予備費とする事によつて
承認する旨返答があつた。(資料を参照)

又此の予備費は科目の全部を削減せる部門が多かつたため、工事の
完成せるものも支拂不能に陥つた許りでなく、給料の支拂も亦不能にな
ると云う窮境に立至つた。 それでE、S、Bは再度E、S、S財政部と
打合せ予備費解除を閉会中にして貰いたいと云う折衝をした。 マ、グ
ラフリン氏もその事は確かに困るだらうと云つて再三再四C、T、Sを訪
水之が解除に六月末やうやく成功したのである。

四 一方政府に於ては物價改訂を研究し、新物價体系を確立し七月之を發

表したのである。之に基く追加予算は各事業共必至となつたのである。

尤も此の新物價体系に基く追加予算の給付を各事業に分配することは財政の件が許
さぬといふので、わが國もこの種々研究し、大蔵省も折衝の上、資材
資金の種々事業との関係等から研究し一應約四八億追加と決定して
再びE、S、S、C、T、Sと再交渉したのである。

四 恰も此時司令部の見解と違つてインフレ抑制のための健全財政の確
立、事業独立採算制堅持の立場から、財政資金の圧縮方をマ元帥自ら各
省の長官將星を集めて訓示したものの如く、俄かにC、T、Sは更に改
版せり、始めは追加を認めずと運輸省に申入水したのであるが、わが
水も運輸省と共に努力し追加額三三億を認め、貰う事になつたのであ
るが、此のためがサリイン聴風其の他の災害費の追加要求すら打切らざ
るを得なかつたのである。之が当初事業量は約四のパーセント減少とな
り、経済緊急対策としての輸送が確保の問題は着しく歪められ水た許りでな
く、予算の均衡は着しく破れたので有る。

田 要之、C・T・Sは財政金融の専門家であつて、我國の財政金融の全般を理解してわかる措置を講ずるのであるは猶折衝の余地、方法もあらうけれども、下の査定するならば、吾々國民経済は著しく歪められるであらうし、不幸にして現下の輸送力確保が、再生産の過程に果す比重は非常に大である處に、何となくしてC・T・Sの管見を是正する必要があると思ふのである。

丙 然し下り、若し従来のC・T・Sとの交渉の結果より受け取れた我々の印象が誤であつて、G・H・Qに於て別の政治的意図の下に、かかる措置が採られてゐるのであるは議論は自ら異つて来るのであつて、若し交渉中適當な機会が有れば、此の問題を一應質問して貰ふ度いと思ふ。

又若し財政の件の問題はE・S・Sに任して、C・T・Sとしてはこの枠内で運輸省に対する内面指導をして貰ふ事を、わが水物課として希望するのである。

<p>(積安 獲得貨幣) 培道團中利子 補 八、罹災救助基金 (神奈川縣) 燒却地之整理費 (小田原所外之所) 利子補給 5. 元利保証 東京及横浜市</p>	<p>口 荒 森 林 地 業</p>
<p>其他債田 商 工 省 上場 店舗設備 運輸資金其他 逕 修 省 郵便局令 田 築 架 5. 産業助成 農 林 省 商 工 省 所管分補助</p>	

昭和十年 風水害	土木費補助	災害復旧	応急事業	土木費借入金元利補助	災害復旧	応急事業	災害復旧費其 他諸費借入金 (五十年)	利子補給	災害復旧
昭和十四年 関東地震	警備費及救護費補助	土木費補助	災害復旧	応急事業	土崎港修築	災害復旧費其 他諸費借入金 (二十一年)	災害復旧	応急事業	預金却地方 預金貸付
昭和十五年 関東関係	救護費補助	国庫補助	土木費補助	種苗購入費其 他	災害復旧補助	預金却地方 預金貸付	内務省	災害土木	応急事業 歳入欠陥補填
昭和二十年 静岡市	警備費及救護費補助	土木費補助	災害復旧	応急事業	災害復旧費其 他諸費借入金 (三十二年)	公共遊歩場復旧	土地区劃整理	歳入欠陥	其の他
昭和二十年 山口県津波風水害	国庫補助	災害土木	復旧事業	縣工事(八割)	市町工事(八割)	災害事業(五割)	耕地復旧	潮堤堤防	縣工事(割未) 市町工事(九割)

其の三

<p>昭和三十八年島根縣火害 〇 縣 二 事 (九割) 〇 市町村 二 事 (九割) 〇 雜 費 (九割) 應急土木費 縣 工 事 (三分の二) 市町村 工 事 (三分の二) 災害助成河川施設費 (三分の二)</p>	<p>昭和三十八年島根縣火害 〇 縣 二 事 (九割) 〇 市町村 二 事 (九割) 〇 雜 費 (九割) 應急土木費 縣 工 事 (三分の二) 市町村 工 事 (三分の二) 災害助成河川施設費 (三分の二)</p>
<p>昭和三十八年島根縣火害 〇 縣 工 事 (九割) 〇 市町村 工 事 (九割) 〇 雜 費 (九割) 應急土木費 縣 工 事 (三分の二) 市町村 工 事 (三分の二) 耕地復旧 五ノ内米箱 (五割)</p>	<p>昭和三十八年島根縣火害 〇 縣 工 事 (九割) 〇 市町村 工 事 (九割) 〇 雜 費 (九割) 應急土木費 縣 工 事 (三分の二) 市町村 工 事 (三分の二) 耕地復旧 五ノ内米箱 (五割)</p>
<p>昭和三十八年島根縣火害 〇 縣 工 事 (九割) 〇 市町村 工 事 (九割) 〇 雜 費 (九割) 應急土木費 縣 工 事 (三分の二) 市町村 工 事 (三分の二) 耕地復旧</p>	<p>昭和三十八年島根縣火害 〇 縣 工 事 (九割) 〇 市町村 工 事 (九割) 〇 雜 費 (九割) 應急土木費 縣 工 事 (三分の二) 市町村 工 事 (三分の二) 耕地復旧</p>
<p>昭和三十八年島根縣火害 〇 縣 工 事 (九割) 〇 市町村 工 事 (九割) 〇 雜 費 (九割) 應急土木費 縣 工 事 (三分の二) 市町村 工 事 (三分の二) 國民生活復旧費 (三分の一)</p>	<p>昭和三十八年島根縣火害 〇 縣 工 事 (九割) 〇 市町村 工 事 (九割) 〇 雜 費 (九割) 應急土木費 縣 工 事 (三分の二) 市町村 工 事 (三分の二) 國民生活復旧費 (三分の一)</p>

<p>住宅復旧資金 又 其 他 租税の減免 分限税 等 考</p>

○印元利補給の対象は
 市町村に在りては、事業費を
 4. 政府資金
 付

昭和十九年島根縣風水害	昭和十九年 島根縣外五縣 震災	昭和二十年震災 震災	昭和二十一年 南海震災
營備費及救 護費補助	營備費及救 護費補助	營備費及救 護費補助	
二國庫補助	二國庫補助	二國庫補助	
土木復旧費	土木復旧費補助	土木復旧費	
縣工事 (九割)	縣工事	縣工事 (八割五分)	
市町村工事 (九割)	市町村工事 (八割五分)	市町村工事 (八割五分)	
港灣復旧費 (九割)	其の他 (七割)	耕地復旧費	
死傷救済費	市町村工事	耕地復旧 (五割五分)	
縣工事 (三分の二)	市町村工事 (八割五分)	公共施設 (七割)	
市町村工事 (三分の二)	其の他 (七割五分)	設備費 (五割)	
耕地復旧費	耕地復旧費	復旧建物 (三分の一)	

其の五

高率補助に依る災害復旧土木事業府縣別工事費調

災害別	府縣名	工費		補助率	町村工費		補助率
		工費	補助率		町村工費	補助率	
間疎(大正十二年火災)	東京府	一八〇二八九九	八〇	三三三三三一	八〇		
	神奈川県	一一六三四三〇三	八五	一三、〇二、三三、一	八五		
	千葉県	七四七、三八三	七五	一〇、〇三、八八、六	七五		
	埼玉県	五八二、〇三五	七五	八、一、二、二、八	七五		
	静岡県	九三、五〇三	七五	三、五、六、九、三	七五		
	山梨縣	一、六九八、五三四	七五	六、三、九、五、八	七五		
		一、四〇〇、八八五		一、五、八、八、五、三、一、五			
奥丹後(昭和二年)	京都府	二、四九一、八四三	八五	一、二、五、九、三、〇	八五		
計		二、四九一、八四三		七、三、五、九、三、〇			

鳥取縣 (昭和十八年)	計	鳥取縣	九八二二三	九〇	三〇二四〇八	九〇
"	計	熊本縣	三五九九七五		一八二一八二〇八	八〇
"		岡山縣			一六九五二五	八〇
"		廣媛縣			八五一〇三二	八〇
"		廣島縣			三九六三〇一	九〇
"		大分縣			一〇九六二二	八〇
"		長崎縣			三〇九七七八	九〇
"		福岡縣	六二六二八九七	七五	三〇九七七八	九〇
"		広島縣	二〇四二二〇〇	七五	二一八二二三五	九〇
計		鳥取縣	九八二二三	九〇	三〇二四〇八	九〇
計		熊本縣	三五九九七五		一八二一八二〇八	八〇
計		岡山縣			一六九五二五	八〇
計		廣媛縣			八五一〇三二	八〇
計		廣島縣			三九六三〇一	九〇
計		大分縣			一〇九六二二	八〇
計		長崎縣			三〇九七七八	九〇
計		福岡縣	六二六二八九七	七五	三〇九七七八	九〇
計		広島縣	二〇四二二〇〇	七五	二一八二二三五	九〇

三陸道 (昭和八年)	計	宮城縣	四八二〇五〇	八五	六四三四三	八五
三陸道 (昭和八年)	計	岩手縣	四三八一四六	八五	一五二九三一	八五
三陸道 (昭和八年)	計	秋田縣	九六七四三三	八五	五五〇七六	八五
三陸道 (昭和八年)	計	山形縣	九六七四三三	八五	五五〇七六	八五
三陸道 (昭和八年)	計	福島縣	二六六九四九五	八五	一〇九二七七八	九〇
三陸道 (昭和八年)	計	靜岡縣	二一八二六六七	八五	四三〇〇四八	八五
三陸道 (昭和八年)	計	神奈川縣	八二〇六三一	八五	八四七五五	八五
三陸道 (昭和八年)	計	東京府	一三一三〇一六	八五	三四五三九四	八五
三陸道 (昭和八年)	計	千葉縣	二一八二六六七	八五	四三〇〇四八	八五
三陸道 (昭和八年)	計	茨城縣	四八二〇五〇	八五	六四三四三	八五
三陸道 (昭和八年)	計	栃木縣	四三八一四六	八五	一五二九三一	八五
三陸道 (昭和八年)	計	群馬縣	九六七四三三	八五	五五〇七六	八五
三陸道 (昭和八年)	計	山梨縣	九六七四三三	八五	五五〇七六	八五
三陸道 (昭和八年)	計	長野縣	二六六九四九五	八五	一〇九二七七八	九〇
三陸道 (昭和八年)	計	新潟縣	二一八二六六七	八五	四三〇〇四八	八五
三陸道 (昭和八年)	計	富山縣	八二〇六三一	八五	八四七五五	八五
三陸道 (昭和八年)	計	石川縣	一三一三〇一六	八五	三四五三九四	八五
三陸道 (昭和八年)	計	福井縣	二一八二六六七	八五	四三〇〇四八	八五
三陸道 (昭和八年)	計	岐阜縣	四八二〇五〇	八五	六四三四三	八五
三陸道 (昭和八年)	計	愛知縣	四三八一四六	八五	一五二九三一	八五
三陸道 (昭和八年)	計	三重縣	九六七四三三	八五	五五〇七六	八五
三陸道 (昭和八年)	計	滋賀縣	九六七四三三	八五	五五〇七六	八五
三陸道 (昭和八年)	計	京都府	二六六九四九五	八五	一〇九二七七八	九〇
三陸道 (昭和八年)	計	大阪府	二一八二六六七	八五	四三〇〇四八	八五
三陸道 (昭和八年)	計	和歌山縣	八二〇六三一	八五	八四七五五	八五
三陸道 (昭和八年)	計	奈良縣	一三一三〇一六	八五	三四五三九四	八五
三陸道 (昭和八年)	計	和歌山縣	二一八二六六七	八五	四三〇〇四八	八五
三陸道 (昭和八年)	計	鳥取縣	四八二〇五〇	八五	六四三四三	八五
三陸道 (昭和八年)	計	島根縣	四三八一四六	八五	一五二九三一	八五
三陸道 (昭和八年)	計	岡山縣	九六七四三三	八五	五五〇七六	八五
三陸道 (昭和八年)	計	廣媛縣	九六七四三三	八五	五五〇七六	八五
三陸道 (昭和八年)	計	廣島縣	二六六九四九五	八五	一〇九二七七八	九〇
三陸道 (昭和八年)	計	大分縣	二一八二六六七	八五	四三〇〇四八	八五
三陸道 (昭和八年)	計	長崎縣	八二〇六三一	八五	八四七五五	八五
三陸道 (昭和八年)	計	福岡縣	一三一三〇一六	八五	三四五三九四	八五
三陸道 (昭和八年)	計	佐賀縣	二一八二六六七	八五	四三〇〇四八	八五
三陸道 (昭和八年)	計	熊本縣	四八二〇五〇	八五	六四三四三	八五
三陸道 (昭和八年)	計	鹿兒島縣	四三八一四六	八五	一五二九三一	八五
三陸道 (昭和八年)	計	宮崎縣	九六七四三三	八五	五五〇七六	八五
三陸道 (昭和八年)	計	鹿児島縣	九六七四三三	八五	五五〇七六	八五
三陸道 (昭和八年)	計	那霸縣	二六六九四九五	八五	一〇九二七七八	九〇

東海地方震災
(昭和十九年)

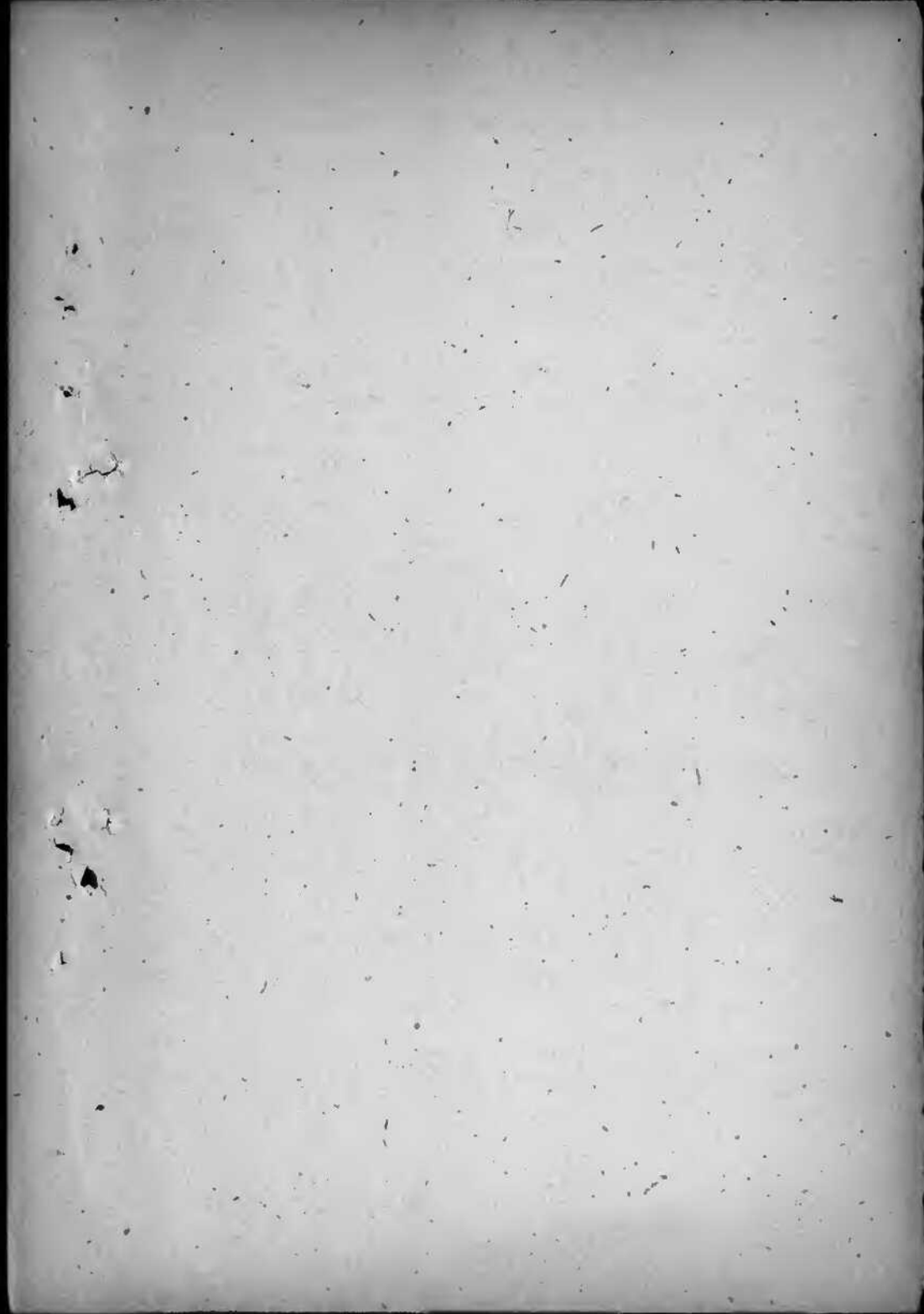
三重縣	愛知縣	靜岡縣	島根縣	大分縣	福岡縣	山口縣	富山縣	新潟縣	福島縣	計
四一三、三、六	二一四、三、四一	七二、五、三九	九一、九、二、四一	一四四、八、四、五	三三八、三、四九	一八、三、三、三、六	一四、三、三、八、四、九	五、四、九、六、二、〇	六、七、四、六、八、三、一	六、三、三、〇、三、三、四
八五	八五	八五	九〇	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
五八三、四、三五	一九、九、六、八〇	一八〇、六、五〇	三六、一、九、九、五、三	一〇、八、四、九、〇、六〇	一、五〇、二、〇、八、八、八	五、九、三、三、二、一、八	一、一、五、三、六、九、一、六	九〇、五、二、九、八	三、六、七、九、七、三	六、一、〇、三、九、一
八五	八五	八五	九〇	八〇	九〇	九〇	九〇	八〇	八〇	八〇

風水
(昭和十八年)

山形縣	秋田縣	宮城縣	岩手縣	宮崎縣	大分縣	山口縣	広島縣	島根縣	愛媛縣	計
四一、五、八、三、九、八	五、七、五、七、五、四、九	六、九、八、八、五、一、三	五、二、二、六、〇、五、六	八、七、四、九、三、〇、四、四	四、五、九、六、三、六、七	九、九、三、六、一、四、三	七、三、四、九、一、九、五	一〇、三、一、三、〇、〇、六	三、六、七、〇、四、四、〇、〇	一、八、五、九、九、九、三、三
八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
一、二、五、六、一、〇、六	五、一、七、三、九、一	一、三、九、六、四、六、三	一、二、五、五、二、〇、一	三、三、四、三、九、八、三、三	九、一、六、五、七、七、七	四、一〇、六、三、九、五	二、三、三、三、五、九	三、六、五、四、三、五、九	一、七、三、六、七、四、〇、八	四、一、二、二、四、三、五、七、〇、〇、一、〇
八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇

昭和一八島取震火	昭和一八島取震火
島	島
根	根
縣有建物復旧費 災害土木復旧費 直轄河川災害復旧負担金 災害応急対策基金 災害土木復旧費 応急対策工事費 災害対策助防費 荒廢林地復旧費 縣有施設復旧費	縣有建物復旧費 災害土木復旧費 直轄河川災害復旧負担金 災害応急対策基金
元利	元利
九〇	九〇

昭和一八風水害	昭和一八風水害	昭和一八風水害	昭和一八風水害
愛	島	秋	青森外十二縣
坂	根	田	同
土木復旧費 荒廢林地復旧費	災害土木復旧費 災害応急対策工事費 直轄河川災害復旧負担金 災害対策助防費 荒廢林地復旧費 縣有施設復旧費	災害土木復旧費 災害応急対策工事費 直轄河川災害復旧負担金 災害対策助防費 荒廢林地復旧費 縣有施設復旧費	災害土木復旧費 災害応急対策工事費 直轄河川災害復旧負担金 災害対策助防費 荒廢林地復旧費 縣有施設復旧費
利子	元利	利子	利子
一〇〇	九〇	一〇〇	五〇一〇〇



建設事業の真相 (未定稿)

建設局計画課
湯川部員

209

目次

第一 経済再建と建設事業

一 建設事業の役割

二 公共事業

三 建設計画の制約条件

四 総合計画の必要

第二 建設事業のすがた

一 近年の建設事業の推移

二 公共事業費の構成

三 建設の基盤

概説

(一) 生産施設

(二) 交通施設

(三) 生活施設

第一 経済再建と建設事業

一 建設事業の役割

さきに発表された経済実相報告書は、わが国は土地と資本設備と人
力という三つの生産要素の何れもその能力を低下しているために再生産
の規模がだんだん小さくなりつゝあると警告している。云いかえれ
ば経済再建はこの三つの要素の能力回復にかゝつてゐると云うこと
である。またこの三つの要素のうち人力については労働者が自願に汗
して働く熱意が出る様を体制があればそれだけでも生産性の回復に大
きな影響を及ぼすことが出来るとも云つてゐる。人が熱心に働く気持に
なるのは種々の条件があるが住居の安定とか体養設備、文化設備等
も現在では最も大きい要素である。
これらの建築や設備のためには、それに適切な計画と資金と資材とが
いることは云う迄もない。それでは他の二つの要素はどうであらうか
土地も生産の要素として役立ったためには何らかの人工を必要とする。

まして機械とか工場建物と云うやうな資本設備は適切な計画と資金、
資材と之を實施する技術とが要る。

そうすると経済再建の過程には適切な計画と資金と資材と技術とが有機的に結合して大きな役割を果すのだと云うことがわかる。われわれはこの四つの要素の有機結合によつて生産手段を作ることとを広く建設事業と呼んでゐる。

この建設事業は大きく分けて二つになる。その一つは云はば社会の生産力の外延や基盤を維持増強する作用を持ち、総資本の立場からは絶対必要なるものであるが、資本の価値増殖行程には直接の關係をいと見做されるものであり、云いかえれば公共的な性格のものである。他の一つは個別資本に属して直接資本増殖にあずかる種類のものである。

勿論この分類はその属する社会の体制によつても或いはその各々の事業の程度によつても必ずしも嚴格に分ち得ない場合もある。然し下の叙いた意味で一般に建設事業と呼ぶ時は前者を想定してゐる。例えば鉄

道、道路、通信、港湾、発電設備、公共建築、公共住宅等の建設、改良維持、及び水利水、南望、土地改良若しくは産業施設の災害予防復旧等に關する所謂産業上建設業が之に入り、炭坑とか肥料工場とか云ふものは後者に属するものとして入れていない。

現在のわが国は甚大な戦災を蒙つたばかりでなく、多年に亘り維持補修の低下及び引続く天災のため国土の荒廢は其の極に達してゐる。

この現況から見て今後の建設事業は荒廢した国土を急速に復旧すると共に、復員引揚げ及び人口の自然増加等を考慮して戦後の縮小された領土内に最少限度の国民生活を保持するためには必要なる事業をなすればならない。この建設事業を大別すれば先づ(一)基礎産業の再建のためには必要なる電力、農業、水産、林業等直接生産のための施設及び(二)鉄道、港湾、道路、通信等の交通施設の建設、次に(三)国土の荒廢防止に必要なる治水、治山、災害復旧等(四)国土保全施設の建設、更に(五)国民生活最低限確保に必要な都市復興、住宅、学校、病院、其の他行政治安等のた

必要な施設等文化厚生施設の建設等である。

二、公共事業

前にかれたようにこの様な建設事業は元来公共的な性格を持つてゐるが更に厳密にこの中が国が直接行ふか又は国が補助する事業を公共事業と呼んでいて、公共建設事業の性格がはっきりしている。そして之はその性格から云つて財政と深い関係に立っている。現在の様に国全体の経済力の低下して居る時に於ては、この様に財政に依存する建設事業の持つ意義は特に大きいのである。公共的な建設事業は前述の如く総資本の立場から見ても又は再生産の総行程より見て絶対必要であるに拘らず個別資本の能力を越えてゐると云ふ事実によつて国家又は公共団体の手で行われ所謂公共投資の形で賄われると云ふことのためには公共建設事業の本来的生産性から遊離した消費事業として実施される場合が起り得るのであつて、特に財政支出として計画される公共事業に於ては、民生安定の政策としての失業救済事業と混淆せらるる場合が尠

くない。

公共事業が失業者に就労機会を提供することは明らかであるが本来失業救済の一環として計画されるべきであるが、又は経済再建を主眼とする計画であるべきかはその位置する国民経済の情勢により異なる。これはならぬのである。わが国現下の経済段階に於ける公共事業のあり方は前述の何れの事業に於ても経済再建上最も緊急な計画を選択し、急速且効果的にその事業を遂行することを得なければならぬのであつて、労働市場の偏向によつて計画がゆがめられてはならぬのである。このことに就いては終戦後わが国の公共事業の出發に当り一応失業救済対策の一環として取上げられて居りながら、公共事業の實施個所の分布と失業者群の分布の相違を主たる原因とし、加ふるに商売や商店賃金の横行下に於て標準賃金によつて就労しようとする實質可働失業者が少いことや僅かにその意欲の刺激昂場に役立つ加配米や報労働物資等の供給と、これも極めて不十分なるがために失業者を公共事業に活用し

ようとすることは成功していないと云う現象は是にわが国現下の
公共事業のあり方を表明しているものである。

三 建設計画の制約条件

この様な建設事業を国民経済の現段階から進めるには先づ、建設に必
要な資金と資材が如何なる状態に於て供給されるかと云うことを考慮
しなければならぬのであつて、之等のことは領土の喪失と生産手段
の減退と云う現実、及び云は、絶対的なる経済外的条件として生起して
いる所の終戦処理費に關する問題との関連に於いて把握されなければ
ならないものである。

先に述べた建設事業の性格から見ても、たとえそれが産業の基礎となる
ものであると云つても、一般産業に對するものに比較して、不当に
多くの資材資金を建設に充当することは長期的に見ればかえつて全体
の復興を遅延せしめることになると云ふことは言う迄もない。
又財政支出に基く所の公共事業費であつても、國庫の支出のみならず

地方債の消火能力及び其の他地元負担能力等を考慮しなければならぬ
のであつて、その結局は国民所得の中で幾何が建設部門に廻し得る
かと云う負担能力に依るものである。かくして、インフレーション昂進
下に於ける建設計画として、あくまで短期に資金資材が活用されて、
再生産過程を還流せしむべきことが要請せられるのである。

四 総合計画の必要

経済再建上緊急な計画を効果的に遂行すると述べたが、これは各々の事
業に對してと同様に、若しくは、夫れ以上に各事業相互の有機的な自
連を考慮して総合的に計画し実施する必要がある。今迄わが國では各
事業の分野毎に全国的な計画の中優先順位のものから実施してはいるが
之では實際には各々の目的によつて施行地域が必ずしも一致せず木材
生産と搬出道の未整備とが、山林の植伐、治水、灌漑等の一還性の存
在計画等によつて貴重資材と時とを無駄にするものが往々にし
てあつた。治水、発電、道路、林産開発、前墾等が総合的に行われ

初めて各々が単独では経済効果低位のもものが有利に実施出来ることにならる。

更に、このような総合計画によつてのみ、従来開発採算上未開発のまま、放置されざるを得なかつた資源の活用を招来することが出来る。いま、述べたことを言ひがえれば建設事業は国土と資源とを総合的に保全し、その開発利用を國々の國民經濟の発展に寄与し、そのものであると云ふことが出来る。

第二 建設事業のすがた

一 近年の建設事業の推移

文記や産業の発展と共に建設事業も発展するものが当然であるが、この近年の狀態をわが國の財政との関連から眺めて見ることにする。財政支出による建設事業は建設事業の総体ではないが、財政は國の活動の一つの代表的表現であるから、この中に占める建設事業の大きさを見

ることは建設事業の推移を観るために意義のあることである。

財政支出によるものでも国有鉄道とが通信の根に特別会計はなつていゝるものと其の他の一般会計に屬するものとある。一般会計に屬するものは昭和二十一年以来公共事業費として計上されてゐるが昭和元年以来の一般会計の決算額とその公共事業に該当すると認められるものは第一表に示す通りである。又参考のため臨時軍事費特別会計との関係を示した。この表から明らかを様に公共事業費該当項目の一般会計総額に対する比率は昭和元年から十年迄は一割以上であつて最高は昭和三年で一割六分六厘であつた。然るに昭和十一年から日支那事變の勃発により此の比率は次第に低下し特に昭和十六年以後は大戦争のため建設の仕事は全く等閑に附され、昭和十八年は昭和三年以来最低の二分七厘に下つた。

第一表

年次	一般会計決算総額(A)	臨時軍事費決算額(B)	公共事業費に該当する費目決算額(C)	比 C/A	率 C/B
昭和元年	一五七、八二六、四三五		二二、八三〇、四三六	一三、五	
二年	一七六、五七三、〇八〇		二五〇、二一五、〇八五	一四、二	
三年	一八一、四八五、〇一一		三〇一、三八五、三四〇	一六、六	
四年	一七三、六一七、〇五五		二五七、九八五、二六六	一四、九	
五年	一五五、七八三、七三二		一五七、三三七、三四三	一〇、一	
六年	一四七、六八七、二六五		一五一、六三〇、四九二	一〇、三	
七年	一四九、五〇一、四〇、六三三		二六九、二五〇、六二〇	一三、八	
八年	二二五、四六三、三三六		二六七、〇二六、二九八	一、一八	
九年	二一六、三〇三、九〇五		二五七、四九七、二一四	一、一九	
十年	二二〇、六四七、七三三		二二二、三三〇、五〇三	一〇、一	
十一年	二二八、三六一、七五、八〇二		一九三、一五六、八一七	八、五	

億田及び一四七億ガ之等四種類の事業に如何様に配分されてゐるか、更に災害復旧費と其の他がどの様な割合に居つてゐるかを見ること、第三表への通りである。

第三表

建設事業種類別	予算額構成比率	
	昭和二十一年度	昭和二十二年
(1) 生産施設	六、七	四、一
(2) 交通施設	〇、七	八、四
(3) 国土保全施設	五、六	一、三、八
(4) 生活施設	〇、四	二、三、九
計	一三、四	八六、六
	災害復旧費	其の他
	計	計
	昭和二十一年度	昭和二十二年
	一〇〇、〇	三三、四
	六六、六	六六、六
	一〇〇、〇	一〇〇、〇
	二五、五	二五、五
	二八、五	二八、五
	八、三	八、三
	三七、七	三七、七

即ち昭和二十一年度は比し、二十二年度は予算額にしては累二倍であるが

物価、賃金の高騰により事業量は逆に減少してゐるにも拘らず、その構成に於て災害復旧費が二十一年度一三、四%なりしものが二十二年度三三、四%と激増の爲本来の建設事業は著しく減少する結果となつてゐる。これを事業種類別から見れば災害復旧を除いて生産施設に於ては二十一年度四一、五%が二十二年度二九、一%に減少してゐるが、内農か夫々三三、二%及三七、一%を占めてゐる。交通施設も八、四%が二十二年七、三%と僅かながら減少してゐる。生活施設は住宅学校の復興に精々重点を置き若干の増加を示してゐるが見るべき程度のものである。而して之等の抑制に於て国土保全施設に多くの費用を充当して二十一年度一九、四%が二十二年度二八、五%と増加してゐるのであるが更に内容を検討すれば災害復旧費と其の他費用が二十一年度五、六%から二十二年度三、〇%と激増して、基本的な保全対策は一三、八%から五、五%と激減してゐるのである。之は二十二年度の水害が特に著しかった

ことにもよるが之とて約一五〇億円の被害の三分一程度しか計上されては過ぎず国土の荒廢が加速度的に増大し今後僅少の施工能力を以ては愈々保全よりも復旧に迫る状態とならざるであらう。

因に昭和二十二年年度の一般会計公共事業費は年度当初九五億圓を計上したが其の後の物価や賃金の昂騰のため追加し一部予算を一四七億圓となつたが、国費外の負担を含め三全事業費額で見れば二二四億圓である。之に対し、産業資金は復金融資四三八億圓を含めて一、二九五億であるから公共事業費は産業資金に対し回費分だけで見れば一七％全事業費で見れば一七％に相当する。然して追加予算は物価賃金昂騰に対し年初計画の全事業量を遂行するに足りず総体的に云えば累半減している。

又同じく昭和二十二年年度の主要資材の供給力と建設部門並に一般会計公共事業に対する配当を見ると、第四表の通りである。

基礎條件を構成すべき建設が効果的に行われ居らざると云ふこと、亦大きな原因の一つとなつて居るのである。

三、建設の基盤

(一) 概説

(1) 限られた建設力を以つて各種の建設を相互に均衡を保ちつゝ、迅速且つ、効果的に計画し実施するためには、その構つて立つ所の国土の様相が適確に把握されて居らなければならぬ。既に戦前の五六%に過ぎない三八万三千平方里に縮少した領土内に外地より還流して急激に増加した八千万の人口を扶養して行かねばならぬといふ一事はよつても、從來とは異つた新たな構想の基に、国土と資源とを最も有効に活用すると共に、外国との貿易をも考慮に置いたものでなければならぬ。

(2) わが国とは太平洋の北西部に派手に張出した島々あつて中央は背梁山脈を貫き南北に長く延びて居る。気候は概して温暖である。

が夏は太平洋よりの颪風は、冬は大陸よりの季節風に曝された山地の多い国である。四面環海の島嶼であると云ふことは漁業と海運の発展の基盤となつて居る。雨量と山とは恵んで居ると云ふことは領土の割合に世界有数の広い森林と豊富な水力資源を保有し又美しい景観をなす原因となつて居る。而して下ら他面への峻峻多雨な風土は季節的有陸風と相俟つて屢々風水害を惹起し、更に之に背梁山脈を走る火山帯を因とする震害も加つて恐るべき天災国として居る。又この様な地形のため耕地は極めて少く、国土総面積の一五、二%に過ぎない。其の地は牧場及原野七四%、森林地六二、五%、其の他一四、九%の割合になつて居る。瑞典に遠かば及びぬ三八万平方里の国土に瑞典の二倍以上の八千万の人口が国土の両側に残された二%にも満たぬ平地に大部分の農村と都市とを形成して而して都市が過大に膨張して密集して居るのであつてその稠密さは世界に例がない。この中を貫く主たる交通機関と

しての鉄道が世界一の輸送密度となるのは当然と言わねばならぬ
 いである。これには工業が本土中央部に集中し動力の一面に
 る石炭が両端の九州北海道に偏在すること、大きな原因となつて
 いる。

国土の中でこの様に人口の集中してゐる地域に戦争の甚大を被害
 を受け近代産業の中心地都市は住宅を喪失し又工場交通機関
 其の他産業の基礎の一部を喪失し激行状態に陥入り更に永年荒廃
 も加つて機能的に麻痺的狀態にある。即ち換言すればわが風土上
 の悪條件が永年の戦争の災禍と協合し又そのためにそれが無制限
 に露呈されて加速度的に国土を荒廢化しつゝあるのであつてこの
 ために折角天与の資源を活用の手たてが出来得ない状態に陥りつ
 ちあると謂えるのである。

次に之等の事情を各種別毎に稍々詳細に表して見よう。

(二) 生産施設

(1) 生産施設建設の基礎として先づ挙げられるものは前述の如くわが國
 天恵の水力資源である。河川の電流水力は豐水期約一千六百万キロワ
 ット、渇水期約六百五十万キロワット、渇水期約三百五十万キロワットであつて、
 渇水期は五
 〇%以下に過ぎない。地方が國のエネルギー源として電力の外に
 石炭、薪炭等が主で石油其の他極めて少量である。産業動力として石
 炭と電力とは最も重要であると共にこの二者を総合的に最も合理的に
 利用することが必要である。わが國の石炭資源は総埋藏量に於て大畧
 一六七億噸と謂はれその中現在炭層の判明してゐるもの及推定出来る
 もの合せて約一〇億噸の内採掘可能のもの約六〇%と見て六〇億噸
 之から既に採掘された石炭約一六億噸を差引くと、今約四四億噸が信
 頼出来る採掘可能炭量と云ふことになる。而して

第五表 各種エネルギー消費量 (石炭六五〇〇、カロリー毎噸算)

年度	石炭	亜炭	石油	薪	木炭	水力電	計	人	消費(人当)
昭和五 九年平均	三三九六六	六四	三七八一	五九〇二	二〇七一	一〇六八七	五六四八一	六六三三九	〇・八五
一〇年度	四二七〇七	五九	五八四三	六一〇五	二二六三	一三、七九七	六九八七四	六九二五一	一・〇〇
一一	四九二〇	五九	五七二八	五八三四	二二三八	一四、八四四	七五六三三	七〇、二五八	一・〇六
一二	五〇九三五	六五	六六二八	六九四六	二四二六	一五、六五〇	八二六六〇	七二、二五三	一・一六
一七	五六六三九	八六五	二一三二	七四四二	二八一六	一九、三〇〇	八九、一九三	七三、一四	一・二二
二一	一七三三〇	一二九二	九一四	二、二二二	一五六七	二〇、五八〇	四三、九〇五	七二、八九四	〇・五八
二二(推定)	二二、六〇〇	一七五二	一八一	三、四八八	一、六二〇	二〇、八八八	五三、二五九	七八、〇九〇	〇・六八

注 一 石油消費量には軍需用を含まない

その賦存状態を見ると北海道四八% 本州一五% 九州三七%と国土の両端に偏在してある。又近年の採掘状態は賦存状態とは逆に九州五六% 本州一五% 北海道二九%であつて九州は賦存量の少い割に古くから開発されて老朽化してある。今後は北海道の石炭に期待されるのである。河川にしても採炭条件の困難化其の他地下資源として利用量の

限界性を考慮する時産業上貴重な石炭消費の合理化をなす必要があり、電力開発の推進がこの面から要請される。今各種エネルギーの消費状況の推移を六五〇。カロリ一の石炭に換算して示すと第五表の如くなる。即ち昭和五一年平均に対し電力消費量は倍増してあるが、他のエネルギー源の減産のため一人当の総エネルギー消費量は減じてあることとわかる。而して当時より産業規模の拡大したこと並に現在の使用効率は考慮すると燃料動力の現在の不足状態がよく判る。

第六表 本邦発電力及発電量

年度末	発電力(千キロワット)		発電量(百万キロワット時)	石炭消費量(千噸)
	水力	火力		
昭和一	一九六六	一三三七	九三三三	一、一四一
五	二七九八	一六〇三	一四、〇三四	一、三八五
一〇	三四〇八	二六三九	二二、一五五	二、七二二

第七表 地域別発電量

地域	水力		火力		計
	千キロワット	百万キロワット時	千キロワット	百万キロワット時	
本州	二、三三九	四、三五六	二、六五三	二、六五三	一、二一四
四国	七七七	四、三八	一、二一四	一、二一四	一、二一四

二	三九二四	三〇五三	六九七七	二六五八二	三七〇〇
一五	四九九七	二八八五	七七八二	三一五一〇	五七六一
一六	五二二二	二九六七	八七七四	三三八七四	四四三〇
一七	五四五五	三〇一二	八四六七	三三六一九	六一一〇
一八	五六五三	三二五〇	八七〇三	三四八三五	五三六〇
一九	五八一八	一五〇〇	七三一八	三三二〇〇	三七四〇
二〇	五九一〇	五〇〇	六四一〇	二五九五一	五一〇
二一	五九六六	一〇〇〇	六九六六	二六三七五	六三四

九州	二三七一	二二四一	四六一二
北海道	一〇六四	二二三	一一五八
計	二六四二七	七二四七	三三六二〇

註 日本発送電及九配電
全社の分

を示す「第六表」及び「第七表」の如くである。(第六表)の発電
力欄の水力は最大出力の合計で火力は昭和十八年分迄は公称能力其の
は破損や炭質の低下を考慮し実際の最大発電能力の推定数字である。現在
公称では二九〇万千瓦ワットある。火力発電は云ふ迄もなく渇水期半減
する水力の補給のためである。(第六表)により明らかになる様に昭和十

九年以降更に終戦後特にその能力の低下と配電減のため発電能力を激減し
渇水期の電力不足に陥つて農業の復興に重大な障害となつてゐるのであ
る。更に火力発電所については一部賠償請求の問題があり、この様な状
態に対し今後の水力開発は極力貯水池等のものを大規模に行ひ河川流量
の最大限の利用を図ると共に渇水期出力の増大を企図しなげればならな
い。而してこの河川流量の最大限利用は後段に述べる問題とも関係し灌
漑用水計画若しくは工業用水 其の他用水計画等との総合計画を樹立す
ると共に他面 治水 対策とも勘案して河水の総合規制計画として実施
しなげればならぬ。

② 次に土地利用の面から見ると農業と林業が挙げらる。

建設事業の断面に於て農業を見る時はその水は第一に耕地の拡張即ち
開墾 干拓等の問題であり 第二には既耕作地の収穫増加手段として
の土地改良 農業水利の問題であり 第三には消極的対策として災害
復旧である。

前述の如く耕地面積は現在国土の一五・二%（五八四四〇平方杆）に過ぎず、耕地一平方杆当りに相当する人口は一三八〇人となり世界で最も稠密である。又耕地一平方杆当りの農業者の数で見ると二三五人であつて比較的多い自耳義、和蘭等に対してさへ尚四倍程度に当ると云う状態である。わが國の過去に於ける耕地拡張の状態を見ると次表（第八表）に示す様に昭和十九年の人口は明治十二年に対し人口が約二倍に上つたのに対して耕地面積は僅かに約三割の増加に過ぎない。

第八表

年次	人口（千人）（%）	農業者数（千人）（%）	耕地面積（千町歩）（%）	一人当り耕地面積
明治一三	三〇、三三八（一〇〇）	三、一二七（一〇〇）	四、四七〇（一〇〇）	一、三
昭和四	五〇、六〇七（一四一）	五、四二二（一七四）	五、六九九（一二六）	一、二
昭和一九	七三、四六五（二三五）	五、五三七（一七七）	五、八四四（一三二）	一、一

このやうな人口増加を耕地面積の拡張を以て如何に扶養して来たかと

云へは言う迄もなく工業及或は植民地への発展及び水に開闢して食糧の移輸入等により国内生産の不足を補うて来たのである。而るに今次戦争末期に自給態勢の必要が生じ、昭和十六年より急に増産対策を取り挙げるが耕地拡張では急に間に合はぬので、土地改良に力を入水で増産して来たのであるが、戦争の結果工業的發展に著しく制約を受けると同時に朝鮮台湾等の喪失によりわが食糧自給を甚だ困難ならしめるに至つたのであつて、積極的に耕地拡張を行はなければならぬ。併し従来から耕地の甚だ不足してゐる吾が國に於て未耕地として残つてゐる土地は水だけの理由も亦ある理で、良好な開墾のためには大規模な灌漑排水施設若しくは谷土或は農道其の他設備等の條件を備へて行く必要があるであつて既耕地の復旧や土地改良と比較調整しつつ、時期的に最も効果的に増産となる如く計画を進める必要がある。

第九表 農地変動状況調

(単位町歩)

年次	減			増					
	荒地復旧	開墾	墾立干拓	荒地 自然復旧	農地 耕作地	林野 農地	集積 場	工場 敷地	道路 敷地
10	8,831	41,870	660	1,107	4	1,647	4641	6,279	
11	7,610	39,621	934	5,361	9,147	4,891	5,431	5,339	
12	5,299	30,513	372	3,917	7,876	6,942	5,339	5,339	
13	3,868	25,655	655	4,118	15,494	12,615	4,751	4,751	
14	7,346	21,751	516	4,846	12,521	9,723	3,862	3,862	
15	5,328	22,366	727	7,512	12,790	10,578	3,528	3,528	
16	3,909	22,001	221	8,931	14,231	6,378	4,044	10,095	
17	6,750	21,407	678	5,788	22,803	10,168	5,315	10,427	
18	6,411	14,981	357	11,123	13,383	12,396	9,976	14,476	
19	3,548	12,145	322	15,941	15,618	16,316	22,814	14,279	
計	58,900	252,910	5,442	154,008	156,822	156,822	98,467	50,318	

又 近年の農地の変動状況を見ると(第九表)の通りである。即ち昭和十二年迄は年々多少の増加を示し昭和元一二年の年平均一七〇〇町歩年々の農地を差引いた後増として記録されてあるがその結果年減少の傾向を示し昭和一三年一一年では年平均約三二一〇町歩の成長に拘らず年平均約六〇〇〇町歩の成長により差引き二七八〇余町歩年々減少してある。この中間墾及干拓による耕地成長は昭和一〇一一年の十ヶ年平均では年に約二五八〇町歩である。之は災害に依るが、労力不足、鐵工業内地、飛行場用地等に充たされたものも相当大きかつたためである。今后は之等の原因は排除されるであろうからこの様な漸減的傾向は更正されるであろう。而して地面災害を受ける機会が増大しつつあることも認識して置かねばならぬ。耕地は地形上概ね河川湖沼の流域に発達してゐるので耕地全面積の約三〇%へ一七八万町歩は水害の危険性を有するものである。而して之等は概ね肥沃な收穫量も大なる所に相当する故水害の減産効果は著しい。最近の浸水面積は最小の年に

於て四八〇〇町歩へ昭和一四年へ最大の年に於て八五三〇〇町歩へ
昭和二〇年へ及び流失埋没面積は最小の年に於て三〇〇町へ昭和十
四年へ最大の年一七二〇〇町へ昭和二十年へ達して居り最近は愈々
増大の傾向にあるのである。

(3) 森林については生産の面から造林及林道の開設、林地荒廃及災害
の防止の面から治山施設が挙げられる。わが國の森林面積は戦前約四
六〇〇万町歩の約半分を喪失して現在二五〇〇万町歩で人口一人当三
段二畝に相当する。この森林面積に対する蓄積は約六一億石であるが
その中高山地帯の林木約三億石、未開発の荒地天然林約一五億石あり
利用し得るものは約四三億石位である。木材の合理的生産には、生産
手段として整備された森林から其の生長量と同量の立木が、伐採さ
ることを前提とする。その量は年約一億八千万石である。之に対し
最近は昭和十二年二億四千万石、昭和十九年三億四千万石で量の
約二倍を伐採してゐたが戦後も尚昭和二十二年は約二億五千万石の伐

(第十表) 荒廢林地の現況 (除北海道) (単位町歩)

区別	面積	百分率
国土面積	27311605	100
森林面積	17,116,036	58.100
国有林	4568268	
民有林	12547768	
荒廢林地面積	255063	100
国有林	22940	
民有林	232123	
内		
崩壊地 国有林	14871	
民有林	183284	
計	198155	78
養柵地 国有林	7282	
民有林	28832	
計	36114	14
地上地 国有林	787	
民有林	20008	
計	20795	8
計		

森をなすに居り相当過伐を続けざるが、この様な状態を継続して行
 くといわねば、我が國の森林は近々三十、四年前で、伐り盡されることとなる。
 而も之等は全森林に対し公平なる負担を行はねば、伐り居るのではな
 近を便利を知らず、森中の伐採に於て、伐採の不均衡状態を年
 と共に激化してゐる。一般に搬出便利を人工林の伐採が、多く行はれ
 水、年比一八万町歩を伐採してゐる。

一三万町歩を再造林と見て結局五万町歩余が造林未済地として年々残りつつある実状である。天然林については伐採跡地がそのまま放任されである所が多い。之等の結果荒廢林野の増大となりて更に峻峻多雨を風と條件と相俟つて天然災害を惹起する危険性を増大しつつあるのである。

現在の林地荒廢の状態（北海道は資料不足のため除く）を兎ると次に示す如く（第十表）国土面積の。尤も全森林面積の一五%が荒廢林地となつてゐる。

この様を森林状態に対し、今後、復興建設事業の遂行の一つの鍵が木材の供給力如何にあることは、戦災の最も大きな部分を占めるものが建築物であることによつて明らかである。一方前述の如く森林面積が戦前の約半数に減少した并りでも、戦前に於ても国内生産の不足を補つてゐた約二〇〇万石の輸入は今般余り期待出来ない。ここに於て生産の確保と治山の均衡のためには、施策方法の合理的な集約化を

行はねばならぬ。林道の乘運的増強によつて皆伐方式から間伐方式へ移行せしめる必要がある。現在わが国の林道は総延長九万町歩で一町歩当り三六米に過ぎないのに対し、林業の高度化したドイツに於ては三二米更にスエデンに於ては三〇米に及ぶのである。

島国として天車の資源利用の生産施設として挙げられるものは、漁港及船溜である。漁港は水産業の生産と農産物の集荷配給の基礎施設であるが故にその位置は要場若しくは魚類の閉鎖と後方消費地との前面から最適の所に選ばれるべきであり、施設は生産手段の他の反面たる漁船、漁具の型式等との関係から適切をなすべし。

わが国の漁業は従来から世界の他の国より一帯地を放いて発展した。戦前世界の約四分の一の漁獲高を揚げ、漁業者数は世界の約半分を占めた。他方、畜産食糧の乏しいわが国は、漁業から動物性蛋白質給源を得てゐるのである。漁港施設は熟練技術の進歩と共に発展して来たのである。漁業の近代化は明治末期以来であつて、明治末期五十余万担の漁

獲高は昭和十年五百余万担となり約十倍に増大したのがある。之に対し
し、漢港約五〇〇万担、其の他小規模な船舶設備は約五〇〇〇ヶ所現存す
る。之には商港内の二部に漢港設備を研置したものを合算する。戦
時中の漢港、漢業資材の減少及海況の悪化等により漢獲高は年々低減
して昭和二十一年度には戦前の三分の一程度に減少するに至った。終
戦後は更に漢場が縮小した。而る一方国内の食糧需要は増大しつつあ
るので今後速かに生産高の回復を図る外その食糧化の率を増大しなけ
ればならぬ。そのため戦後の漢場変化に伴ふ漢港の配置転換漢港船結
型の着点を考慮し既存漢港の改良、補修等を行ふ外、魚介はその收穫
調節により着しく異なり、又甚だ炭酸性の大なるものであるから特
に消費地への輸送施設、冷凍、加工等の保養設備を完備することによ
り漢獲物の利用度を高上し又生産と消費との合理的調整を期さむべ
からぬ。

(三) 交通施設

国民経済の発展の上に輸送や通信の果たす役割の大なることは言うす
でもないが、時に戦災や消耗によつて生産や国民生活が破綻的状態
に陥つてゐる時、水陸の交通をとり戻し復興させるためには交通の確
保、増強が前提条件となり得る。之を以て国民経済全体の
再生産は生産財生産と消費財生産の均衡、循環によるものであり、こ
の循環過程の秩序は交通機能によるからである。山がらげ、出された
坑木にしても、製鉄所で作られた鋼材にしても之が石炭増産の役に立
つためには輸送を必要とし、採掘された石炭が製鉄所に配炭されるに
もやはり輸送の力を媒介とせねばならぬ。又之等の連絡の果密化の
ためには通運致運な通信を必要とするであろう。輸送機能は輸送施設
と車輛、船舶等の輸送具とのマッチングによつて確保される。故に云う運
もなりが、個々に生産が活用を得る輸送具と輸送施設とはその整備
の趣を著しく異にする。輸送施設は道路にしても鉄道にしても港にし

ても天々断片的部分的な建設では機能を發揮し得ないのであつて各々一つの体系としての施設となつて初用を發揮すると共に更に之等三層のものが有機的に結合されることによつて愈々合理的な機能を有つに至るのである。

今迄交通施設の総合的な整備計画は必ずしも充分でなかつた許りでなく戦災や水害の衰頽によつて欠陥を愈々露呈してゐるのである。

道路については既設道路の改良と産業開発又は観光の促進を目的とする新築建設の二つの問題がある。

現在の道路状況を見ると、国道総延長八九一〇軒の中改良済三〇三七軒、総延長の約三三%、府県道総延長一五三四三軒の中改良済一六一三七軒、総延長の約一四%、又府県道以上の道路総延長一四二五三軒中自動車通行可能の中員を有する区間は合計六五六八〇軒、総延長五三%、又舗装せる延長は六四二六軒、総延長の五%である。而して近年は戦時中より維持補修が行われ、このため荒廢が激しい。以

つて如何に不完全な状態にあるかが判る。運輸省國營自動車の調査によればタイヤの寿命軒は昭和二十一年一七〇〇軒は昭和二十二年上期に於て一三〇〇軒に低下した。之はタイヤ或實の低下もあつたが道路の悪化にもよるものである。道路の悪化は更に三ヤットの破損やガソリン消費量の増大を招き國民経済から見て損失は大である。又橋梁の腐朽も甚しい。全國橋梁約四〇〇〇〇軒中木橋約二三〇〇〇軒、橋の中重要路線に架せられてゐるもの約一〇〇〇〇軒ある。而して木橋は架設後五年以後補修を必要とし、五年后架設を要するので毎年改築五〇〇〇軒、維持補修七五〇〇軒を實施する要がある。従来改築は災害復旧も含め三〇〇〇軒に過ぎず、之が永年続きたる爲、荷重制限により辛うじて通行中のものが約二〇〇〇〇軒に減らしてゐる。地面産業用道路は差当り緊急な石炭、亜炭等の搬出道を整備してゐるに留つてゐるが総合地政開発計画等の関連に於て直ちに交通網の整備を行はねばならない。

(3) 鉄道は道路と相俟つて陸上輸送の完壁を備へ得るものであるが前記の如く道路が荒廃し地面自動車の不足燃料の供給難等から、水が國内陸運はその大邦を鉄道に依存してゐる。又海運は西面環海の好條件ながら戦時中の陸運転化、引續き終戦後の船舶不足により従前に鉄道に過酷なる輸送を強いてゐる。而して下ら既に述べた如く輸送力付國民經濟復興の基礎となるものであるから、經濟再建の全体計画を實現出来る様通切なバランスに務めなければならない。即ち石炭、鉄鋼、肥料等の重要基礎生産物及び食糧其の他生活必需物資の國內生産計画及貿易計画等に因連し輸送要請を100%實現し得る輸送能力を必要とするものであつて輸送力の不足より生ずる物資の偏在に因るインフレーションの昂進防止を極力防止せねばならない。又旅客輸送の極端な逼迫のため生ずる社会秩序の混乱、不安、労働生産率の低下等も防止せねばならない。

今昭和二十二年年度の輸送量及輸送力が昭和十一年度に比しどのよう

可状態であるかを見るに次へ第十一表の通りである。

(第十一表)

輸送量	昭和十一年度	指数	昭和二十二年年度	指数
旅客(千人)	26,226,255	100	28,980,000	110.5
貨物(千トン)	1,629,662	100	2,363,366	145.0
旅客(千列車)	1,180,366	100	792,689	67.2
貨物(千列車)	7,265	100	8,270	112.6

即ち昭和二十二年年度は輸送量に於ては昭和十一年度に比し旅客三四%、貨物一四五%に激増してゐるのに對し輸送力に於ては列車の設備が昭和二十二年年度は昭和十一年度に比し旅客に於て六七%、貨物に於て一一四%に過ぎず、昭和十一年年度の輸送量對輸送力の状態に比し

この様な工業生産の生産額、消費額の輸送の中にあつて、全貨物輸送量の二割内外を占める消費額の性格を、農畜水産品輸送は生産額の増大傾向はとらなかり消費額程増進性必需品であり生産力増大に重要な関係を有するとなつて性格を現してゐるものと云うべきである。終戦により工業生産は激減し特に生産額生産は戦前の僅が一割に低落した。昭和二十一年に入り消費額生産は漸次回復へと向つたが依然停滞し戦後の過少生産の中にあつて生産額生産の上昇が消費額生産を下廻ると云う状態再生産に向い得ない変動的な状態を示した。之に対し生産額輸送は戦後一四九〇台に激減した。二十二年に入り漸増してゐる。農畜水産の輸送は戦前の三月至四割増で終戦後の貨物輸送の特徵的性格となつてゐる。工業生産は戦前の三割内外に低迷してゐるに拘らず輸送は生産額にしては消費額にしては戦前の七割乃至九割に回復してゐる。この原因は海運の衰微により陸運の負擔過重及軍用物資其の他全国的に散在したストツクの輸送によるものである。このように生産額の生産

低迷にも拘らず輸送の面では戦前の七月至九割を行ひ生産額の輸送に重点が置かれ国内のストツクを生産原料として生産過程を送り込ませるという事は戦後日本経済の再生産上のアンバランスを鉄道輸送機能によつてカバーして生産復興の基盤を作りつゝあると云うことが出来る。而し他面このことは補修資材等の配当減少下に鉄道施設を酷使してゐることと意味するものである。今主要資材である鋼材とセメントの消費量の推移を見ると第十三表の通りである。

国鉄 鋼材並セメント使用実績表

年 度	鋼材 (噸)				セメント (噸)			
	計	必要との差	橋修用	工事用	計	必要との差	橋修用	工事用
昭和二十一年	二二六六八二		四六〇、〇〇〇	二二一、〇〇〇	二五、〇〇〇		一、〇〇〇	二四、〇〇〇
二十二年	二二二、〇〇〇		四一〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二五、〇〇〇		一、〇〇〇	二四、〇〇〇
二十三年	二二九、六二六		三九〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二五、〇〇〇		一、〇〇〇	二四、〇〇〇

このように鉄道と国民経済とは有機的に結びついているのであるが、このことは一方に鉄道の経営に無駄があつてはならないと云うことを意味する。従つて工事計画は経営の合理化を企図するものでなければならぬ。これが第一の條件である。現在の施設は前述の如く戦災により一部を喪失し、又多年の酷候により老朽化し衰弱せるものが著しく、車輛施設などの各要素が甚だしく不均衡な状態にあつて輸送能力を著しく低下してゐるのである。即ち、老朽車輛、設備等の更新、劣化し若しくは非効率化する設備の改良、不足設備の補充等により設備の使用効率、労働能率等の向上を図り、又燃料、動力等を節約、設備の磨耗の軽減等をとり、総合的な経営能率の向上を実現するよう、積極的に計画しなければならぬ。

- 以上の目的のため計画として次の諸項目が挙げられる。
1. 長距離大量貨物の海運再振興のため必要な施設工事
 2. 老朽車輛淘汰

3. 車輛及施設の修繕能力の強化
4. 線路の改良強化
5. 荷役設備の復旧及能率向上
6. 通信、信号保安、照明、動力設備等の復旧、改善
7. 駅停車場等運転設備の復旧改善
8. 運取油炭及動力の確保のため自管炭坑及発電所の整備
9. 石炭の節約及輸送力増強のための電化工事
10. 厚生施設、教育施設等の整備充実
11. 僅少の残工事にしても効果著大なる工事
12. 災害防除の施設

Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are illegible due to fading and low contrast.

次は海上交通に於て言えは四面環海のわが国民経済に於けるその重要性
 は言う迄もなく、量的にも質的にも世界的水準に接近し得たものの一つで
 あり、今次大戦勃発前、約六三〇万総噸、世界第三位の船廠を擁し、港灣の
 貨物取扱量、二億七千万噸に及んだ。而るに大戦勃発と共に船廠の三分の
 二を陸海軍に徵備され、敗戦の過程に於て一方に於ていわゆる戦時標準型
 船の粗製濫造により合計約四〇〇万総噸を加へるに他方戦火による損
 耗また極めて著しく累計約九〇〇万総噸、約九〇%を喪失し戦後保有量約
 一四〇万総噸に低落し昔日の面影を止めぬ状態に立至つた。この同港灣の
 修築維持も全く放置せられ埋没し、設備は腐朽し、或は戦災によつて破
 壊され焼失して、石炭等敵荷の施設能力に於て約四〇%、木材、食糧等の
 雜貨施設能力に於て約六〇%の損耗を来し、又、他面特に外貨港灣におい
 ては外貨地帯の殆ど全部が進駐軍の使用下にあつて外貨地帯の現在能力は
 約一〇%、内貨地帯の施設を合せて外貨港灣の全能力は僅かに戦前の一五
 %、年同約二〇〇〇万噸に過ぎず、現在の食糧、綿花その他の輸出入物資は

26

これらの港灣の内貨地帯を使つて新しく購つてゐる状態では各港共非常を行結
 り状態である。

今、之を東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門川の六港の倉庫、上京
 の使用状況によつて見れば、次の如くである。

(第十四表)

年%	戦前		戦中		現在		進駐軍使用		日本側使用	
	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	
	六六七〇〇〇	三二〇三〇〇	三八九〇〇〇	一六四七〇〇	一八八二〇〇	三六一〇〇				
	一〇〇	四八	五八	二五	二八	五				
			一〇〇	四二	四九	九				

(昭和二二年五月現在)

即ち現在総噸數の四二%は進駐軍用となり、日本側使用分は戦前の三分
 の一に過ぎず殆ど余力がないのである。又維持放置のため埋没の例として
 は、特に日本海河口港のうち新泻、伏木、酒田及秋田が甚しく港域深部は

港と埋没し自然状態に復帰しつつある。又河川の出水による押送土砂の泥
 澱堆積甚しく（第十五表）に示す如く船隻出入を困難ならしめてある。
 （第十五表）

新海港 伏木港	七五米乃至八五米 五米乃至八五米	以前の航路 泊地の水深 (米)	以前の入港 可能最大船 艘(総吨数)	埋没後の現 在の航路泊 地の水深(米)	現在の入港 可能最大船 艘(総吨数)	例年堆積土 砂量 (年平均立米)
	六〇〇〇 六〇〇〇			四米乃至六米 三米乃至七五米	二〇〇〇 三〇〇〇	六〇〇〇〇 二五〇〇〇

又防波堤基部附近の海岸が連年侵蝕され外海と港内とが直接連絡し港の
 機能も根本から破壊され水やうとする危険に瀕する港も発生してある。
 かくして民間貿易の再開に伴って外貿港は直ちに施設の絶対能力の面
 に於て危機に陥るのみならず、全港灣能力を外貿に振り向けざるを得ない
 ことによつて、現在の輸送の過当な陸運負担の海運復帰を期せらるべきである。

29

みならず国内重要物資及生活必需物資への流通を全面的に圧迫し、わが国
 民経済の再建に重大な障害を招来するであらう。原料問題其の他に於て明
 らかに海外依存にどうかへつた日本経済の回復にとつて当に海上交通のもの
 の役割は決定的である。

海運の復興の問題は船隻と港灣施設の有機的関係に於て把握されねばな
 らないことはもとより当然である。而し乍ら海上輸送の絶対的要請の下に
 於ては船隻は一部外國船舶に依り当面の充足を考慮することと可能であら
 うが港灣に於ては、このやうな便宜を持たないものであつて、ここに港灣施
 設能力の海運に及ぶ絶対的断面が露呈するのである。

現在港灣総数は二三五港で、その内開港は四七港である。又之を行政
 上より見れば第一種重要港灣六港、第二種重要港灣三六港、準重要港灣四
 港、指定港灣三六港、其の他一九三四港となる。

又元来港灣は陸運と海運の仲介点、接点であると同時にそれ自体種々
 の機能を具有してあるものであり、而して終戦後の國際的、及び国内的諸

状勢は従来から一変したのである。従つて輸送系統の变化、戦災等による施設の不均衡等を考慮し、港灣の地域的配分に於ても機能の構成に於ても新事態に應ずる如く再編整備を期せなければならぬ。

即ち機能的には

- (1) 外国貿易の要請に基づくもの
- (2) 生産増強、重要物資輸送の要請に基づくもの
- (3) 生活必需品物資輸送の要請に基づくもの
- (4) 小型船による海上輸送力強化の要請に基づくもの
- (5) 地方資源開発の要請に基づくもの
- (6) 避難港整備の要請に基づくもの
- (7) 観光港整備の要請に基づくもの
- (8) 等となり、外に、(9) 災害復旧がある

外貿に対する港灣設備の能力不足の現況について先に触れたが更に若干之を補足すれば、第一に外貿の発展の顕著なるものは在来内国貿易であつ

た朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋委託統治領等との貿易が外国貿易となつたために内外貿易の比率が変化した。これだけ一度の港灣に物資が集中することになつたことであり、更に之等は先に述べた如く大部分が進駐軍費用下にあることにより重大な意味を持つものである。従つて之等の隘路打開のため旧軍港の利用、内貿地帯の転用等地域的配分の再編が問題になる。第二に食糧、綿花、其の他雜貨の受入態勢の整備のため、上家、倉庫、荷役機械の急速整備を要する。第三に外国船出入に所要の水深を急ぐ必要ならぬ。第四に石油基地の増設の問題である。即ち石油基地は戦災と戦時中瀬戸内海諸島へ移転したため著しく貯油能力を低下して居り、輸入基地に於て二三方七千屯、配分基地に於て二一万屯であつて、年間九五万屯を扱ひ得るに過ぎない。而るに石油の輸入は昭和五年に於て三六〇万屯であり、今後逐次輸入量を回復する必要がある。生産量更の差当り二〇〇万屯を輸入するを要するので之に對する貯油並に輸送施設及び国内配給のため、基地を緊急に整備し、貯油施設を整備し、文藝五七五、海軍石油輸入増強委員

要請されて居るから之に對する専用施設を整備する必要がある。等々である。
次に生産増強重要物資輸送に對しては、目下石炭の増産が叫水、原鉱石の
需要大なる一面、開港諸港の能力低下のため増産の盤路が輸送にある状況を
を呈してゐるのであつて、之が急速整備を要し特に輸送費の軽減と能力増
強のため、沖積後を接岸荷役、人力荷役を機械荷役への改化を要請せら
れる。之に關しては物價政策と産業施設の公共性化との關聯を考察して強
力に手を打たねばならぬものである。生活必需品輸送に關しては民生安
定の見地から戰時中抑圧されてゐる点を匡正し地域間輸送の円滑化を圖ら
なげねばならぬ。

又、今后貿易の活発化を期して、東京横濱港、大阪神戸港、開門港等を
夫々中心とする多くの衛星港を考慮し工業原料、農産品、生活物資等の円滑
なる輸送により地域経済の立直り乃至発展のため小型船による輸送力増強
により有機的を海上交通機能の飛躍的進歩向上を圖ることを考慮しなげね
ばならぬ。又比較的未開發資源地帯の開港條件を構成するたため港々の整

備を併せ考へるに有利とする地域がある。次に、北海道航路、三陸航路、
北九州及瀬戸内海航路等に於ける炭油船輸送は石炭、セメント、パルプ
肥料、木材、瀝靑、薪炭等重要物資が、生活必需品輸送に重要な役割
を果してゐるのであつて現在船廠保有量は中央機帆船（含油曳船）約四〇
万隻、地区機帆船約四〇万隻で、中央機帆船のみにては月間約五〇万噸（
昭和二十二年六月実績）の貨物を輸送してゐる。而して今後の大型機帆船の
新造が種々制約を受けてゐる点から、この機帆船輸送力の増強は重要な同
題であるが、一方例年海難による機帆船の損耗が莫大に上つてゐる現況に
鑑みて、機帆船の性格から見て避難港の整備によつて輸送力の損耗と經濟
的損失とを防がねばならぬ。機帆船船の海難の最も大なる処は、北海
道、三陸航路であり、昭和二十一年一月より二十二年五月迄の統計によ
れば大畧六八件、その総噸数は畧九四〇〇噸に上り、九州瀬戸内海航路之
に置き被害總噸数は約一八〇〇噸で、合計大体一・二〇〇噸によるので
ある。又、受害による船隻日数は三陸航路の例では冬季十七日、夏季四日

に及んでいて荷役日数、給油給水日数、航航行日数（冬期八日、夏期七日）等
をいれ一航海冬期三日、夏期十五日に及び稼行率は冬期一、夏期二平均
一五であるが避難港整備により気象による滞船日数五〇%削減可能となれ
ば稼行率は冬期一、五夏期二五となり冬、夏期共〇五%向上することになる
即ち現在一五%稼行率、五%上昇することになり輸送力は三三%の増となる
のであつて船舶建造困難なる時この輸送力増は重大なる意義があるのであ
る

(5) 通信は物賤の交換流通の手段たる運輸に対応して意志の交換、疎通の手
段として、産業経済発展のためには不可欠のものであると同時に、それが元
未具有してゐる性質によつて、謂はば非経済的な社会的乃至個人的文化の
向上に對しても亦、重要な役割を演ずるもの存ることには言ひ違ひない。
現在わが國の通信能力は郵便にしても電気、通信にしても著しく低下して
いて「行く方が速い」とさえ云われつゝ、之は運輸の過當な負担に於て
でも行わんとする通信要求の熾烈さを表わしてゐると共に、異種の交通手
30

段の相互變換性を表現してゐるものであつて交通の計画は各種の施設の有
機的調和と把えて総合的に考へられねばならぬと云ふことを示唆するもの
である。建設の対称から見た通信能力減退、原因は郵便に於ては郵便物の
送受取扱のための局舎の戦災及需要分布従つて取扱の變動による狭隘化及
郵便物輸送車輛の減耗衰損による不足であり、電気通信に於ては線路基礎
施設、機器等の戦災、減耗による量の不足と質の劣化である。

(4) 郵便物の引受数量は（第十六表）に示す通り、昭和二十二年は昭和九
年と比較して総引受数は於て通常郵便物六三%、小包四六%に減じ更に國
民一人当りで見れば、通常郵便物五四%小包三六%に激減してゐるのであ
つて、之は國民経済活動の不振と通信用資材の不足とに基くものである
が一方又集配施設並送施設の能力低下による郵便物到達速度の著しい遅
延化によつて、郵便の効用が減殺され利用の抑制となつてゐることとも否
めずいのである。

（第十六表）

郵便物引受数量推移表

年	総引受数量（単位千通）			人口一人当引受数（単位通）		
	通常郵便物 全率%	小包郵便物 全率%	人口一人当引受数	通常郵便物 全率%	小包郵便物 全率%	人口一人当引受数
昭和九年	四五二、五五〇	二〇〇	六六、六	一〇〇	〇、九六	一〇〇
昭和二十二年	二八四、七八三	六三	二八、〇九五	四六	三六、三	五四
昭和二十三年	二八四、七八三	六三	二八、〇九五	四六	三六、三	五四

注 人口 昭和九年 六七、九一六、五〇人
昭和二十二年 七、八二、三六〇、〇〇人

郵便局舎の復旧状況は、昭和二十二年一二月末に於て普通局七〇%播定局四八%であるが終戦後の引受数量減より見て量的には一応充足されているといえるが質的には隘粗悪で能率が悪く、又郵便機輿車復旧は三〇%、其の他集配直送施設不十分である。直送線網の半分を占める國鉄の未復旧状態及船舶自動車等の運送能力の極端な弱体化状態は運配の大なる原因となつてゐる。人口の増大と一人当り郵便發送回数の上を考慮して局舎の建築直送施設の増強を図らねばならぬ。

（四）電気通信施設、公衆通信施設と 鉄道 電力保安 警察放送 海運

水産等の 赤川通信施設とがある。先づ公衆電気通信について云えば戦災により甚だしい被害を受けたが市内電話施設はそれが都市に集中してゐる性質から特に壊滅的な増損を受けたのであつて、昭和十七年の加入者一〇八万は終戦後六二万となり実に四二%の被害である。更にこの四二万中三四万は主要八大都市（六大都市及広島、福岡）の被害であり八大都市加入者の八〇%以上を失つたこととなるのである。

戦前一ヶ年の加入者増加約二万であつた矣を考慮すれば被害の甚大なること、従つてその國民経済活動の上及び影響が如何に大であるかを推量さしめるであらう。然して復旧の現状は昭和二十一年度末に於て加入者総数七二万昭和二十二年末推定八三万となり昭和十七年の七六%である而して六大都市では労務及自動交換局の機械の制約等により進捗せず東京の例では戦前一九万終戦直後四万五千の状態に對し二十二年九月九万

一千その通率は四六%である。一般加入者の復旧遅延を公衆電話によつて補うため之が復旧に努力してゐるが戦前の一五%へ全國七五〇ヶ所、東京一五七ヶ所へに過ぎない。而して之等は質的には多年の保修の低下、老朽化等により戦前に比し著しく機能も低下してゐるのであつて、八大都市の自動式電話局六九局中二六局へ約四〇%は耐用年限を超過してゐる状況である。電話復旧の遅延にも拘らず電話利用度の急速な増大は一加入者当りの使用回数を増大し、話中しに出来る割合が多くなつた。特に大都市に於て著しく、東京に於ては話中率平均三六一%最大八〇%に及んでゐる。又設備不足や障害の爲不接となるもの一七七%あり、話中と合せて五三・八%は不接となり残りの四六・二%が僅かに完了通話に於ては過ぎない現状である。

又市外電話施設は戦災と酷使により市外回線の四九%の機能喪失となり、従来至急通話で二〇分乃至三〇分の待合時間であつた区間は特別至急通話で三時間乃至四時間所要となつてゐる。この様な状態の改善のため

めには重要都市間の新線ケーブルの選化及長距離回線の補助用たる超短波施設の充足等を図る必要がある。又電信は二二〇%回線中戦災七五%であつたが優先復旧の結果二十一年度末に於て一応全部復旧してゐる。而し質的低下のため他の通信施設の不充分のため電信に対する負担過重のため尚疎遠状態は充分でなく、例えば東京局対大阪局間の所要時間は二十二年五月二時四十分、二十二年五月一時四十分となつて漸次改善しつつも尚昭和十一年の一八分に比し著しい差がある。

第十七表 電報疎通状況

年 度	電報疎通回数	全上指数	電信回線数	全上指数	一日回線当通数	全上指数
昭和十一年	一八三、七九〇	一〇〇	二、九一四	一〇〇	二、一六	一〇〇
一五	二八二、七八九	一五一	四、三九六	一三〇	二、七三	一二六
一六	二九六、〇六三	一五八	三、七九八	一三〇	二、六三	一二二
一七	二、九三〇、六三九	一七	二、五九一	八九	二、八二	一三一

通信技術の進歩発達し漸次高度化して行くが、それによりサービ
 スの向上及び資材資金の合理的活用が期されるのであつて、今後期待し
 得るものは、(1) 模写電信及び印刷電信機の実用化、(2) 会議用電話の実
 施、(3) 長距離回線の安定度の向上等である。
 (第十八表) 電話加入者職業別構成調

人口構成(千人)	昭和三十五年	昭和三十二年	昭和三十年	昭和二十五年
水産業	二二七	二二七	二二七	二二七
鉱工業	五九五一	五〇四〇	二八八〇	二四〇〇
商業	三三二七	二八八〇	二八八〇	二四〇〇
接客業	一六一	一八	一八	一八
交通業	一一〇八	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇
其他有業者	三、四三三	三、九六	三、九六	三、九六
無職	三、四八三	四、七六〇	四、七六〇	四、七六〇
合計	六、四九七	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇
官公署 学校等	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

電話加入者構成	昭和三十年	昭和二十五年	昭和二十年	昭和十五年
水産業	二二七	二二七	二二七	二二七
鉱工業	二、九五八	二、八八〇	二、八八〇	二、八八〇
商業	一、五〇	一、四三三	一、四三三	一、四三三
接客業	三〇	八四四〇	八四四〇	八四四〇
交通業	四三	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
其他有業者	八八	一、二六六〇	一、二六六〇	一、二六六〇
無職	五三	四、七九〇	四、七九〇	四、七九〇
合計	一〇〇	八七、〇〇〇	八七、〇〇〇	八七、〇〇〇
官公署 学校等	一〇〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇

又他面通信の施設計画に於て職業別・産業別の通信利用傾向が把握され
 要らざるに、更に積極的に産業再建に寄与する如く計画されたい。此
 りない。職業別電話加入者分布を昭和十年統計によつて示すと(第十八
 表)の通りである。その普及状況は在籍当加入者数で示すと如く、鉱工業の
 五、八%交通業五、九%に対し商業投資業失々約二、〇%公務自由業等を合算共

の他有業者一三ニ%で計約五〇%を占めている。而し乍らこのことは磁
工業、文庫等が集団的な事務所、工場等の組織により一加入者に対し増
私設電話乃至未用電話を有する場合が多いのに対し、后者が個別物であり
一加入者当りの利用度数からは前者が遙かに大なる矣と考慮に入れる必
要があり、基礎施設、市外施設等計画に際しては充分このことを念頭に
置かねばならない。

生活施設

1) 経済再建及びその一環としての建設事業は窮極的には平和的な文化復興として世界水準生活の享受と発展とを希求するものである。その文化的、享乐的な生活のための施設や建設と、又等の培養のために必要を生産力の増大のための諸経済施設や建設事業とは総合的乃至間接的には無縁のこと、直接的にも別個のものである。云えかえれば文化や學生のための、同生活のための施設は、所謂生産に対する消費としてのみ解されるのではなく、生産の場、於ては、労働生産性の昂揚のため不可欠の条件として重大な意義を帯びているのである。而して荒廢のどん底から立ち上るうとする現経済段階に於ける生活施設建設はこの様な意味に於てこそ把握されるべきものである。

かくして現段階に於てどの様な生活施設が先づ建設されるべきかの方向を説明されるべきかと云うことが明らかになるであろう。

住宅、病院、学校、官廳建築物、都市等何れも敷地の直前に露され荒廢

35

の極に達して居り、国民生活の悲惨なる一つの断面がこゝに露呈して
るのである。之等は何れもその再建を焦眉の急としてゐる。生産と消
費の秩序ある循環の事が終極的に恢復再生産を可能ならしめるのであ
り、その水目入、労働の生産行為と労働力の再生産行為との均衡の上には
み立たされるものであることを知るべき。現在の限られた資材と資金の
活用から出發してどの生活施設が建設されるかと云ふべきである。恢復再生
産の過程に於て把えられねばならぬと云ふこと、これがそのことである。
② この採る意味に於て住宅が最も大きな問題をほらんでゐることは云つ
て置かねばならぬ。戦災の損失は約八八〇億の中、建築物が六三三〇
〇億を占めると云われ、その約半分以上を住宅が占めてゐるのである。戦
争に起因する住宅不足数は戦災二一〇万户の外に疎開による喪失、外地
引揚者の需要増、戦時中の供給不足、戦災死による需要減等を差引し、
四四〇万户と云われ、之を一年十二年程度の木蓋で補充するとして所
要木材は約二億二千百万石に及ぶのであつた。年間一千百万石内外の木材

住宅建設に充当する現状を以てすれば二十二年間を要することになり更
に既存住宅の腐朽、火災、風水害等による喪失、世帯増減に伴う自然増
等に對する補充と別々空間二十五万戸を三十三万戸考慮する必要があるか
ら現在程度の木材配当程度を以てしては四、五十万戸住宅問題は解決し
ないことになり、他方木材供給力に先を走つた如く、量的増大を望み、
得ない状況で汚染、飲、でメント等の生産増大も、生産増大も、
必要であり、このことは一面住宅の耐震、構造化、近代化、団地の見地
からも住宅問題解決の唯一の方途として、強力推進せられねばならぬ。
あつた。而も尚今後分が國は住宅の量の絶対的不足と建設力の不足
によつて、實質上最終住宅の解決の適合住宅を余儀なくされるのであつた。
住宅水準の低下に伴つて生活の基盤の縮小化を余儀なくされるのであつた。
復興資金の低下に伴う生活者や労働者の住宅費負担力の低下の問題をも併せて
考慮し、何らかの共同施設により厚生と文化の確保を図る必要がある。又
現在石灰増産のための炭鉱住宅、開拓者のための住宅等生産を直結する

36

住宅の建設も前者は長期金融により、後者は農業経営の面から国庫補助により促進し、前者が一般的に生活基盤の安定が直接的に間接的に経済再建、後者は生産過程の確立に重要なことは先に述べた通りであり、都市の賃貸住宅とも国庫補助に據るの必要とし、昭和三十二年度の昭和三十二年迄の国庫補助により住宅建設状況は（第十九表）に示す通りである。

第十九表

	賃貸住宅	既住建物住宅化	余剰住宅開放	入植者住宅	計
建設戸数(戸)	一〇一、六二九	六八、四三〇	三九、〇〇〇	七六、八一九	二五〇、六八七
国庫補助額(千円)	一、二二九、二一四	四一、八四五	一五、三五六	二七、五四五	一、五二四、六九五

又、後述融資による賃貸住宅の建設状況は（第二十表）に示す通りである。

(第二十表)

昭和三十二年下期	昭和三十二年上期	融資額		新築		移築		修理		面積計 (資材坪)
		(百万円)	(坪)	合計(費)	延床面積	住宅(延)	其の他(延)	住宅(延)	其の他(延)	
二五八	一九八	三〇五七	二〇五六	三〇〇	一	一四八六五	四六二	三三〇八二	一一二	六六六四五
										四六〇四〇

(註) 資材坪とは新築一〇〇% 移築五〇% 修理五%として計算した面積を云う。

(3) 住宅のこの様な過密性を今後なくされる状況下に於て病気の発生等に際しその隔離に付いて極めて困難となる所りである。一時的に衛生上改善しからざる状態に陥るのであつて病院診療所等の整備が緊急問題となつて来る。病院診療所等で或る其の他により復旧を要するものは全国で九六万坪以内民間施設九二万坪であつた。この復旧は国民衛生上放置し難い問題である。更に官公施設二〇万坪、民間施設五三万坪を新設する必要にせまらるゝ。国民保健のため病院診療所等を今後国家施設とする

37

等のため年間一五〇〇〇坪程度の建築を必要とする。又外に図書館、博物館等の被災復旧を十坪に約元。一万坪である。一、昭和五年内、至九年の平均建築活動の総数的に十坪に對し、学校建築は約五、五〇坪内外であつたが最近では建築活動五百坪内外であり、学校營繕の能力はその五〇%に上る坪程度では前記の要請の半数に満たない。即ち數災復旧を急遂にすことと並進することは出来ず現在の二部教授状態を漸次解消するのとして、一五ヶ年計画とすると一ヶ年二〇万坪程度の建築を必要とし、六三割の分は現計画を推進するとせば、少くも年間三〇万坪乃至三五〇坪の建築を必要とするのであつて、前記政府補充を考慮すれば合計年間六五〇坪乃至一〇〇万坪の建築能力を學校營繕のために充たす必要があるのであつて、教育問題更に學制問題は當に建築能力の問題として提起されるのである。かくて再建築上にある経費最廉程の中に於て學校營繕の存する位置を如何に解するか問題となるのである。

以上以外の社会生活に必要なる建築物として店舗、各種事務所等あり。

裁判所 刑務所等治安のための施設も又震災による施設の不足と戦後の
社会不安による刑罰事件の増進等に対処して、刑務所関係に於て三〇万
坪、裁判所関係に於て簡易裁判所、高等検察廳等新設を加えて約三〇万
坪の建築を必要とするに至つてゐる。又各都府政機関の震災復旧も亦行
政効率の向上のための放置する訳には行かないのである。

の) 以上述べた住宅、衛生保健、教育文化、行政治安等の国民生活のため
の諸施設の復旧建設のまう国民経済的意義は又之等の機能の集中的な発
現の場としての都府の再建の問題として捉えられなければならない。都
府行政、産業、文化の中心なるが故に既述の最大の対策となるのである。
うて、わが国の今次戦争は一五都府、既述面積の一億八千一百万坪に
及び関東震災の一三三三二万坪に比し実に一三倍に及ぶのである。この
中五都府市の約五二%を占めてゐる。尤も都府市問題は一應都府市自体の構
成計画の問題と都市と農山漁村等との関係乃至は配分計画の問題との
採の観点から考察されなければならない。而して之は結局は国工の合理的

土地利用の問題として、原産生産地帯、工業生産地帯、商業地帯、住宅地帯、行政機関地帯等の配分設定の問題に外ならないのである。都市の発展傾向は現代社会機構に於ける都市機能のたつたらざる自働的な結果であると同時に、その無制限的な傾向は都市機能自体を不健全化せしめて来た。故に都市計画の問題が、典型的に提起される。都市人口の分散を促され、その結果は、都市計画の問題も、折じりそのものでは無い。それは部分的な抑制や強圧によるものでなく、得るものでなく、国土の全般的な問題として、国民経済の構造の随處とびて把握されねばならないと云うことを意味するのである。戦前わが国の人々の、%以上が京浜、阪神、中京、北九州の大都市地帯に集中して来た。あつて戦争末期にこの集中は若干低減したけれども、戦後再び増加傾向を辿つて行く。わが国のこの集中傾向を都市の発達は近代工業生産力の破行的な集中とそれに計画的に文化の破行的な発達をもたらさるべき点にあるのである。

か、戦後戦後の生産力の激激的振興にも拘らず、尚急速な人口増加の傾向を述べていることは、愈々国民経済の構造的危機を感呈しつつある。生産的な商業資本の悪循環の中に、都市は狂舞し、清浄な都市があつた。夫れ人口の増大住宅の逼迫、交通地獄、都会に於ける近代都市の再建と、都市計画の全面的遂行に依拠することとを許さない。罹災一億八千一百万坪の内、従来からの整理実施箇所等極力省いて一億三千万坪と云ふ計画の削減とすることになつたが、区画整理、街路事業、河川水路、其の他事業等の事業量に於て約四〇億円、内国費負担三六〇億円と云ふ膨大なものであり、区画整理のみで、現在並に一〇%にも及ばず、二十乃至実施量の例からすると、完成には各事業平均四〇%ほど要する計算となる。ここに於て、都市計画は、段階的に効果的に国民経済の回復に應じて進展されるべき要素となつて、先づ住宅共の他建築を阻害せぬ、採に区画整理の促進、炭鉱都市等の生産道路の整備等は重点を置く等

都市計画も本経済段階に應じ、生産力の基盤として実施されるべきか、ねば
ならない。いたずらに理想的計画を^{概観}概念的に展開することは結局全体計
画の停滞を招くものであり、再生産^{過程}から脱落するものである。都市計
画こそ計画と実施との適切な区別配慮を最も必要とするものである。

(三) 国土保全施設

既に述べたやうにわが國はその風土上天災が多く、又長引の戦争のため河川改修とか、治山、砂防とかの維持や保修、建設の工事が行はれなかつた許りをなく、目前の増産のために無計画的な山林の濫伐や河川の堤防に耕作するなど治山治水に憂慮すべき状態が重なつて来た。先に述べた生産施設や交通施設更に生活施設等は結局はわが國工の上に國土及びその資源を有効に利用することによつて存立するのであつて、同時に生産的に見ても國土の荒廢を招くならば結局は國民經濟の再生産の基礎を失ふことを意味するのである。適切な林道の開設と均衡ある植林計画は木材の永遠の供給を補償し、山地の荒廢を防止するであらう。適切な砂防や河川改修は耕地の水害による増減を防止し、又例へば(第十五表)に示したる如き河口港の埋没等を防ぐであらう。

適切な灌漑施設は農業生産を増大するは勿論、旱害から耕地を救ふものもある。石炭の採掘による土地の陥没及之に基く水利の障害等は適切な不干渉を精査するのでなければ社会的な災害を惹き起すであらう。われわれは國土によつて生活を営むと同時に國土を保全し、國土及自然の再生産力を活用しなればならぬ。

農地が山林の荒廢の状況は前掲の(第九表)(第十表)等に示した通りである。近年、昭和十八年の鳥取震災、十九、二十年の東海震災、二十一年の南海震災等が相重いで発生し、更に近時の豪雨は各地に互に既述の実績を起し、昭和十六、十八、二十一年と殆ど毎年全国的に大水害を蒙り、二十二年には東北及関東の大水害に見舞れたのみならず、全国各地にも水害が頻出してゐる状況である。この様な荒廢状態によつて春の尺例的出水に於ては、大水害を招き、又反対の一部では干害を生じてゐると云う矛盾さへ生じ、水害適切な統禦を全く欠く状態になつてゐる。

國土の保全は災害の防止と既に発生した災害の復旧と二面があり、防災が復旧に依ることには云う迄もないが無制限に費用と資材を投せられれば、いかに河海も大劫であると言はねばならぬ。元來災害は自然力が暴威

を根つて生産力の一時的な破壊乃至低下を来さしめるものである。言ひかたは、生産力の基盤の弱体化なることの一つの表現ともある。天災即天害ではなく、天災に打勝つ高度の生産性は有する。場合によっては天災とはなり得ないのである。従つて天害の本質的克服は生産物費用の増大にあるのであり、逆に防災施設の生産性が認識されねばならない。

農業生産は自然力の支配を受け易いものである。故時時禍福と敢て観望等が屢々繰返へされたがそれは当時の農業生産が低いため、風水旱魃に對し人為の施策がなかつたか又交通が開けていなかつたから相互に融通し一時をしのぐ等のことも出来なかつたのである。近年は往昔の様なことはないが高災害の可能性はあり、現下の如き建設力の低下は旱魃危険性を増大していることは前述の通りである。

水田の危険性反別は農林省の大正七年より昭和四年に至る実績による調査によれば(第十二表)に示す如く道府縣を通じて八十八万九千余町歩に上り、当時作付面積の二九%に及んでゐる。

(第十二表) 水田天害危険性反別調査

水田天害危険性反別	面積(千町歩)
(一) 水害の虞あるもの	三四八
(二) 排水不良のため降雨停滯によるもの	一一八
(三) 河川湖沼の排水路の泥濘逆流等によるもの	二三〇
(四) 旱害の虞あるもの	五三四
(五) 平時用水不足のもの	一二三
(六) 平時は適量なるも旱天時に不足するもの	四三〇
(七) 旱天の際塩分の集積により塩害の虞あるもの	一〇八
(八) 調査の虞あるもの	二〇
合計	九二二

(註) この中には危険性の重複するもの三三(千町)あり危険を有する天災別は八八九(千町)である。

わが國の地勢及氣象の關係から水害の危険性は頗る大なるものがある。其の最も大なるものは、東海國土保全の計画の中で最も大なるものとなる。わが國には降雨量が多いばかりでなく、季節的に甚だしい差があり、之が急峻な山岳を源とする急流に集められ流下するもの、河川流量の変動が甚しく、氾濫の可塑性が多いのである。河川改修工事の現状は（第二十表）に示す如く未改修河川が大部分である。

（第二十三表）

	一應度功	工事中	未着手
直轄河川	二一河川	七六河川	三六河川
中小河川	一六〇	一五六	二四一

又わが國の地質が火山系であるため急峻な多量の降雨によつて山崩や、河川の氾濫が至る所が発生し、洪水時多量の水量と共に多量の土砂を流

出すものがある。上流山地を荒廢すると同時にその流出上砂は下流の河床を埋塞して災害を激成するに至るのである。故つて山地の崩壊を防止し荒廢した溪谷を修築し治山、治水の本任に還元すること、が災害の根本防止策であることは明らかである。又水力発電所の貯水池も土砂の堆積を甚しく出力を減少するに至つた所が少なくない。尚治水工事の合理的な実施のため水源の状況等の科学的な調査を更に詳細に行ふ必要があり、維持修繕費材料等の思ひ切つた増加を必要とする。又過去の被害箇所を復旧に速かに行つて災害の重疊を極力防がねばならぬ。昭和二十二年度迄に発生した水害、震災、風浪害、干害等の復旧工事で二十三年度以降に施工する必要があるものが一級合計、國庫、地方、道、府、市、町、村、の各級に及びその内訳は河川一四七箇所、道路四〇箇所、耕地七〇箇所、山林七箇所、港湾五箇所、漁港四箇所、其の他電機等十八箇所である。この内昭和二十二年年度の災害によるものは二〇箇所及んで居る。二十二年度分はこの他に國鉄、通信、國有林等約十五箇所

の復旧費が計上された。

防災の施設又は災害の復旧、即ち国土保全の工事が公共土木事業に於て占める意義は大きいのであつて、荒廃し、災害の続発する国土に於て國民經濟の基盤が育成されるために國家的な多額の投資が行はれねばならぬのである。従つて適切な計画によつて効果的に実施されるべきである。

四 建設の目標

以上に述べた建設計画乃至実施の概観を立つべき基盤より見て、具体的に建設の目標を如何に立てるかと言ふことは先にも若干触れた如く建設に充當し得る資材と資金の如何によつて定まるものである。又資材の供給力の如何によつて各種事業の配分、構成が自ら変りなげなればならぬ。

今昭和二十三年度以降五ヶ年間に復興生計画の順調な進展を見る場合に建設事業に充當するべき資材の量と、前述の建設の基盤を立てるべき事業が差当り実施しなげなればならぬとする一應の計画の中五ヶ年分施行に止

るべき資材量とを比較すると(第二十四表)の如くである。即ちこれによれば生産が順調に向上するならばセメント及木材の建設部内に対する配當見込は要請量の略二分の一、鋼材については概ね充足されることになる。従つてセメント、木材所要の面から事業計画が策定され、それは個々の事業の要請量に対し五ヶ年を通じ累年減するものであり、計画年限の長期化を止むべくされる。

(第二十四表)

建設五ヶ年計画資材表

セメント(単位千セ)	度	二	三	四	五	六	七	計
建設部内配當見込		1,211	1,777	2,198	2,438	2,778	1,041	13,881
指 数		100	145	180	199	227	100	
計画要請(五千分)		2,159	2,915	3,740	4,597	5,594	1,800	25,485
(A)		56	61	59	53	60	58	

内々初果のな事案の選擇がなすれぬ様子は無いのである。

(第二十五表)

建設要請遂行に要する資金表

(單位一億円)

年	度	建設事業費 (A)	全右國庫自給金 (a)	災害復旧費 (b)	全右國庫自給金 (b)	全事業費 (A) + (B)	全右國庫自給金 (a) + (b)
二	三	一五九六	六七四	二一五	一五〇	一八一	八二四
二	四	一七一七	七一	一八六	一三〇	一九〇三	八四一
二	五	一八八四	七四七	一五八	一一〇	二〇四二	八五七
二	六	二二五〇	八五八	七一	五〇	二三二一	九〇八
二	七	二三八一	八二六	七一	五〇	二三二二	八七六
	計	九六二八	三八一六	七〇一	四九〇	一〇、三二九	四、三〇六

裏面白紙

46

256

第三 結 言

以上によつて、われわれは建設事業の本来的性格がどのやうなものであり、又、それが国民経済の再建の過程の中でどのやうな役割を演ずるものであるかを知ると、同時に、その建設事業の據つて立つた地の基盤や建設能力の実態を見極めて、限られた国土と国民の全力を傾倒して崩壊から復興への途へ歩を進めるよすべしとせしむべきとした。勿論多くの問題を擔つてゐる建設事業の真相が之で充分述べ盡された訳ではないが、主要な問題のありか、と、この水はらなさをねはならぬ建設事業の外見の明かになつたことと思ふ。

われわれは今幾しいインフレーションの真又中に居り、断絶的なく高騰を続ける物價と賃金の嵐は、あらゆる建設的の方策もこれをなき倒して行くかに見えろ。この様をときには今迄継続してゐた建設事業さえも縮少し、中止しなげればならぬ情勢を発生して来る。このやうな一見絶望的な廃墟の中から立ち上るためには、従来の行きかかりが独善的な見方を一擲して、国土の構成の眞の姿を把握し、科学技術を結集して、有機的、綜合的な計画によつ

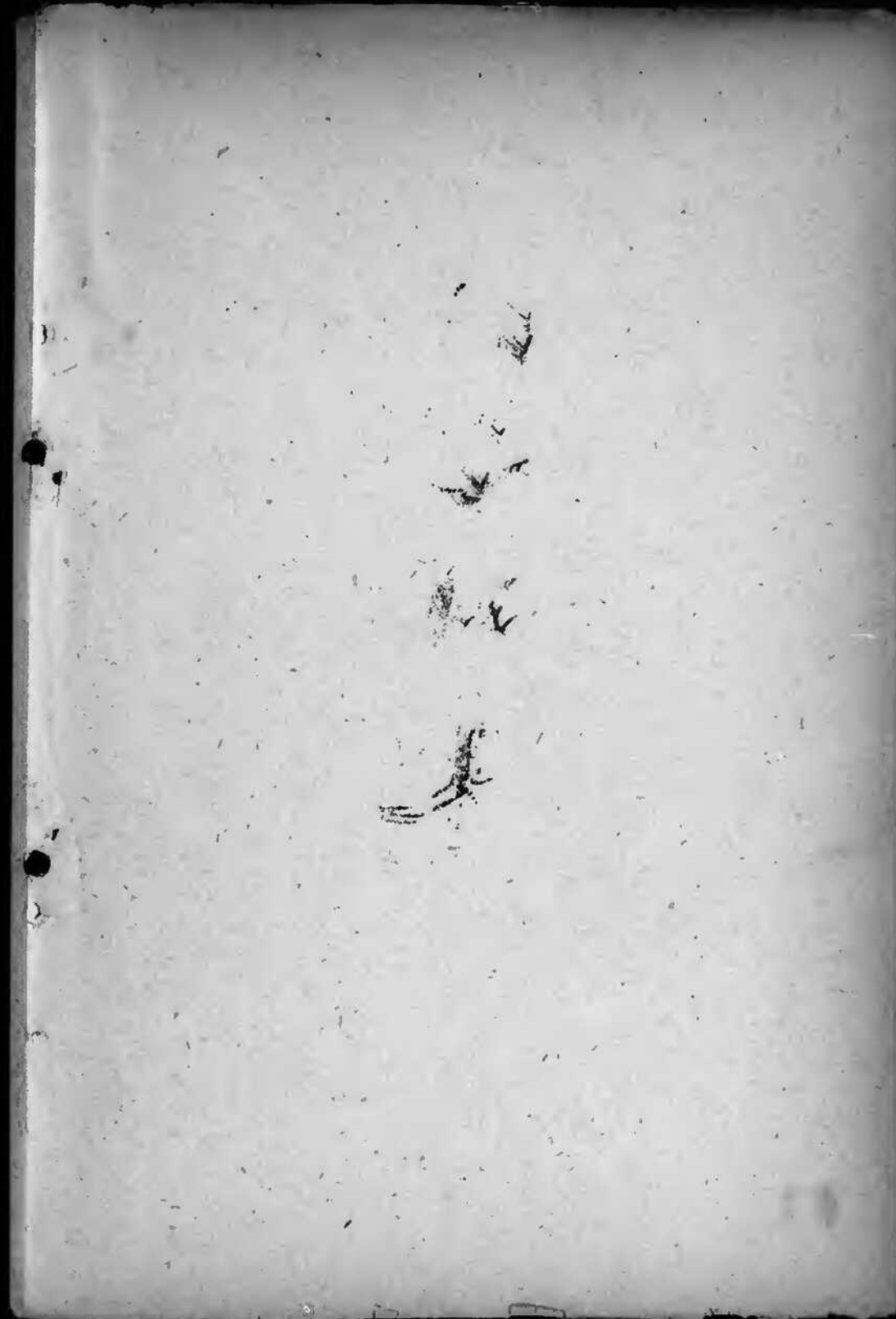
49

て着実に歩一歩と効果的に手を打つて行く以外方法は無い。目前の事態に氣を引かされて、再生産の基礎を崩壊せしめざるを得ない。同時に、時の要策を忘れた計画が危機の直前に於ては役に立たぬ許りか、害に及ぶ虞と云ふことも知らなければならぬ。ここに於て建設と他の施策乃至事業との均衡及び建設内部に於ける生産施設、交通施設、生活施設及び国土保全施設等の均衡が動きつつある経済段階に應じて得られることと重要な問題となる。それは、又国土の全域に亘る各事業要素の均衡発展であると同時にその事業の実際実施される地域に於て最も有効な施策として事業間の均衡が得られねばならない。この場合国土の全域的な観点から必要事業と地域的な合理性のために必要事業とを別々に考へねばならないこともあらう。

限らぬ資材資金を以つてしても、我々の意志と能力とが水は活用し得る国土と資源とを、持つてゐると云ふことを念頭に置いて、「事業と事業との」、「全体と部分との」、「地域と地域との」、又「一」の段階と次の段階との」、「均衡を考慮して総合的に計画し、段階的に着実な実現を図るなりは、明日への曙光を認めることが出来る」と考へるのである。

二二三一

了



昭和二十三年災害復興補助追加要請書

支庁名	補助見込総額	二十三年度		計	二十五年分
		要請額	決定額		
北海道	1,000,000,000	150,000,000	150,000,000	300,000,000	400,000,000
青森	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
岩手	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
秋田	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
山形	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
宮城	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
福島	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
茨城	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
栃木	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
群馬	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
埼玉	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
千葉	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
東京	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
神奈川	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
新潟	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
富山	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
石川	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
福井	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
山梨	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
長野	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
岐阜	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
愛知	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
三重	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
滋賀	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
京都	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
大阪	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
和歌山	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
奈良	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
徳島	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
香川	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
高松	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
愛媛	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
高知	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
福岡	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
佐賀	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
熊本	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
大分	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
宮崎	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
鹿児島	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000
沖縄	1,000,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	300,000,000

備考 此表は最良のケースに於て計算し得るものとする

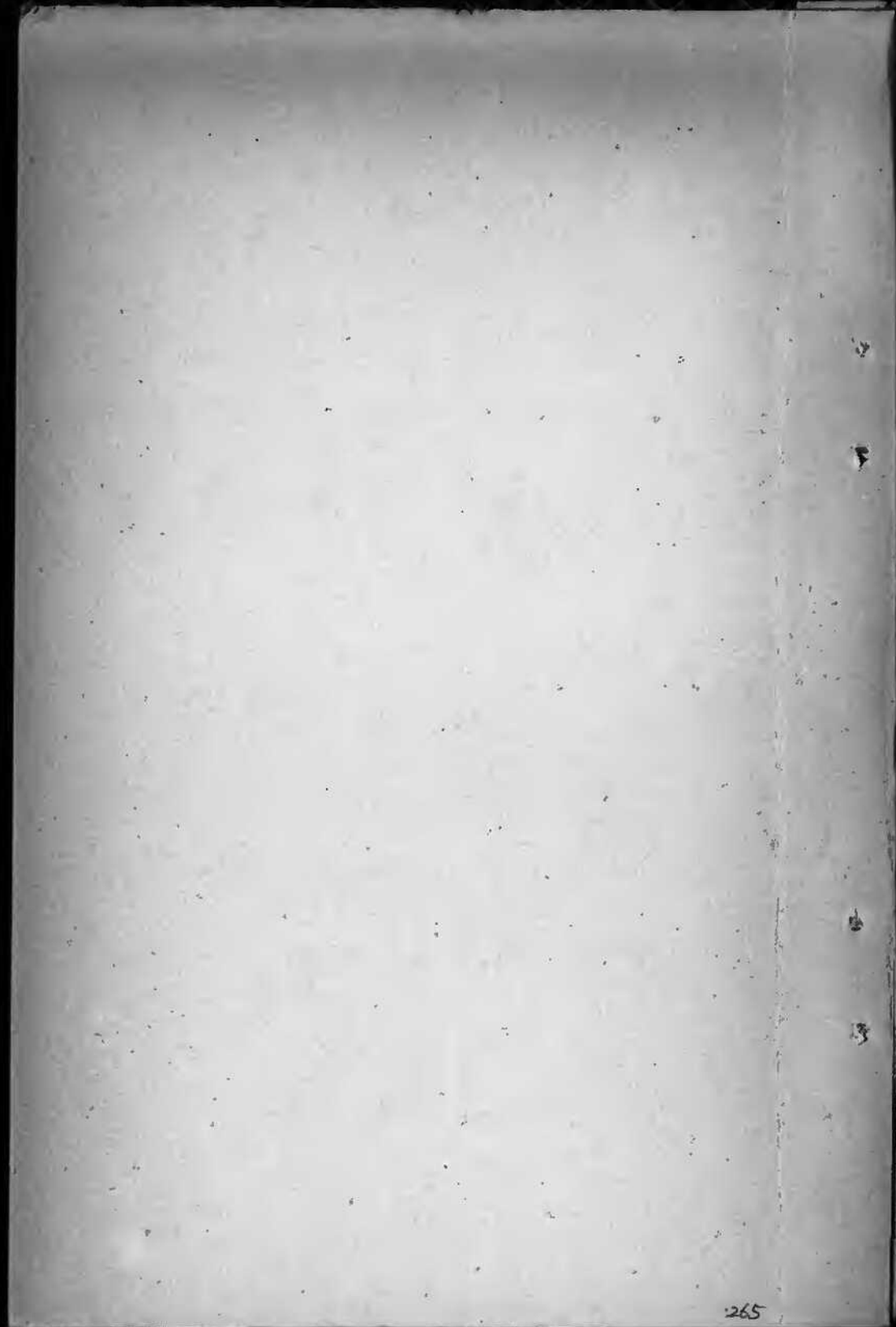
昭和三十五年災害國庫補助見込額調

縣名	災害復旧費	雑費	計	補助見込
北海道	七、七〇九、四四七、六一	七、七〇九、四四七、六一	一五、四一八、八九四、二二	一五、四一八、八九四、二二
青森	九、四四五、〇〇〇、〇〇	七、五〇〇、〇〇〇、〇〇	一六、九四五、〇〇〇、〇〇	一六、九四五、〇〇〇、〇〇
岩手	五、八〇〇、〇〇〇、〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	九、八〇〇、〇〇〇、〇〇	九、八〇〇、〇〇〇、〇〇
宮城	四、三三三、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	七、三三三、〇〇〇、〇〇	七、三三三、〇〇〇、〇〇
秋田	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
山形	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
福島	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、六八八、〇〇〇、〇〇	四、六八八、〇〇〇、〇〇	四、六八八、〇〇〇、〇〇
茨城	五、七三三、〇〇〇、〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	九、七三三、〇〇〇、〇〇	九、七三三、〇〇〇、〇〇
栃木	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
群馬	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
千葉	三、八七〇、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	六、八七〇、〇〇〇、〇〇	六、八七〇、〇〇〇、〇〇
東京	三、五〇〇、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	六、五〇〇、〇〇〇、〇〇	六、五〇〇、〇〇〇、〇〇
神奈川	三、二二五、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	五、二二五、〇〇〇、〇〇	五、二二五、〇〇〇、〇〇
新潟	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
富山	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
石川	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
福井	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
山梨	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
長野	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
岐阜	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
静岡	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
愛知	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
三重	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇

裏面白紙

京都	大阪	奈良	和歌山	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	高松	福岡	佐賀	長門	熊本	大分	宮崎	鹿児島	鹿兒島
三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三
三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三
三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三
三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三	三三三三三三三三

裏面白紙



265

